

平成 2 8 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成 2 8 年 3 月 8 日
- ・ 開 会 平成 2 8 年 3 月 8 日
- ・ 閉 会 平成 2 8 年 3 月 15 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	10 番	後	藤	幸	太 郎
4 番	沢	出	好	雄	11 番	深	川		昇
5 番	品	田	好	博	12 番	近	藤	哲	雄
6 番	松	田	信	行					

2 不応招議員は次のとおりである。

9 番 小 島 一 弘

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		産業課参事
総合支所長		産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課長		建設課参事
総務課参事		住民福祉課長
住民課長		産業建設課長
福祉課長		総務課主幹
産業課長		
教育長		生涯学習課参事
生涯学習課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成28年第1回大空町議会定例会議事日程

第1号 平成28年3月8日（火） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 平成28年大空町議会第1回定例会にあたって（町政執行方針）
- 日程第6 平成28年度大空町教育行政執行方針
- 日程第7 発議第1号 大空町まちづくり宣言について
- 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 同意第1号 大空町教育委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第2号 大空町監査委員の選任について
- 日程第11 議案第1号 訴えの提起について
- 日程第12 議案第2号 指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第3号 農地災害復旧事業の施行について
- 日程第14 議案第4号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第5号 大空町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例制定について
- 日程第16 議案第6号 大空町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 発議第2号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議案第7号 平成27年度大空町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第19 議案第8号 平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第9号 平成27年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第10号 平成27年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第11号 平成27年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第2号）

日程第23	議案第12号	平成27年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第24	議案第13号	平成27年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第25	議案第14号	平成27年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
日程第26	議案第15号	新町建設計画の一部変更について
日程第27	議案第16号	大空町過疎地域自立促進市町村計画について
日程第28	議案第17号	オホーツク東部広域農業水利管理協議会規約の変更について
日程第29	議案第18号	農業用施設災害復旧事業の施行について
日程第30	議案第19号	大空町課設置条例の一部を改正する条例制定について
日程第31	議案第20号	大空町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第32	議案第21号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
日程第33	議案第22号	大空町行政不服審査会条例制定について
日程第34	議案第23号	大空町地域審議会条例を廃止する条例制定について
日程第35	議案第24号	大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
日程第36	議案第25号	証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下 英二	教育委員会委員長	相馬 隆
代表監査委員	近藤 克郎	農業委員会会長	山神 正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口 明夫	産業課参事	中村 直樹
総合支所長	菊地 教男	産業課参事	秋葉 暢康
会計管理者	丹治 健	建設課長	佐薙 幸史
総務課長	藤田 勉	建設課参事	高島 清和
総務課参事	林 敏美	住民福祉課長	平田 義和
住民課長	山本 勝栄	産業建設課長	田中 信裕
福祉課長	南部 猛	総務課主幹	松川 一正
産業課長	伊藤 裕幸		

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊 國夫		
生涯学習課長	佐々木 徳幸	生涯学習課参事	田端 久剛

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷 裕幸
------	-------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田 勝弥
------	-------

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	大槻 明弘
主査	土田 康裕

以上のとおり報告する。

平成28年 3 月 8 日

大空町議会議長 近藤 哲雄

諸 般 の 報 告

《平成28年1月7日～平成28年3月8日》

- | | | |
|-----|------|--|
| 1 月 | 7 日 | 平成28年消防出初式 |
| | 10 日 | 平成28年大空町成人式 |
| | 18 日 | 第16回総務厚生常任委員会
第13回議会広報常任委員会 |
| | 27 日 | 第14回議会広報常任委員会 |
| | 29 日 | 第10回議会運営委員会
第6回議員協議会
第17回総務厚生・第14回産業建設文教合同常任委員会
第14回産業建設文教常任委員会 |
| 2 月 | 4 日 | 第15回議会広報常任委員会 |
| | 6 日 | 大空町10年記念女性模擬議会 |
| | 9 日 | 第18回総務厚生常任委員会 |
| | 10 日 | 産業建設文教常任委員会・大空建設業協会との意見交換会
北網ブロック町議会事務局長会議（津別町） |
| | 12 日 | 第15回産業建設文教常任委員会 |
| | 16 日 | 大空町東藻琴地区更生保護女性会創立50周年記念式典
北海道簡易軌道藻琴線記念碑除幕式 |
| | 17 日 | 第11回議会運営委員会
大空町の農業を考える会学習会 |
| | 18 日 | オホーツク町村議会議長会定期総会・役員会（津別町） |
| | 20 日 | 大空町文化団体表彰式並びに第7回文団協まつり |
| | 24 日 | 第2回議会広報モニター連絡会議 |
| | 25 日 | 和寒町議会行政視察来町対応 |
| | 26 日 | 第19回総務厚生・第16回産業建設文教合同常任委員会
第7回議員協議会
大空町の高等学校教育を考える協議会 |
| 3 月 | 1 日 | 東藻琴高等学校第60回卒業証書授与式
女満別高等学校第62回卒業証書授与式 |
| | 2 日 | 第12回議会運営委員会 |
| | 8 日 | 平成28年第1回定例会 |

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会/開議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成 28 年第 1 回大空町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、5 番
品田好博議員及び 6 番 松田信行議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第 2 議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長 松岡克美議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会を開催するにあたり、去る 3 月 2 日、議会運営委員会を開催をし、本日開会の定例会の会期等について、協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者は 2 名、町長から提出されております案件が 50 件であります。

その内訳は、承認 1 件、同意 2 件、条例制定等の議案が 31 件、平成 27 年度補正予算が 8 件、新年度予算が 8 件であります。議会提出議案も予定をされております。

したがいまして、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、この定例会の会期は、本日 3 月 8 日に開会し、3 月 15 日までの 8 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は、終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第 3 会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 3 月 15 日までの 8 日間にしたいと思います。
- ◇議 長 御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月１５日までの８日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

初めに、網走地区消防組合議会議員の辞職許可がありましたので報告します。

小島一弘議員から、平成２７年１２月３１日付けで、辞職したいと辞職願が、網走地区消防組合議会あて提出され、同日付けで辞職を許可したとの報告がありました。

その他の報告については、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、１１名であります。

小島一弘議員から欠席の旨、届け出があります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は、一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により、一部異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

◇議 長 日程第４ 行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 おはようございます。

平成２８年第１回大空町議会定例会にあたり、行政報告を申し上げます。

昨年１２月１１日から２月１３日まで、町政懇談会「ふれあいトークおおぞら」を開催してまいりました。約２箇月間、２６箇所、参加者は５５０人でした。

もっと職員に現場に出向いてほしい、町民との意思疎通を図ってほしいなどの意見が多くございました。町民に近い行政であってほしいと、そんな町民の願いが込められていたように感じたところであります。

１２月２０日、大空町防災会議を開催いたしました。

災害対策基本法の改正により、災害時の避難行動要支援者の取り扱いが規定されました。防災計画の見直しが必要となったことから、会議を開催し、変更内容

について了解をいただいたところでございます。

同日、北網圏地域医療構想調整会議が北見市で開催をされました。2次医療圏ごとの適正病床数を示すため、医療関係者と自治体関係者により開催されている会議でございます。

12月で2回目でした。3月を目途に内容がまとめられる予定となっております。

12月24日、大空町農業再生協議会水田部会を開催いたしました。

経営所得安定対策交付金の交付額の決定を行ったところであります。また、平成28年産米の生産数量目標が示されました。面積に換算いたしまして、約2.9ヘクタールの転作となったところでございます。これらを示したところでありますが、その後、変更があり、転作面積については、1.2ヘクタールに縮小されております。

年が明けまして、1月10日、大空町成人式を挙行いたしました。

本年は65人の新成人が参加をし、それぞれ自己紹介、また思い出の映像を観賞したところでございます。さらに、地元出身の月光の皆さんのライブで盛り上がりを見せた成人式となりました。

1月25日、大空町畜産振興協議会を開催いたしました。

平成28年度予算の見込み、また住吉牧野の管理方法などについて説明をしたところであります。また、この機会に意見交換をさせていただきました。

1月26日から27日にかけては、東京に出張をいたしまして、B&G全国サミットに参加をいたしました。全国のB&G施設所在市町村長並びに教育長が一堂に会するサミットでございます。女満別、東藻琴両海洋センターは、その際、特Aの評価をいただいたところでございます。

1月28日、オホーツク町村会役員会が網走市で開催をされました。

2月4日に予定されております総会に提出する案件の精査とあわせて、地方創生に係る意見交換を行ったところでございます。

1月29日は、北海道地域公共交通検討会議が札幌市で開催をされ、出席をいたしました。道内各交通機関のネットワークの構築とJR北海道の今後のあり方を検討する会議でございます。JR北海道からは、路線ごとの収支が公表され、道内全ての路線が赤字状態であるとの説明を受けたところでございます。

2月4日はオホーツク町村会定期総会が遠軽町で開催をされました。

平成28年度の事業計画、予算また職員の採用計画等を決定したところでございます。

2月9日は、オホーツク地域づくり連携会議が網走市で開催をされました。

北海道の総合戦略の策定、総合計画の見直しを踏まえ、オホーツク地域の政策展開方向の素案について、意見交換を行ったところでございます。

2月12日は、オホーツク東部広域農業水利管理協議会を開催いたしました。

本郷排水機場の管理体制、負担のあり方について協議をいたしました。また、平成28年度予算について審議をし、決定をしたところでございます。

2月15日は、オホーツク町村会建設経済委員会が津別町で開催をされまし

た。空き家の活用、廃屋の解体撤去における課題について意見交換を行ったところでございます。

2月22日は、大空町行政改革推進委員会を開催をいたしました。

平成26年度までの進捗状況について、説明を行ったところであります。現在の行政改革の大綱推進計画は、平成28年度までとなっているところでございます。このため、新しい大綱計画づくりを平成28年度中に行うという内容について、説明をさせていただいたところであります。

2月28日から25日にかけて、札幌市、さらに26日にかけては東京に出張をいたしております。一つは、北海道合併浄化槽普及促進協議会役員会でございます。平成26年の決算、27年度事業の進捗状況、また平成28年度事業計画、予算について審議、決定をいたしました。

さらにこの機会に、市町村長政策研究会勉強会に参加をいたしました。「外部人材から見た地域創生の可能性」と題し、地方創生推進のため中央省庁から市町村に派遣されている職員から、それぞれの地域の取り組みを伺ったところでございます。

鹿児島県長島町、北海道の鷹栖町、ニセコ町に派遣されている職員から実情を伺ったところであります。

26日は、北海道横断自動車道北見網走間建設促進期成会緊急要望に参加をいたしました。北見、美幌高野間の計画段階評価の実施について要請を行ったところでございます。以上でございます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 町政執行方針

◇議 長 日程第5 平成28年大空町議会第1回定例会にあたって、町政執行方針の説明を行います。

山下町長から町政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 平成28年第1回大空町議会定例会にあたり、私の町政に対する基本的な考え方と事業の概要・予算について説明を申し上げ、町議会議員並びに町民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

大空町が誕生し10年の歳月が経過いたします。私に与えられました任期は折り返しを迎えています。これまでの間、町民の皆様からいただきました温かいご支援と議会議員皆様から賜りましたご理解に心から深く感謝を申し上げます。これからも大空町の成長と成熟、町民福祉の向上に粉骨砕身の努力を重ねてまいる決意です。皆様のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。

世界では国家間、地域間の紛争が絶え間なく、テロ事件もいたるところで発生

し平和を脅かしています。感染症は国境を越え、いつどこで発生しても不思議ではなく、大気汚染物質も自国のものばかりとは言い切れない現状です。人の交流、物流も年を追うごとに拡大の傾向が顕著になっています。いずれもグローバル化が一段と進んでいる状況を示しています。

昨年は北関東において大きな水害が発生しました。沖縄普天間基地の移設、安全保障の在り方、原子力発電所の再稼動など、意見が分かれる課題があり、安全に対する関心が一層高まった年となりました。

政治は消費税増税後の景気浮揚、経済対策と人口減少社会に臨む1億総活躍社会、地方創生の実現が喫緊の課題となっています。しかし、国の経済対策は地方までは十分行き届かず、地方創生交付金も地域の政策を後押しする形にはなっていません。

大空町は昨年、第2次総合計画を策定し次の10年間で展望する将来像を「夢を絆を笑顔で彩る大空町」と決めました。これまでの10年ふれあいと語らいにより、つながり始めた絆を強く束ね、力を合わせて夢や希望をこの大地に描き、大空町を笑顔で彩りたいとの思いが込められています。様々な形で寄せられた多くの町民意見と審議会委員の真摯な議論をしっかりと心に受けとめ、実現に向け最大限の努力を傾注する所存です。

一方、国勢調査の速報値でも示されたとおり、地域の人口減少は待ったなしの課題です。国が示した情報を分析すると大空町の課題が見えてきました。若い世代の出会いの場の創出。子育て環境の充実と経済的負担の軽減。町外からの通勤者が多い現状から住宅施策も大切です。各産業における若年層の雇用機会を確保することも重要です。そして何より、町内外の方に大空町は魅力あふれる個性的な町だと思っていただくことが必要だと考えています。

平成28年度予算の編成に当たりましては、総合計画に示された事業を計画的に実施していくことはもちろん、総合戦略に掲げた人口減少に歯止めをかける施策について、果敢に提案した次第です。今回は新年度予算として提案しているもののほか、実質的には28年度執行する国の現年度補正予算にも触れ、分野ごとに事業の概要について申し述べたいと存じます。

総務関係についてであります。

地方が自立するためには自らが考え行動しなければなりません。

町民皆様が豊かな生活が営めるよう、魅力あるまちづくりを行うためには、職員一人一人の意識や発想力を高めていく必要があります。職員研修による人材の育成、資質の向上に努めてまいります。

本年1月からマイナンバー制度が始まりました。今後も必要な情報システムの改修と機器の整備を進めるとともに、個人情報を狙った不正アクセスなどのサイバー攻撃による情報の流出を防ぐため、情報セキュリティ対策の強化をはかってまいります。

役場庁舎につきましては、建設から30年を経過していることから、利用に支

障をきたさないようエレベータの改修工事を行い、適正な維持管理に努めてまいります。

町民皆様が防災意識を高めることや災害時における適切な行動力の向上をはかるため、防災訓練を継続して実施してまいります。

災害時に地域で重要な活動を行う自主防災組織の立ち上げを支援するとともに、組織の活動に必要な資機材の整備や運営に要する費用の一部を支援してまいります。

迅速に気象や地震などの防災情報を提供し、安全を確保するためのメール配信サービスを実施しています。防災対策の向上はもとより、町のお知らせなどの情報を提供するとともに、利便性の向上をはかってまいります。

消防では小型動力ポンプ付積載車を更新し、防災体制の強化をはかり、町民の生命や財産の保護と安全で安心な暮らしを維持してまいります。

人口減少に対応し、活力ある地域社会を実現するため「総合戦略」を策定しました。大空町の地域特性を踏まえ、観光や産業の振興、心豊かな住みよい環境づくり、多様な人材の確保など効果的な施策を一体的に推進し、将来にわたっていきいきと暮らせるまちづくりを目指してまいります。

地域公共交通につきましては、自ら移動の手段を持たない高齢者や学生などの日常生活の利便性を確保するため、路線バスの運行に対して必要な支援を行うとともに、交通事業者との協働による公共交通ネットワークの確保・充実に努めてまいります。

観光や産業、ビジネスなど地域経済を支える交流の拠点である女満別空港につきましては、既存路線の安定運航や新規路線の就航に向けた働きかけを行うほか、他の空港との連携による広域的な取り組みを行い、一層の利用促進と交流人口の拡大をはかってまいります。

効率性が高く多様な料金体系などを提供する航空事業者の誘致活動を推進し、観光需要の拡大と地域の活性化をはかってまいります。

国内外の更なる誘客を促進するためのプロモーション活動など、引き続き近隣の市町や関係団体と連携し、空港を活かしたまちづくりを推進してまいります。

企業誘致につきましては、良質な地域産物や特色ある観光資源、空港を有する優位性などを広く発信し、積極的な誘致活動を行います。事業の拡大や新規雇用に対しても必要な支援を行い、地域の特性を活かした産業の振興と雇用の機会を創出し、活力あるまちづくりを推進してまいります。

移住・定住対策につきましては、町外から転入して民間の賃貸住宅に入居する

世帯に対して、家賃を助成する制度を創設するとともに、賃貸住宅の所有者に対しても、居住性の向上のために改修費用の一部を助成し、移住の促進をはかります。

子育て世代への様々な支援策や町の魅力・住み良さを積極的にアピールするとともに、移住を総合的に支援する体制を整備し、定住人口の増加につなげてまいります。

東藻琴地区における地域振興施設の整備につきましては、施設本体の建設工事に着手し、平成29年度の供用開始を目指してまいります。

産業の振興や文化活動など、町民皆様が自主的・主体的に行う取り組みを支援する元気づくり応援事業を実施し、町民を主体とした活気あるまちづくりを推進してまいります。

財政につきましては、国の補正予算による事業を現年度補正予算として計上し、繰り越して28年度予算と一体的な財政運営を行ってまいります。

地方財政計画においては、地方税の伸びが見込まれており、配分される地方交付税は減少している状況にあります。

合併から10年を経過したことから、特例算定されていた普通交付税が段階的に減少となり、財政運営は厳しさを増してまいります。予算編成では、地域振興施設の整備など地域の振興をはかるために地域振興基金の一部を取り崩すほか、公共施設などの整備充実をはかるため公共施設等整備基金から、財源不足を補うため財政調整基金などから、それぞれの一部を取り崩すことといたしました。

引き続き国の動向を注視し財源の確保に努めるとともに、地方債残高を抑制し将来の財政負担の軽減をはかり、併せて行財政改革を推進し健全な財政運営と安定的な財政基盤の確立に努めてまいります。

広報広聴事業につきましては、町民皆様と行政が互いに理解と信頼を深め、協働によるまちづくりを推進するため、広報誌やホームページのほか、災害や緊急情報のメール配信などを活用し、迅速で積極的な行政情報の提供と共有をはかってまいります。

新たに地域づくり懇談会を設置し、様々な意見やニーズの把握に努め町政へ反映してまいります。

町史につきましては、ふるさとの歴史や伝統、文化などを後世に残し伝えるため、町史編纂委員会委員の皆様のご協力をいただきながら、引き続き編纂を進めてまいります。

姉妹都市の東京都稲城市と友好町の熊本県氷川町との交流事業につきましては、青少年や団体によるスポーツ、教育、文化、産業など幅広い分野での活発な交流

を通じ、友好関係をより一層深めてまいります。

定住自立圏につきましては、網走市との連携・協力を深め、地域医療や公共交通など日常の暮らしを支える生活基盤の確保・充実をはかります。観光事業や産業の振興、住民の相互交流なども推進し賑わいと魅力あふれる圏域づくりを行ってまいります。

住民関係についてであります。

町民として誕生されたことをお祝いする出産祝い金制度を創設し、未来を担う子どもたちが健やかに育つよう支援してまいります。

マイナンバー制度につきましては、昨年、町民の皆様へ通知カードが郵送され、1月からマイナンバーカードの交付が始まっています。今後、様々な申請手続きなどに個人番号の記入が必要となりますので、混乱が生じないように周知に努めてまいります。

人口減少と高齢化による地域コミュニティの低下が懸念されています。地域担当職員は積極的に自治会の多様な活動に参加し、町民皆様と行政をつなぐ役割を担ってまいります。

花いっぱい運動につきましては、地域と行政が連携して、華やかな明るいまちづくりを進める活動です。空の玄関である女満別空港前や道道空港線の露地花壇など、道路沿いや空き地、公共施設などに華やかな花を咲かせ、訪れる方々を歓迎するとともに、綺麗なまちづくりを町民皆様との協働事業として継続してまいります。花の種類なども検討しながら運動に取り組んでまいります。

交通安全・防犯運動につきましては、安全・安心なまちを目指して、自治会や各学校、関係機関・団体と連携した運動を継続してまいります。

交通安全運動では昨年9月5日に交通事故死ゼロ2,000日を達成し、北海道交通安全推進委員会より表彰されたところです。次の目標である2,500日を迎える来年1月17日に向けて、町民の皆様や関係機関・団体と共に交通安全運動を展開してまいります。

防犯運動では平成27年度から犯罪の抑止効果と早期解決に向けて公共施設に防犯カメラの設置を進めています。各地で発生している犯罪に対処するため、防犯カメラが効果を上げていることから設置を進め、町民皆様の安全・安心を確保してまいります。

廃棄物対策につきましては、町民皆様の協力により分別収集が定着してきています。しかし、ごみの排出量は減っていない現状です。排出量の抑制は多額の経費で運営している各施設の経費の節減につながるものです。ごみを減らし生活の中にエコ活動を呼びかけ、更なるごみの減量化に向けて取り組んでまいります。

現在の最終処分場は平成31年に埋め立て処理計画上の期限を迎えます。最終

処分場をより長く使用するために、小型家電の回収や資源物のリサイクルなどの再資源化を推進します。さらに油圧ショベルを使用した掘削・再転圧作業などにより、埋め立てごみの減容処理を引き続き実施するとともに、集積された木くずの破砕処理を行うなど、最終処分場の延命化のために様々な対策を講じてまいります。あわせて最終処分場の次期構想に向けた「一般廃棄物処理基本計画」の策定を行ってまいります。

最終処分場、リサイクルセンター、焼却処理施設のそれぞれの設備も長年の使用で、消耗品の更新や修繕が必要となっています。処理能力が維持できるよう適切な管理に努めてまいります。

地球温暖化対策につきましては、平成25年度から「第2期地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス排出量などの削減目標の実現に向けて、節電対策などの様々な取り組みを行いエネルギーの節減に引き続き取り組んでまいります。

住宅対策につきましては、引き続き中央さくら団地の建設を進めてまいります。特定公共賃貸住宅と単身者住宅の空き室が長期化しつつあることから、入居要件の緩和、時代や世代による入居者ニーズを見据えたものとなるよう「長寿命化計画」の見直しを視野に入れ、快適な住環境が提供できるよう改善をはかってまいります。

廃屋対策につきましては、解体撤去工事に係る補助金制度が3年目を迎えます。利用希望者も年々増え、周辺環境の保持や危険の回避につながるなど、住環境の維持のため引き続き対策を進めてまいります。

エキノコックス症対策として、駆虫剤の散布を行いキツネなどの動物への虫卵の寄生を防ぐとともに、身近な自然動物との共生をはかり、安心して暮らすことができる生活環境の保持に努めてまいります。

徴収事務につきましては、債権管理条例に基づく適正な滞納整理事務と全庁的な連携による滞納者への納付相談や訪問徴収などを行い、滞納額の縮減を目指してまいります。

ふるさと応援寄附金につきましては、平成27年度から町外の寄附者の皆様へ寄附金額に応じた町の特産品などの贈呈により、寄附の金額、件数とも大幅に増加となりました。特産品の販売と町の知名度を高めるなど大きな効果が見込めることから、町内の特産品を公募により拡充するとともに、寄附金の使途目的などの見直しも行っています。あわせて今後も寄附をいただいた多くの皆様とのつながりが持てるよう、地域おこし協力隊を活用して様々な情報の提供などを行い、大空町に関心を持っていただき全国の皆様に応援していただける制度となる

よう取り組んでまいります。

福祉・保健関係についてであります。

お互いを認め、支え合い、保健・医療・福祉が連携し、共に支え合う地域社会の実現をはかり、健やかに安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

保健医療体制につきましては、町民皆様が健やかでいきいきと心豊かに暮らすためには、食生活を見直し、適切な生活習慣を身につけ、心疾患、糖尿病などの生活習慣病の予防と合併症の発症や重症化の予防が大切です。特定健康診査や各種がん検診のほか、北見赤十字病院のPET-CT検査、胃内視鏡検査など、各種検診機会の拡大と保健指導の充実をはかり、医療費の抑制に努めてまいります。さらに健康・医療・介護・育児相談などを気軽に相談できる24時間年中無休の電話健康相談サービスの活用を引き続き行ってまいります。

新生児全数訪問や第1子の2か月児訪問により、健康的な生活習慣の確立を目指した母子保健指導を進めます。さらに4か月児の集団健診化により乳児期から定期的な関わりを持つことで、親の育児への不安の解消がはかれるよう支援してまいります。

医療保険制度や診療報酬の改定、医師・看護師不足などにより病院経営は厳しさを増しています。町の基幹病院として女満別中央病院を運営し地域医療や救急対応を担うとともに、東藻琴診療所の指定管理を受託している医療法人社団双心会に対して、医療環境充実のため必要な支援を引き続き実施してまいります。東藻琴診療所では、超音波画像診断装置の更新を行い、医療提供体制の充実をはかってまいります。

医療機関や介護施設における従事者不足の解消と定着をはかるため、医療・介護従事者の新たな常勤雇用に対する就業支援事業のほか、在宅医療・介護や介護施設などで必要な知識・技能を持った人材の育成・確保をはかるため、介護員養成研修に対する助成を引き続き行ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、医療の高度化や心疾患、糖尿病などの生活習慣病、合併症の発症や重症化により加入者の医療費は年々増加傾向にあり、国民健康保険事業特別会計の運営は厳しさを増しています。今後とも税収や医療費の動向を踏まえながら、適正な運営に努めてまいります。

地域福祉につきましては、高齢者や障がいのある人の外出による生きがいくつと買い物や通院などを支援するため、既存の福祉タクシー券に新たな外出支援タクシー券を加えた高齢者等移動支援事業として実施し、タクシー料金の助成制度の拡充をはかります。さらに安心して自宅で暮せるよう除雪サービスを提供し、

冬季の日常生活の支援を行う軽度生活援助事業を引き続き行ってまいります。

消費税率の引き上げによる日常生活の影響などを緩和するため、所得の低い方に対する臨時福祉給付金の支給を行い、さらに賃上げの恩恵が及びにくい障害・遺族年金受給者に対して、新たに設ける臨時的な加算給付金の支給を行ってまいります。

地域の福祉活動の拠点として様々な事業活動を展開している社会福祉協議会の管理運営に対する経費の助成や各種福祉団体の育成、地域福祉事業に要する費用の助成を引き続き行ってまいります。

子育て支援につきましては、疾病の早期診断と早期治療を促すため中学生まで拡大した子ども医療費助成やひとり親家庭などの負担を軽減するための医療費助成、子どもの健やかな成長を支援する児童手当の支給など、子育て世帯の経済的な負担軽減をはかってまいります。

児童センターや児童クラブにおいて、子どもの健全な遊びの場の提供や交流をはかり、心身ともに健やかな子どもに育つよう努めるとともに、放課後の児童の居場所づくりを進めることにより子育て世帯の就労機会の確保をはかってまいります。

高齢者福祉につきましては、一人暮らしの高齢者などの実態把握や安否確認、相談支援のために訪問員が訪問する見守りネット事業や高齢者世話付住宅入居者に対して、相談や安否確認などのサービスを行う生活援助員を配置し、住み慣れた地域で安心した生活ができるよう支援します。また、一人暮らしの高齢者などが急病時や非常時に迅速な救援体制がはかれるよう、緊急通報機器の設置と更新を引き続き行ってまいります。

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、介護予防の普及啓発や介護サービスの提供と支援を行う介護保険事業を引き続き実施します。介護給付費が増加している状況に加え、今後見込まれる新たな介護給付等対象サービスや地域支援事業の実施に向け、検討を進めてまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある人もない人もお互いに尊重して住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障害の診断、訓練、治療のための旅費助成や重度心身障がい者の医療費負担軽減のための助成、発達支援センターの運営経費の負担を引き続き行います。また、障がいのある人の日常生活を支援するための介護や訓練などのサービス提供については、障害支援区分に応じた適切な支援を行ってまいります。

障がいのある人からの相談に応じて、必要な情報の提供・助言や関係機関との

連絡調整などを行う相談支援事業所を町内に確保し、自立した日常生活を過ごせるよう適切な支援に努めてまいります。

障がい者福祉センター「ちあふる」は、障がいのある人が地域で安心して暮らし社会的自立を目指した生活が送れるよう、指定管理者である東藻琴福祉会と連携し、施設の有効利用と就労支援や生活援助事業などの充実をはかってまいります。

産業の振興についてであります。

地域経済の発展と魅力あるまちづくりを進めるため、中心的産業である農業や商工業と観光など、それぞれにおいて活力ある産業の振興に努めてまいります。

農業や農村につきましては、安全・安心な農産物の生産をはじめ、生産環境の保全や良好な景観形成など農業が持つ多面的な機能を発揮する中で、地域経済を支える産業として重要な役割を担っています。

本年２月には、ＴＰＰの大筋合意内容が関係国の署名により確定しました。この協定の発効によっては、農業や農村を取り巻く環境に大きな変化が生じることが危惧されます。今後は、農業への影響緩和対策が大きな課題となりますが、新たな国際環境の下では競争力の高い農畜産物の生産など、関係機関・団体と連携をはかり対応していくことが重要であると考えています。

新たな事業として、農産物の競争力を高めるとともに、良質な農産物を生産・出荷するため、オホーツク管内で生産される豆類を製品化する施設の整備について、関係するＪＡや農業団体と連携しオホーツクブランドの確立など産地体制の構築を推進してまいります。

農業はＴＰＰなどの農業情勢の変化から、担い手不足や高齢化、離農者の増加などが懸念されています。限られた担い手で安定した農業経営を推進するため、生産性の効率化と省力化や農畜産物の競争力の強化などが求められており、生産環境は厳しさを増しています。

意欲ある優れた担い手を育成し、農業の持続的発展のため、実践的な経営力・技術力を習得する研修に対し引き続き支援するとともに、新たに首都圏から大学生をインターンシップとして招き、就労体験機会の創出と人材確保の仕組みづくりを網走市と連携して進めてまいります。また、両ＪＡがＧＰＳを活用し、農作業の労力負担や営農費用の軽減に対応できるよう、革新的な生産技術システムの導入に対する支援を行ってまいります。さらに網走市との地域連携により地場産品の海外輸出を促進し、世界規模での販売戦略を構築するとともに、長いもの高付加価値化をはかるため、行政・大学・ＪＡが連携して加工品などの商品開発のための調査研究を実施してまいります。

6次産業化の推進につきましては、地場特産品の開発や研究、販売など、食と農ビジネスを進める人材育成のため、引き続き加工特産品づくりセミナーを開催してまいります。

農業の基本となる土づくり対策につきましては、安全・安心な農産物を生産するためクリーン農業に取り組むとともに、緑肥作物の導入や土壌分析・診断に対して支援を継続してまいります。

馬鈴しょの生産においては、収穫量に大きく影響する病害虫で、昨年国内で初めて確認されたジャガイモシロシストセンチュウの侵入を防止するため、引き続き低減効果の高い抵抗性トマト野生種の導入に対して支援を行ってまいります。さらに化学肥料・農薬の低減や有機農業の取り組みを実践する農業者を支援し、環境保全型農業を推進してまいります。

農業経営基盤の強化につきましては、農業関係資金対策として天災による被害復旧に要する資金について、平成28年度に両JAがそれぞれ融資する場合において、農業者の負担を無利子化するほか、農業気象の情報提供などの事業を引き続き実施してまいります。

草地などの維持・保全対策として多面的機能の向上をはかる中山間地域等直接支払事業に引き続き取り組むとともに、農業の基盤となる農用地・水路・農道などの地域資源の保全管理をはかる農業農村多面的機能支払交付金事業を実施してまいります。

農業委員会につきましては、国は農業を成長産業化に向けた一体改革の一つとして平成28年度から農業委員会制度を改正します。

町においては、次期の改選から農業委員の選出方法や定数などを変更することといたします。

農業委員会がこれまでと同様に、農地の確保や保全と併せて農地を意欲と能力のある担い手へ集積し、有効活用するための利用調整を円滑に行えるよう努めてまいります。さらに農業従事者の高齢化や減少が進む中、地域の農業生産力の低下や農地の遊休化を防ぎ、地域農業の発展や安定的な農業経営を目指すため、意欲のある担い手を育成・確保することが重要です。農業担い手育成センターを中心に関係機関・団体や近隣市町と連携しながら、次代を担う就農者の確保や農業後継者のための支援を行ってまいります。

農業農村整備事業につきましては、女満別東部高台地区農地整備事業、女満別湖南昭和地区農地整備事業、女満別南部地区農地整備事業、東藻琴地区中山間地域総合整備事業、女満別豊住地区農地整備事業、東藻琴山麓地区草地畜産基盤整備事業を実施し、農業生産の基盤と農村の生活環境の整備を推進してまいります。

本郷地域の美女地区国営かんがい排水事業につきましては、平成28年度に大

空町区域内の工事が完了の予定となっています。

北海道管理区間の黒瀬川下流域の整備につきましては、早期に完成するよう働きかけてまいります。

昨年１０月の台風２３号による被災農用地及び農業用施設につきましては、災害復旧事業と農業農村多面的機能支払交付金事業により対応を行ってまいります。

酪農・畜産につきましては、飼料や生産資材の高騰が生産費を押し上げ収益の低迷が続くなど、経営環境は厳しいものとなっています。畜産クラスター事業による生産施設の整備を進めるとともに、良質な生乳の生産、ゆとりある農業経営のために、乳牛検定組合や酪農ヘルパー利用組合への支援を継続します。ＪＡオホーツク網走が取り組む黒毛和牛の優良血統の受精卵移植による改良事業を引き続き支援してまいります。

住吉牧野につきましては、草地の適正管理に努め入牧家畜の健康保持と利用促進をはかってまいります。

口蹄疫や鳥インフルエンザをはじめとする家畜伝染病対策につきましては、家畜伝染病防疫対策協議会を中心に関係機関・団体と連携し、侵入防止に向けた迅速な取り組みを進めます。町内で発生している牛のヨーネ病につきましては、清浄化に向け、今後も一層の浄化対策に努めてまいります。

林業につきましては、森林所有者の安定経営を維持するための「森林整備計画」に基づく森づくりを推進するため、未来につなぐ森づくり推進事業の活用や森林整備推進対策事業による造林、下刈りや除間伐を引き続き支援し、森林所有者の負担軽減と森づくりへの意欲の向上をはかってまいります。

町有林につきましては、第三者機関が認定する森林認証を取得するとともに、引き続き適正な保全管理に努め、伐採から造林までを計画的に実施してまいります。

地域材利用促進事業補助制度を創設し、森林認証材を活用した新築、増改築などの住宅所有者に対して支援してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、「鳥獣被害防止計画」に基づき鳥獣被害防止対策協議会と連携して、農林業被害や人的被害の防止のため効果的な駆除を一層強化してまいります。

駆除従事者の確保と負担軽減のため、引き続き狩猟免許を取得する方への支援やエゾシカの駆除処理に要する経費の一部を支援してまいります。

水産振興につきましては、西網走漁業協同組合が行う網走湖有用資源・水質環境調査事業に対する支援やシジミカビ臭の対策として、定期的な食味試験に係る費用の一部を引き続き支援してまいります。

労働・雇用対策につきましては、新たに常用労働者を雇用し雇用人数が増加する事業主に対し、賃金などの一部を助成する地域就業者雇用確保事業や専門的な技術習得の促進をはかり、優秀な人材を確保するための費用の一部を助成する地域産業人材育成事業を創設します。雇用機会の確保と創出による定住人口の増大や地域活性化、企業の安定的な経営基盤の確立と雇用環境の充実を進めてまいります。

商工関係についてであります。

国内経済は、経済政策の本格始動を受け、大手企業を中心に業況の改善が進み、景気は回復傾向にありましたが陰りも見え始めているとの報道もあります。中小企業・小規模事業者にとっては、消費税の増税の影響が経常的経費を圧迫するなど、依然として停滞感が強い状況にあります。地方にあっては、景気回復の兆しは遠く、諸物価の高騰などが生活を圧迫しているのが実感です。このような中、地域経済の再生を目指して、商工会や関係機関・団体などと連携し、各種施策を展開してまいります。

商工会で取り組んでいるプレミアム商品券発行事業につきましては、プレミアム率を従来の２０パーセントから試験的に３０パーセントに増額しその効果測定を行い、地域における商業活動の課題を多角的に検証してまいります。

経営の安定化と事業投資の誘発をはかるため、中小企業が融資を受けた資金に対する利子や保証料の一部を引き続き助成してまいります。

女満別空港ビル内における道の駅アンテナショップ空港店につきましては、オール大空町、圏域のアンテナショップとして物産・観光振興を展開するために運営費用の一部を引き続き助成してまいります。

店舗のイメージアップと商店街の活性化をはかるため、店舗改修事業や起業化支援事業を引き続き実施するとともに、商店街の空洞化対策や商工業の活性化に資することを目的に、各個店と消費者の信頼関係を構築するため、新たにまちゼミ事業に取り組んでまいります。

ポイントカード事業につきましては、地元商店街における経済循環として、イベントや町の振興につながる事業参加者に加え、転入者や出生者に対してポイントを積極的に発行し、事業の一層の促進をはかってまいります。

住宅リフォーム事業につきましては、快適な住環境の向上をはかるとともに、地元経済の活性化対策と雇用促進の一助となるよう、費用の一部を引き続き助成してまいります。

町内の各産業においては、担い手の不足が課題となっています。様々な職種の方々が幅広い人的交流や情報交換、仲間づくりなどができるよう出合いの場づくりのために、大空町青年団体連絡協議会と連携して異業種交流事業を実施してまいります。

観光につきましては、旅行スタイルの多様化に合わせた取り組みが求められています。本年3月の北海道新幹線の開業に伴い、道内各地域で誘客戦略が展開されています。オホーツク圏域においてもアジア諸国からの観光客の増加により、個々のニーズに対するきめ細やかな対応が検討されています。

昨年策定いたしました「第2次総合計画」の観光分野をより具現化するために、「観光振興計画」を策定してまいります。

町の観光資源を最大限に活用し外からの視点で情報発信するために、新たに地域おこし協力隊員を配置し、関係機関・団体と連携しながら多様なニーズや外国人観光客を意識した対応に努めてまいります。

メルヘン観光交流センターに設置していた公衆無線LANをより広範囲で使えるよう拡張を行い、増加する外国人観光客に対応してまいります。

網走湖女満別湖畔に設置されている観光案内所に展示する湿生植物群落内の動植物パネルの作成を行い、ビジターセンター的な機能を整備してまいります。

朝日ヶ丘公園パークゴルフ場につきましては、平成27年度コースレイアウトの一部を変更するとともに9ホールを増設し利便性の一層の向上をはかりました。28年度はリニューアルオープンの記念大会を開催し、多くの皆様に利用されるよう管理と運営に努めてまいります。

藻琴山登山につきましては、6合目において老朽化した案内看板の更新と仮設トイレを設置し、登山者の利便性の向上をはかってまいります。

芝桜公園につきましては、老朽化した施設の改修整備を年次計画で進めています。指定管理者と連携して老朽化した芝桜を植え替えするとともに、入園者の安全対策のため公園内施設の改修整備を実施します。新たな魅力づくりや様々なメディアを活用したピーアール活動を一層強化し、集客力の向上による収益の確保に努めてまいります。

花観光につきましては、春から秋まで水芭蕉や芝桜、ひまわりなどを観賞するために多くの観光客が訪れています。各種広告媒体を活用し、開花情報や周辺観光情報の提供に努めてまいります。

イベントにつきましては、「芝桜まつり」「観光夏まつり」「ふるさとまつり」

などの開催について引き続き支援するとともに、マスメディアを積極的に活用し情報発信に努めてまいります。

ひがしもこと乳酪館につきましては、産・学・官連携による新製品の研究開発に引き続き取り組むとともに、老朽化した施設の改修整備を実施します。製品の新たな販路の拡大やピーアール活動などを一層強化し、収益の確保に努めてまいります。

建設関係についてであります。

道路整備事業のうち、両地区を結ぶ開陽中央線の整備につきましては、継続して行っていた落合橋の架橋工事が完了し、新橋の形状が見えてきたところです。平成28度は新橋の前後の道路区間も含めた整備を進め、供用を開始する予定としております。

道路舗装補修事業として、千草101号線の舗装修繕を進め、道路の長寿命化をはかります。新たに栄町6丁目線の歩道整備に着手し、高齢者や児童・生徒が安心して歩行できる道路整備に努めてまいります。

昨年10月の台風による道路災害復旧工事につきましては、未着手となっている箇所について早急に実施してまいります。

橋梁補修等整備事業につきましては、藻琴橋他3橋の修繕工事を行い、橋梁の長寿命化をはかってまいります。

道路、橋梁、河川の維持と除排雪につきましては、引き続き指定管理者制度による管理を実施します。指定管理も6年が経過し、平成28年度から3期目を迎えます。更新時期に合わせて人員配置などの見直しを行い、より良い管理が行える体制を目指すとともに、安全で快適な道路交通網の維持と整備に努めてまいります。

除雪機械につきましては、計画的な更新を進めており、平成28年度は小型除雪ロータリー車を更新し、安定した除雪体制を維持してまいります。

河川管理につきましては、適切な維持管理に努め、近年、多発の傾向にある降雨被害への対応に努めてまいります。

街灯の整備につきましては、平成27年度に実施した調査に基づき、全ての街灯のLED化を実施するとともに、民間事業者のノウハウを活用して、省エネルギー化による維持経費の節減をはかってまいります。

都市公園などの緑地につきましては、引き続き適切な維持管理に努めるとともに、未完成となっている女満別運動公園遊具の整備を進めてまいります。

簡易水道事業につきましては、安心できる水の供給に向け、ループ管路の構築や老朽管、老朽設備の更新を進めてまいります。

東藻琴地区での新たな水源の確保につきましては、引き続き、流量調査や水源地の地中探査を実施し、取水方式などの検討を進めてまいります。

下水道事業につきましては、適切な維持管理と計画的な機器更新による機能維持をはかるとともに、網走市への汚水送水管の中継点であるマンホールポンプ所の長寿命化をはかるため、腐食防止対策工事を行ってまいります。

合併処理浄化槽につきましては、下水道区域外の生活環境の改善と公共用水域の水質保全の観点から、引き続き設置費用の一部を助成し、合併処理浄化槽設置の普及を推進してまいります。

学校教育関係についてであります。

学校教育環境の整備につきましては、東藻琴小学校の大規模改修に併せ、体育館の建設に向けた実施設計などに着手してまいります。

学習指導の充実につきましては、新たに教育委員会に指導主事を配置するとともに、教職員の研修機会の充実をはかり、教育内容の質の向上を目指してまいります。

特色ある教育活動の推進につきましては、学校図書館司書を引き続き配置し、児童・生徒が本に親しみやすい図書環境の充実をはかってまいります。

語学指導助手と外国語活動推進指導員を引き続き配置し、国際理解を深める取り組みや語学教育の充実をはかってまいります。

地域コーディネーターを引き続き配置し、地域人材や地域資源を活用した特色ある学習を推進してまいります。

特別支援コーディネーターを引き続き配置し、特別支援教育の充実をはかるとともに、いじめや不登校などの予防、早期発見・早期解決に向けた相談体制の充実をはかってまいります。

芸術文化鑑賞事業を引き続き実施し、園児・児童・生徒に優れた芸術舞台の鑑賞機会を提供してまいります。

高等教育の充実につきましては、町立の東藻琴高等学校と道立の女満別高等学校の特色ある高等教育活動への支援を引き続き行ってまいります。町民皆様のご意見や大空町の高等学校教育を考える協議会の議論などを踏まえながら、将来の高等教育の進むべき方向を教育委員会と共に定めてまいります。

両校への生徒確保対策として、制服購入費用の助成や寄宿舎の運営、スクールバスの運行などを引き続き行います。網走東学区の高等学校への通学に対する交

通費または下宿費用の一部を引き続き支援してまいります。

教育機会の確保と充実につきましては、奨学金の貸し付けのほか、大学などへの進学時に必要な資金の借入金に対する利子、信用保証料の一部助成を引き続き行ってまいります。

多子世帯の子育てを応援するため、子どもにかかる保育料の負担を軽減するとともに、高等学校や大学などへの進学に対する費用の一部を支援してまいります。

学校給食につきましては、子どもを持つ世帯の負担軽減と、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たす食育の推進をはかるため、無償化を実施してまいります。引き続き、地場産食材を活用した「ふるさと給食」を提供してまいります。

社会教育関係についてであります。

町民皆様が主体的に行っている各種社会教育活動につきましては、生涯学習を推進する観点から更に充実するよう継続して支援を行ってまいります。

少年教育につきましては、社会教育コーディネーターを引き続き配置し、子どもたちが心豊かで健やかに育つ環境づくりに努めてまいります。

姉妹都市である稲城市や友好町である氷川町との児童・生徒交流事業を充実させるとともに、ボランティアリーダー研修会への参加や長期休業中の学習サポート事業などを実施し、児童・生徒の健全育成に努めてまいります。

青年の育成につきましては、青年団体の主体的な活動を引き続き支援するとともに、リーダー養成や青年相互の交流を推進し、青年活動の一層の活性化をはかってまいります。

文化活動につきましては、日頃の練習成果を発表する機会の提供を行い、多様な芸能文化活動に取り組む総合型芸能文化倶楽部を創設し、地域文化の向上をはかってまいります。

旧豊住小学校につきましては、管理人を配置し、社会教育活動を中心として町民皆様に活用していただいておりますが、引き続き施設の有効な活用方法について検討してまいります。

国の天然記念物に指定されている女満別湿生植物群落につきましては、ヨシ原の拡大が水芭蕉の減少の一因であると考えられているため、引き続き水位調査を実施するとともに、女満別湿生植物群落保全対策連絡会議の意見を聴きながら、保全に向けた調査研究を進めてまいります。

豊かで感性あふれる心を育む読書活動の推進につきましては、家庭内で本とふ

れあう時間を持つことができるよう、保護者と乳幼児が本を通して、親子のふれあいや豊かな感性を深めるためのブックスタート事業を引き続き行ってまいります。

スポーツ振興につきましては、自治会の融和と体力づくりを目的としたミニバレーボール大会などの町民スポーツ大会や年齢に関係なく、気軽にスポーツに親しめるスポーツ縁日を引き続き実施してまいります。

総合型地域スポーツクラブやウィンタースポーツをサポートする実行委員会をはじめ、各種体育団体やスポーツサークルの運営と活動に対して引き続き支援するほか、スポーツ団体指導者の資格取得に対して支援してまいります。

体育施設につきましては、継続事業となっております女満別運動公園野球場の大規模改修工事を行ってまいります。

要望をいただいております柔道場の畳につきましては、安全で安心な競技ができるよう公認の競技用畳へと更新してまいります。

女満別 B&G 海洋センターにつきましては、B & G財団の助成を受けて屋根や外壁などの修繕を行い、施設の長寿命化をはかってまいります。

教育文化合宿誘致につきましては、質の高い文化団体やスポーツ団体などを招へいし、教育・文化・スポーツによる交流活動を推進するとともに、交流人口の拡大に向けて新規合宿団体の誘致を積極的にはかってまいります。

文化事業につきましては、町内の劇団や各種団体が主催する公演について引き続き支援してまいります。

事業の概要について申し上げましたが、その結果平成28年度の予算は、

一般会計	8, 418, 990千円
国民健康保険事業特別会計	1, 363, 166千円
後期高齢者医療特別会計	107, 861千円
介護保険事業勘定特別会計	749, 186千円
介護サービス事業勘定特別会計	8, 067千円
簡易水道事業特別会計	350, 650千円
下水道事業特別会計	353, 465千円
個別排水処理事業特別会計	29, 493千円
合計	11, 380, 878千円

となりました。

事業の概要、各会計の予算について述べさせていただきました。

私の生活環境は歳月を経るごとに変化しています。子どもたちは成長し、巣立った子どもたちがいる一方で、自宅から通勤している子どもたちもいます。4人の両親も一人欠け、昨年を限りとして、山下家として農業経営から身を引きました。

た。しかし、移り変わる生活の中にあっても、このまちを愛し、町民を愛する気持ちは微塵も変わることがありません。普通の生活に身を置き、疑問を感じ、より幸せな生活に向けて改善する努力を積み重ねてまいりたいと存じます。これからもご理解とご支援、まちづくりに対する皆様の参画を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

なお、提案いたしております予算の細部につきましては、担当者から説明させていただきます。

- ◇議 長 これで町政執行方針の説明は終わりました。
ここで10分間休憩します。

(休憩 午前11時02分)

(再開 午前11時12分)

- ◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 平成28年度大空町教育行政執行方針

- ◇議 長 日程第6 平成28年度大空町教育行政執行方針の説明を行います。

渡邊教育長から教育行政執行方針について、説明の申し出がありますので、これを許します。

渡邊教育長。

- ◇教育長 平成28年第1回大空町議会定例会の開会にあたり、平成28年度教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、人口減少の加速化や少子高齢化に加え、グローバル化の進展、産業構造の変化、情報通信技術の発達などにより急激な社会変動が生じており、地域や社会生活、そして教育を取り巻く環境にも大きな影響を与えております。

そのような中であって、起こりうる諸問題に柔軟に対応し、先見性を持って創造性豊かに困難に立ち向かう強い人材を育成していくことが何より重要であります。

また、町民皆様が生涯にわたって生きがいを持ち、積極的に楽しく学び活動し、充実した生活ができるよう、いきいきとした生涯学習社会の環境づくりが求められています。

こうした認識のもと、多くの教育課題に対応するため、平成27年度に策定された第2次大空町総合計画や大空町教育推進計画に基づき、時代の要請にかなった各種教育施策を展開してまいります。

学校教育の推進について申し上げます。

第1に確かな学力の向上についてであります。

子どもたちが変化の激しい社会において自立して生きていくためには、基礎的

・基本的な知識・技能やそれらを活用できる力を育むことが必要であります。このため、基本的な学習習慣や主体的に学ぼうとする意欲や態度の育成をはかってまいります。

理解や習熟の程度に応じた少人数指導・習熟度別指導やティーム・ティーチングなど、一人一人に対応したきめ細かな指導を行い、指導内容や指導方法の改善に一層努めてまいります。

全国学力・学習状況調査や大空町が独自に実施している全国標準学力テスト結果の分析に基づき、学校毎の学力・学習改善プランを策定し、学習指導の工夫・改善を推進してまいります。

全校統一した家庭学習・宿題の取組により、家庭における児童・生徒の学習習慣の定着をはかってまいります。

昨年度に引き続き、放課後や長期休業中の補充学習に取り組むほか、長期休業中における学習サポートを社会教育事業と合わせ実施してまいります。

タブレットや実物投影機などのＩＣＴ（情報通信技術）機器を効果的に活用した授業の研究や改善に努め、児童・生徒に「わかる授業」を提供してまいります。

将来、児童・生徒が社会人・職業人として自立していくことができるよう、必要となる能力や勤労観、職業観を育成するため、発達段階に応じたキャリア教育を推進してまいります。

新たに学校教育の専門職である指導主事を教育委員会に配置し、学力向上対策をはじめとして、学校教育に関わる様々な課題解決に向け、学校、教職員へのきめ細かな指導を行うことなどにより、学校教育全体の質の向上をはかってまいります。

グローバル社会にあって、国際感覚や外国語力を身につけることは、ますます重要になっております。引き続き外国語活動推進指導員及び語学指導助手を幼稚園から高校まで巡回配置し、校種間連携を推進するとともに、国際感覚を養い、外国語に親しみ、楽しく話せる指導を充実してまいります。また、「まちななか留学事業」などを通して、英語を使える人材の育成にも取り組んでまいります。

特別支援教育の推進及び通級指導教室の運営支援のため、特別支援コーディネーターを引き続き配置するとともに、町内小学校の特別支援学級に引き続き補助教員を配置し、個々の状況に応じた適切な支援と教育指導の充実をはかってまいります。

地域の人材をはじめとする教育資源を学校に提供するため、地域コーディネーターを引き続き配置し、本物の体験教育を推進してまいります。

学校における読書活動を推進するため、引き続き学校図書館司書を巡回配置し、児童・生徒の読書習慣や家庭読書の定着、さらには聞く・書く・話す・発表するなどの能力の育成を推進してまいります。

第２に豊かな心の育成についてであります。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で、重要な役割を担ってお

ります。幼児の健やかな成長のため、多様な教育環境づくりに努めるとともに、異校種間や高齢者、地域住民との連携による体験・交流活動などに取り組んでまいります。

子どもたちが規範意識や倫理観、自他の生命を尊重する心や豊かな感性とふるさとを愛する心を育むとともに、いじめを生まない集団づくりと人間関係の形成をはかるため、教育活動全体を通して道德教育の充実に努めてまいります。

「大空町いじめ防止基本方針」に基づき、児童・生徒理解や適正な学級運営につなげるためのアセスメント調査を活用するなど、一人一人の状況を定期的に把握・分析し、関係機関との連携をはかりながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応をはかってまいります。

第3に健やかな体の育成についてであります。

早寝・早起き・朝ごはん運動を推進し、児童・生徒の基本的生活習慣の定着に向け、保護者との連携・協力関係を一層深めてまいります。

児童・生徒の体力・運動能力が一部全国平均を下回っていることから、児童・生徒一人一人に目標を設定し、意欲を喚起するなど、授業改善をはかりながら体力向上を推進してまいります。また、継続して運動を積み重ねていくことが重要であることから、全学校において、休み時間や体育の授業時間を活用した「縄跳び運動」に積極的に取り組んでまいります。

学校給食については、子育て世代の負担軽減をはかるため、無償化を実施するとともに、児童・生徒や保護者が食に関する知識や望ましい食習慣を習得するために、栄養教諭などによる日常的な給食指導や食育教育を計画的に推進してまいります。

また、食育の一環として取り組んでいる「ふるさと給食」や食物アレルギーを持った児童・生徒に対するアレルギー検査費用の助成についても引き続き実施してまいります。

第4に信頼される学校づくりについてであります。

開かれた学校づくりのため、学校評議員の有効な活用をはかるとともに、地域の人材を外部講師や学校ボランティアとして迎えるなど、特色ある教育活動を展開し、地域との連携・協働を強化してまいります。また、毎年度学校が実施している自己評価の客観性・透明性を高めるため、地域住民等を評価者とする学校関係者評価の内容を充実し、学校の経営改善に生かしてまいります。

学習の円滑な移行や生徒指導の充実のため、幼稚園と小学校並びに小学校と中学校の連携・接続に向けた取組を推進してまいります。

指導力・実践力のある教職員を育成し、教育内容の質の向上を目指すため、研修機会の拡充と研修内容の充実をはかってまいります。

町立東藻琴高等学校及び道立女満別高等学校では、それぞれ地域に根ざした、魅力ある高等学校づくりに取り組んでおります。学校と地域が様々な教育活動を支援するとともに、生徒の確保対策や進学・就職など生徒たちの進路実現のため、東藻琴高等学校教育振興会及び女満別高等学校振興協議会との連携をはかり、教育環境の充実に一層努めてまいります。

また、大空町の高等学校教育を考える協議会の議論や町民皆様のご意見を踏まえながら、将来の高等教育の進むべき方向を定めてまいります。

子育て世代の多子世帯に対し、幼稚園等保育料の負担軽減をはかるほか、高校や大学などへの進学に要する費用の一部を支援してまいります。

女満別小学校が開校100周年を迎えるにあたり、記念事業実施のために必要な支援を行ってまいります。

学校教育施設の整備につきましては、東藻琴小学校の大規模改修に併せ、体育館の建設に向けた調査設計を実施してまいります。

スクールバスにつきましては、安全運行を徹底するとともに、児童・生徒の通学環境の充実をはかってまいります。

社会教育の推進について申し上げます。

第1に生涯学習の振興についてであります。

町民皆様が豊かな生活を送るためには、一人一人が自己を磨き、あらゆる場において学び、学んだ成果を地域社会に生かすことのできる環境を創る必要があります。

生涯学習に関わる関係団体や行政関係部局と連携をはかりながら的確に町民皆様のニーズを把握し、豊かな人間性と感性を育むための生涯学習社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

少子化、核家族化などの進行に伴い、人間関係や地域連帯感の希薄化が進み、子ども達の成長にとって大切な原体験や様々な人々とのふれあいが不足する家庭や地域の教育力の向上が求められています。

そのような中で、学校・家庭・地域との連携をはかりながら、親子がふれあう機会の提供や異年齢による交流などを積極的に進めるため、子育て支援ネットワーク事業による「親子体験講座」を実施するとともに、基礎的な学力や規律ある生活習慣を身につける機会として、長期休業中の児童を対象とした補充的な学習サポート事業を引き続き実施してまいります。

子どもたちが安全で健やかに活動できる環境づくりを推進するため、子どもワールド21の活動など放課後週末活動支援事業を実施するとともに、青少年健全育成指導委員会や青少年健全育成町民会議と連携しながら、地域の子どもは地域

で育てるという認識のもと、子ども達の安全確保や非行防止となる青少年の各種活動を支援してまいります。

姉妹都市稲城市・友好町氷川町との児童・生徒の交流事業につきましては、実行委員会の活動を支援するとともに、相互の歴史や文化、郷土を学び体験できる機会として内容を充実し、継続して実施してまいります。

青年団体の自主的な活動を引き続き支援するとともに、青年リーダーの育成を積極的に推進し、青年交流事業や地域行事など、まちづくりへの参画を促してまいります。

学習ニーズが多様化・高度化している成人期においては、日常生活に生かせるタイムリーな生涯学習講座を開催するとともに、自主的な活動が継続して仲間づくりにつながるような学習環境の整備に努めてまいります。

女性の生涯にわたる学習機会を充実する観点から、大空町自治会女性部連絡協議会をはじめ、女性団体やグループの活動を引き続き支援するとともに、女性の生活課題解決や能力の向上を目指した創意工夫ある学習機会の提供を行ってまいります。

第2に芸術・文化の振興と文化財保全及び読書活動の推進についてであります。生活や価値観の多様化に伴い、暮らしの中にゆとりや潤いといった「心の豊かさ」を求める気運が高まりを見せています。

自主的・自発的な文化活動、個性的な地域文化の創造を促すため、大空町文化団体協議会などが主催する町民文化祭や各種文化事業などの活動を継続的に支援するとともに、多様な芸能文化活動に取り組む総合型芸能文化倶楽部を創設し、指導者の養成やリーダーの発掘、新たな文化の創造に努めてまいります。

青少年育成協会と連携し、町民皆様からの要望などを反映するしくみを整え、優れた芸術鑑賞機会の提供に努めるとともに、継続して文化団体の合宿誘致を行い、芸術・文化の活性化をはかってまいります。

国の天然記念物に指定されている女満別湿生植物群落内の水位調査を継続して実施し、環境への影響を探るほか、北海道大学や関係団体と連携し、保全に向けた対応を進めてまいります。

町内には、貴重な文化財や各種財産があり、継続した保全の取組が必要であります。郷土・歴史文化保勝会の主体的な活動を支援するとともに、関係団体と連携し、文化財などの保全や保存に向けた取組を進めてまいります。

大空町図書館第2期5ヶ年計画及び子どもの読書活動推進計画に基づき、引き続き町民皆様の読書活動を推進してまいります。

町民皆様の学習要求に対応したレファレンスサービス、学校や地域での読書機

会を拡充する移動図書館車巡回運行や学校配本事業を引き続き推進してまいります。

また、幼児期の親子関係を育む読書活動として、家庭内で本とふれあう時間を持つことができるよう、本を通し親子のふれあいや豊かな感性を深めるためのブックスタート事業に引き続き取り組んでまいります。

第3にスポーツ活動の推進についてであります。

心身ともに健康で豊かな生活を送ることは、全ての町民の願いであり、幸福度を実感できるものであります。

スポーツは、あらゆる活動の源であり同時に青少年の健全育成やコミュニティーの振興に大きな役割を果たすことから、生涯各期に様々なスポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりが求められています。

スポーツ推進委員や体育協会加盟団体との連携協力により、町民誰もが気軽に参加、楽しめるスポーツ教室や町民大会などを開催するとともに、各種スポーツの指導者養成と指導力向上に努めてまいります。

町内スポーツの更なる振興を目指し、バスケットボールをはじめとして、バレーボール、相撲など質の高いスポーツ団体の合宿誘致を行い、交流人口の拡大や地域の活性化をはかってまいります。

また、柔道など新規スポーツ合宿の誘致にも積極的に取り組んでまいります。

第4に社会教育施設の充実についてであります。

生涯学習活動を推進していくためには、町民皆様のニーズに対応した社会教育環境の整備・充実が必要であります。社会教育施設などの計画的整備による施設の長寿命化をはかるとともに、施設利用者の要望を踏まえながら、適切な維持管理と利便性の向上に努めてまいります。また、指定管理者と連携し、社会教育資源を活用した各種文化・スポーツ事業の充実に取り組んでまいります。

要望をいただいております柔道場の畳につきましては、安全で安心な競技ができるよう公認の競技用畳へと更新してまいります。

平成27年度に着手いたしました、女満別運動公園野球場の大規模改修工事を引き続き行ってまいります。

女満別 B&G 海洋センターにつきましては、B&G 財団の助成を受け屋根、外壁などの修繕を行うほか、不足している駐車場の増設について検討を進めてまいります。

旧豊住小学校施設につきましては、社会教育を中心とした多様な各種事業への活用と施設の適切な維持管理のため、継続して管理人を配置するとともに、施設の更なる有効活用や管理方法について、引き続き検討してまいります。

以上、平成28年度の教育行政執行にあたっての主要な方針について申し上げます。

大空町教育委員会といたしましては、次代を担う子どもたちが、たくましく心豊かに健康で充実した学校生活を送るとともに、町民一人一人が生きがいを持って学び、学習成果を活かせる生涯学習社会を築くため、学校・家庭・地域はもとより、関係機関・関係団体などの連携をはかりながら、全力で取り組んでまいりますので、町議会議員並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これで、教育行政執行方針の説明は終わりました。

◎日程第7 発議第1号

◇議 長 日程第7 発議第1号 大空町まちづくり宣言についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

11番 深川昇議員。

◇深川議員 議会提出議案書1ページを御覧ください。

「発議第1号 大空町まちづくり宣言について

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出をいたします。平成28年3月8日提出 提案者 大空町議会議員 深川昇、後藤幸太郎、小島一弘、松岡克美、齋藤宏司、松田信行、品田好博、沢出好雄、原本哲己、田中裕之、上地史隆」以上であります。

大空町議会議長 近藤哲雄様。

大空町は、平成18年3月31日に東藻琴村と女満別町が合併をして誕生し、10年が過ぎようとしています。

平成27年度は、たすきリレー千人プロジェクト、町民ビッグデー、町民運動会、10年記念表彰式、町民舞台大空など、多くの町民に参加をいただき、町民とともにお祝いをしてきました。

まちづくり宣言は、普遍的なまちづくり像であり、普遍的要素の洗い出しには、地理的条件や歴史的背景、さらに総合計画のアンケートなどからくみ取れるものであり、これらを十分踏まえた中で、行政と議会で検討を重ね、案を作成したところであります。

10年目の節目となる、今定例議会で、一つの役割として、全議員が提案者となって大空町まちづくり宣言を行い、未来へと守り育て、幸せを実感できるまちづくりを町民と行政、議会が一体となって目指そうとするものです。

3ページを御覧ください。

大空町まちづくり宣言の朗読により、提案説明とさせていただきます。

大空町まちづくり宣言 秀峰藻琴山を仰ぎ、美しい網走湖を抱えるこの地に、理想郷の夢を抱いた私たちの先人は、ともに苦労を重ね、喜びを分かち合い、勤労とたゆまぬ努力によって郷土の礎を築きました。地域の繁栄を願い、子孫への恵愛を大切にしたその精神は、今もなお、誇り高き郷土愛として私たちの心に引き継がれています。

大空町は、地方分権の流れから社会情勢が変化する中で、民意を尊重し、優れた特性を継承しつつ新生の道を拓くために誕生したまちです。

まちの姿と町民の行動目標となる「町民の誓い」を定め、この精神を尊重した「自治基本条例」及び「議会基本条例」を制定し、協働と参画によるまちづくりを進めています。

今、私たちは、自ら定めたこれらの規範を守り、町民の熱意と不断の努力で培った「豊かな教育」「確かな産業」「健やかな心身」を未来へと守り育て、幸せを実感できるまちづくりを目指すことを決意いたします。

大空町10年の節目の年に、遥か広がる大空に、まちづくりの崇高な理念を掲げ、ここに「まちづくり宣言」をします。

「大空に 人・花・心 育むまち」生涯にわたる教育を「人」、農業を中心とする産業を「花」、心身の健康を「心」という言葉に込め、澄み渡る大空のもとで、たくさんの幸せが育まれる様を表しています。

平成28年3月8日 大空町議会

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 大空町まちづくり宣言についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 大空町まちづくり宣言については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 承認第1号

◇議 長 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

山本住民課長。

◇住民課長 議会議案書の１ページをお開きください。

「承認第１号 専決処分の承認を求めることについて
地方自治法第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条
第３項の規定により、これを報告し承認を求める。平成２８年３月８日提出 大
空町長 山下英二」

議案書の３ページです。

専決処分書 大空町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を地方
自治法第１７９条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成２７年１２月３０日 大空町長 山下英二。

議案書の５ページでございますが、改正する条文でございます。

なお、説明につきましては、参考資料であります１ページをお開き願いたいと思
います。

議案参考資料１ページであります。

こちらにつきまして、概要を説明させていただきます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部
改正に伴い、地方税分野における個人番号、法人番号の利用については、既に
所要の条例改正を行い、公布されているところであります。

各税目の個別手続等については、総務省自治税務局より、平成２７年１０月２
日付け通知により示されているところでありますけれども、平成２８年度与党税制
改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針
が示されたことに伴い、大空町税条例の一部改正が施行日前であることから、大
空町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

見直しの内容でございますが、平成２８年１月以降に納税義務者、特別徴収義
務者等から申告、申請等を受ける手続においては、原則として個人番号または法
人番号の記載を求めることとなりますが、個人番号の記載を不要とすることによ
り、本人確認手続等の納税義務者、特別徴収納税義務者の負担を軽減することを
目的としていることから、次の手続においては、個人番号の取り扱いのみを見直
すこととし、法人番号の取扱いについては、変更しないことといたしました。

一つは、町民税の減免でございます。

第５１条につきましては、個人番号また法人番号の記載を法人番号の記載とす
るものであります。

こちらの施行日につきましては、公布の日でございます。

もう一つ特別土地保有税の減免の部分でございます。

これは第１３９条の３、個人番号または法人番号の記載を法人番号の記載とす
るものであります。こちらにつきましても施行期日については、公布の日でござ
います。

続きまして、参考資料２ページをお開きください。

こちらにつきましては、改正条例の新旧対照表でございます。左側の町民税の
減免であります。第５１条のところでございますけれども、右側にありますとお
り、（１）のところであります。

棒線の下にあります、又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号というものを左側にあるとおり、及び住所又は居所に改めるものであります。

続きまして二つ目であります139条の3でございます。こちらにつきましても、(1)にありますとおり個人番号の部分の左側にありますように、法人番号等に改めるものでございます。

以上、改正理由を説明させていただきましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第9 同意第1号

◇議 長 日程第9 同意第1号 大空町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 議案書の7ページでございます。

「同意第1号 大空町教育委員会委員の任命について

大空町教育委員会委員 神田靖治が平成28年6月11日をもって任期が満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、次の者を後任委員に任命することについて議会の同意を求める。平成28年3月8日提出 大空町長 山下英二

記 住所 北海道網走郡大空町東藻琴新富183番地、氏名 神田靖治、生年月日 昭和44年1月10日生まれ」の47歳でございます。

神田靖治氏は、平成24年6月から教育委員会委員に就任され、現在に至っております。これまでも教育にかかわる役職を数多く歴任され、教育に関する識見が広く、決断力もあり、適任であると判断いたしております。

任期の満了に伴い、改めて任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

ご本人の経歴につきましては、お手元に配付してございます参考資料の3ページ、4ページに掲載してございます。御覧をいただきたいと存じます。

提案理由の説明とさせていただきますので、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第1号 大空町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議」なしの声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号 大空町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時43分)

(再開 午前11時44分)

◇議 長 休憩前に引続き、会議を開きます。

◎日程第10 同意第2号

◇議 長 日程第10 同意第2号 大空町監査委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 議案書の9ページでございます。

「同意第2号 大空町監査委員の選任について

大空町監査委員 近藤克郎が平成28年6月18日をもって任期が満了するので、地方自治法第196条第1項の規定により、次の者を後任委員に選任することについて、議会の同意を求める。平成28年3月8日提出 大空町長 山下英二

記 住所 北海道網走郡大空町東藻琴82番地の47、氏名 近藤克郎、生年月日 昭和26年2月17生まれ」の65歳でございます。

近藤克郎氏は、平成24年6月から監査委員を務められ、財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を持ち、公正な立場に立った監査をしていただける方であると感じており、監査委員に適任であると判断をいたしているところでございます。任期の満了に伴い、同氏の任命につきまして、再び議会の同意を求めるものでございます。

ご本人の経歴につきましては、お手元に配付してございます参考資料の5ページ、6ページに掲載してございます。御覧をいただきたいと思います。

提案理由を説明させていただきましたので、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第2号 大空町監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号 大空町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時47分)

(再開 午前11時48分)

◇議 長 休憩前に引続き、会議を開きます。

◎日程第11 議案第1号

◇議 長 日程第11 議案第1号 訴えの提起についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本住民課長。

◇住民課長 議案書の11ページでございます。

「議案第1号 訴えの提起について

地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、町営住宅の明け渡し等にかかわる訴えの提起について、次のとおり議会の議決を求める。平成28年3月8日提出 大空町長 山下英二

記 1 訴えの相手方 大空町在住の個人、2 訴えの趣旨 町営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払いを請求するため、訴えを提起する」ものであります。

この個人におきましては、平成22年から27年までの間、町営住宅の家賃の滞納がございます。滞納額も49万3,000円と高額なとなりまして、誠実な対応がいただいております。また、町営住宅条例第43条によります住宅の明け渡し請求を平成27年11月6日付けで行ってございますが、こちらについても、対応いただけない状況でございます。

そのため、3にあるとおり、訴訟追行の方針であります。

(1) 裁判の結果、必要がある場合は、上告するものとする。

(2) 訴訟において必要がある場合は、適当と認める条件で和解に応じるものとする。

なお、これにつきましては、専門の弁護士等とも相談をさせていただきながら、こちらの承認いただきました後につきましては、4月上旬に町営住宅の明渡請求等の措置を行うことになります。

以上、提起につきまして説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 訴えの提起についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 訴えの提起については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第2号

◇議 長 日程第12 議案第2号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中産業建設課長。

◇産業建設課長 議案書の13ページでございます。

「議案第2号 指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので議会の議決を求める。平成28年3月8日提出 大空町長 山下英二

記 1施設の名称等 大空町東藻琴409番地の1 ひがしもこと乳酪館、2指定管理者の名称等 大空町女満別昭和96番地1 一般財団法人めまんべつ産業開発公社 理事長 浜名敏之、3指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで」の3年間でございます。

ひがしもこと乳酪館は、乳製品の研究開発を進めるとともに、乳製品を通じて地域住民と都市住民との体験、交流を深めることにより、住民の生活向上と地域の活性化を図ることを目的として、平成8年に設置された施設でございます。

この施設につきましては、平成19年度から指定管理者制度を導入いたしまして、本年度で3期9年目を迎えております。

現行の指定管理期間が本年3月31日で満了いたしますことから、昨年10月15日から10月28日までの間、指定管理者を募集いたしましたところ応募者がなかったことから、その結果を踏まえまして、指定管理料の積算と基準を見直し、改めて12月15日から12月28日までの期間、再公募をいたしましたところ、現在の指定管理者1社から申請があり、選定委員会での審査の結果、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

今回、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づき、指定管理者の指定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、参考資料の7ページに関係資料を添付してございますので、御覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由を申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 3 号

◇議 長 日程第 13 議案第 3 号 農地災害復旧事業の施行についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

中村産業課参事。

◇産業課参事 議案書 15 ページでございます。

「議案第 3 号 農地災害復旧事業の施行について

農地災害復旧事業の施行について、土地改良法第 96 条の 4 第 1 項において準用する第 88 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。平成 28 年 3 月 8 日提出 大空町長 山下英二。

記 1 事業名 農地災害復旧事業、2 地区 上東 1 地区、上東 2 地区、3 事業内容 事業の箇所 2 工区 事業面積 6.93 ヘクタール」

平成 27 年 10 月 8 日から 9 日にかけて発生いたしました台風 23 号により被災を受けました農地のうち、農地災害復旧事業で施行することにより、負担軽減が図れる耕作者 6 名、農地面積 6.93 ヘクタールにつきまして実施するものがあります。

事業の目的は、農地を復旧することにより、農地の維持及び農業経営の安定を図るためのものです。

補助率につきましては、先に行っております災害復旧事業費、補助率増高申請の結果 83.9%となっております。

この災害復旧事業を市町村が事業主体として行う場合につきましては、土地改良法第 96 条の 4 第 1 項において準用する第 88 条第 1 項の規定に基づき、農地災害復旧費の事業の施行について、議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、農地災害復旧事業の施工箇所につきましては、参考資料 8 ページに掲載してございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、提案理由を申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 農地災害復旧事業の施行についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 農地災害復旧事業の施行については、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時とします。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後01時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第14 議案第4号

◇議 長 日程第14 議案第4号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 議案書17ページの議案第4号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案説明に先立ち、私からお詫びと考え方について、申し述べたいと存じます。

このたびの条例改正のうち、給料の減額につきましては、昨年来から度重なって引き起こしております職員の職務の専念義務違反、信用失墜の行為などに起因して、管理者として判断をいたしましたものでございます。

職員が引き起こしました数々の事象により、多くの方々に不公平感を生じさせたり、不愉快な思いをさせてしまいました。

この場をお借りし、町民の皆様と議員各位に心より深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

職員に対しましては、それぞれ懲戒処分等審査委員会に諮り、軽重により適切に処分をいたしました。

しかしながら、管理監督する立場の自らの責任については、今日まで形あるものを示しておりませんでした。

平成27年度の年度末にあたり、一つの区切りとして責任の所在を明らかにするべきとの判断から、本定例会にお諮りするものでございます。

今回の自らに対する処分の意味合いは、一つとしては、町民の皆様へのお詫びの気持ちを形として表わすこと、二つとしては、職員に対して発奮の糧とするため、最後に町長たる者、自らにも厳しくあらねばならないとの所信を思い起こ

し、自戒する意味を持って提案をさせていただいたところでございます。

あわせて、事務の総責任者でもあります副町長についても同様に責任があると判断をいたし、提案をさせていただくものでございます。

何とぞ、お認めをいただきますようお願いを申し上げます。

条例全体については、担当者から説明をいたさせますので、よろしく願いをいたします。

◇議 長 藤田総務課長。

◇総務課長 「議案第4号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成28年3月8日提出 大空町長 山下英二」

改正の内容につきましては、参考資料にて説明しますので、参考資料の9ページをお開き願います。議案第4号関係 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正概要です。

初めに、人事院勧告に基づく改定ですが、27年8月に民間給与と公務との比較により生じている格差を是正するため、人事院勧告が行われ、それを受けまして、町長、副町長の期末手当を同様に引き上げを行うものであります。

人事院勧告では、平成27年度から、年間の支給月数を0.1箇月引き上げて、4.2箇月とするもので、関係する条例の条項につきましては、第4条第2項に規定する期末手当の支給割合を改正するものであります。

27年度は、12月期の支給割合を2.125箇月から2.225箇月として、年間支給月数を4.2箇月とするもので、条例の施行日は、公布の日からとなりますが、その適用を平成27年12月1日とするものであります。

また、28年度からは、通常の実給割合とするため、6月期を2.025箇月、12月期の支給割合につきましては、2.175箇月として、年間4.2箇月とするものであります。

平成28年4月1日からの施行となります。

次に、給与の減額にかかわる改正ですが、町長も説明申し上げましたとおり、職員の不適切な事務処理により、町民への信用失墜があったことから、管理監督責任を負うため、28年4月分の給料を町長、副町長それぞれ20%減額することについて、附則に規定するものであります。

10ページには、新旧対照表を掲載してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 したがって、議案第4号 大空町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15号 議案第5号

◇議 長 日程第15号 議案第5号 大空町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の21ページになります。

「議案第5号 大空町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成28年3月8日提出 大空町長 山下英二」

制定の概要につきましては、参考資料にて説明しますので、参考資料の11ページをお開き願います。

議案第5号関係 大空町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の制定概要です。

第1条につきましては、人事院勧告を受けまして、教育長の期末手当を引き上げるものであります。

平成27年3月、地方教育行政制度改革に伴い、大空町教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例を廃止していることから、今回の期末手当引き上げについては、教育長の給与の特例に関する条例を制定し、行うものであります。

第2条につきましては、27年度の支給月数を6月期は改正せず、12月期を0.1箇月引き上げ2.225箇月とし、合計4.2箇月とするもので、平成27年4月1日から適用となります。

第3条につきましては、平成28年度以降、通常の支給割合とするため、基準日以前6箇月以内の在職期間に応じ、6月期を2.025箇月、12月を2.1

75箇月とし、合計4.2箇月とするもので28年4月1日からの施行となります。

附則の規定は、第1項に施行期日、第2項には、既に支給された期末手当は、この条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを規定するものであります。

以上、提案理由につきまして、説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 大空町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 大空町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第6号

◇議 長 日程第16 議案第6号 大空町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 25ページになります。

「議案第6号 大空町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成28年3月8日提出 大空町長山下英二」

改正の内容につきましては、参考資料にて説明しますので、参考資料の13ページをお開き願います。議案第6号関係 大空町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の改正概要です。

27年8月の人事院勧告により、民間給与と公務員の格差を是正するための給与改定と諸手当の見直しについて勧告されました。

給与の改定関係では、給料で、関係条例は、別表第1の給料表となりますが、公務員の給料が、民間を下回っていることから、平均で0.4%、改定額では1級の初任給及び若年層で2,500円、その他は平均1,100円の引き上げとなり、平成27年4月1日から適用となります。

また、次の勤勉手当ですが、関係条例は、第20条第2項で民間の支給実績との比較で下回っていることから、第1号の再任用職員以外の職員では、年間の支給月数を0.1箇月引き上げるもので、27年度は、12月期に支給する月数を0.85箇月とし、27年4月1日から適用し、また、28年度の支給から通常となることから、支給月数を6月期、12月期それぞれ0.8箇月に改め、28年4月1日から施行するもので、いずれも期末手当と勤勉手当の総支給月数は、4.2箇月となるものであります。

同じく第2号の再任用職員については、年間の支給月数を0.05箇月引き上げるもので、27年度は、12月期に支給する月数を0.4箇月とし、27年4月1日からの適用、また28年度の支給月数は、6月期12月期それぞれ0.375箇月に改め、28年4月1日から施行するもので、いずれも期末手当と勤勉手当の総支給月数は、2.2箇月となるものであります。

次に、単身赴任手当ですが、関係条例は、平成26年11月27日に公布しました大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則第7項で、平成30年3月31日までに、段階的に3万円に引き上げていく改正を行っていましたが、平成28年4月1日より基礎額を4,000円引き上げ、3万円とすることから、期間を平成28年3月31日に改めるものであります。

14ページから19ページまでに新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 大空町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 大空町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 発議第2号

◇議 長 日程第17 発議第2号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

◇議 長 8番 松岡克美議員。

◇松岡議員 議会提出議案書5ページでございます。

「発議第2号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。平成28年3月8日提出 提案者 大空町議会議員 松岡克美、深川昇、後藤幸太郎、齋藤宏司、松田信行、品田好博、沢出好雄、原本哲己、田中裕之、上地史隆」であります。

7ページをお開きください。

この条例の改正につきましては、先ほどの議案第4号から議案第6号の給与に関する条例の改正と重複いたしますが、本年度人事院勧告において、期末手当を民間の支給割合に見合うよう、4.1箇月分から4.2箇月分に引き上げるよう勧告がなされたことに伴うものでございます。

条例改正内容については、別冊でお配りしております大空町議会定例会参考資料により説明いたしますので、2ページをお開きください。

第1条関係で、第4条第2項中の100分の212.5を100分の222.5に改め、第2条関係で、第4条第2項中の100分の197.5を100分の202.5に、100分の222.5を100分の217.5に改めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

ただし、第2条改正規定は、平成28年4月1日から施行することとしてございます。附則第2条で、第1条の改正規定は、平成27年12月1日から適用することとし、附則第3号で改正前の規定に基づき、支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすこととしております。

以上、説明をさせていただきましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第7号

◇議 長 日程第18 議案第7号 平成27年度大空町一般会計補正予算(第10号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の33ページになります。

「議案第7号 平成27年度大空町一般会計補正予算(第10号)

平成27年度大空町一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,842万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億8,635万4,000円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

(繰越明許費)第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

(債務負担行為の補正)第3条 債務負担行為の追加廃止及び変更は、第3表債務負担行為補正による。

(地方債の補正)第4条 地方債の追加廃止及び変更は、第4表地方債補正による。平成28年3月8日提出 大空町長 山下英二」

34ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

1款 町税から182万9,000円を減額、7款 ゴルフ場利用税交付金か

ら47万4,000円を減額、12款 分担金及び負担金から481万9,000円を減額、13款 使用料及び手数料から634万4,000円を減額、14款 国庫支出金から922万円を減額、15款 道支出金に250万5,000円を追加、16款 財産収入から188万5,000円を減額、17款 寄附金に442万円を追加、35ページになります。18款 繰入金から、2,107万円を減額、20款 諸収入から1,960万6,000円を減額、21款 町債から6,010万円を減額、歳入合計は、1億1,842万2,000円を減額し、83億8,635万4,000円とするものです。

36ページをお開き願います。歳出です。1款 議会費に18万2,000円を追加、2款 総務費に3,572万6,000円を追加、3款 民生費に1,209万円を追加、4款 衛生費から2,637万9,000円を減額、6款 農林水産業費から1,199万5,000円を減額、7款 商工費から381万1,000円を減額、8款 土木費から1億740万5,000円を減額、9款 消防費から2万3,000円を減額。

37ページになります。10款 教育費から3,041万3,000円を減額、11款 公債費から567万7,000円を減額、12款 職員給与費に398万9,000円を追加、14款 災害復旧費に1,529万4,000円を追加、歳出合計は、1億1,842万2,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

38ページをお開き願います。第2表 繰越明許費です。2款1項 行政事務情報化事業の6,356万3,000円は、平成27年度国の補正予算により、個人情報を狙った不正アクセスなどのサイバー攻撃による情報の流出を防ぐため、情報セキュリティ対策の強化を図るもので、年度内に完了しないため、繰り越すものであります。

3款1項 年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の2,772万6,000円は、27年度国の補正予算により、賃上げの恩恵を受けにくい、低年金受給者の支援等のため、平成27年度の臨時福祉給付金支給対象者のうち、28年度中に65歳になる方に給付金を給付するもので、年度内に完了しないため、繰り越すものであります。

同じく2項 子ども子育て支援事業の101万6,000円は、27年度国の補正予算により、28年度から実施となる保育所等利用者の負担軽減措置のため、子ども子育て支援システムの改修を行うもので、年度内に完了しないため、繰り越すものであります。

6款1項 地域連携地場産品海外輸出促進事業の90万円は、持続的に安定した農業の環境を維持するため、地場産品を海外も視野に入れた販売戦略を展開するためのプロモーション活動や市場調査を行うものであります。

同じく、地域連携長いも高付加価値化推進事業の1,080万円は、長いもの高付加価値を図るため、行政、大学、JAが連携し、機能性農産物加工品の商品開発のため、調査研究を行うものであります。同じく、地域連携インターンシップ活用労働力確保事業の198万6,000円は、首都圏からの若者インターン

シップとして受け入れ、就労体験機会の創出と人材確保の手段として、仕組みづくりを行うものであります。いずれも網走市との連携により、27年度国の補正予算による地方創生加速化交付金を活用する事業で、年度内に完了しないため、繰り越すものであります。

14款1項 27年発生災害道路橋梁復旧費の1,800万円は、27年10月の台風災害により、28年度で復旧工事を予定しておりました町道朝日南13号線が、27年度の補助事業として採択されたことから、予算化するもので、年度内に完了しないため、繰り越すものであります。

同じく、2項 27年発生災害農地復旧費の1,200万円は、同じく台風災害により、28年度に復旧工事を予定しておりましたが、27年度の補正予算の採択を受けたことから、予算化するもので、年度内に完了しないため、繰り越すものであります。

39ページになります。第3表 債務負担行為補正、1追加です。町史編さん作業は、平成28年度までの事業として、既に債務負担行為の議決をいただいておりますが、資料の収集に時間を要し、執筆作業が遅れていることから、事業期間を1年延長するため、改めて追加するものであります。期間が平成28年度から平成29年度まで、限度額が2,029万4,000円であります。次の道営女満別東部高台地区農地整備事業は、28年度までの事業として既に債務負担行為の議決をいただいておりますが、事業量の追加等に伴い、期間の延長等のため、改めて追加するものであります。期間が平成28年度、限度額は5,300万円であります。

次のLED街路灯照明借上料は、省エネルギー化を図るために、国の補助事業を活用し、民間事業者がLED照明化工事を行い、町が街路灯を借り上げるため設定するものであります。期間が平成28年度から平成38年度まで、限度額が1億2,000万円であります。

2廃止です。過年度議決にかかわる部分の町史編さん作業は、追加で説明しましたとおり、新たに設定するため、既存の債務負担行為を廃止するものであります。

次の現年度議決にかかわる分の27年発生災害農地復旧費は、第2表繰越明許費で説明しましたとおり、28年度で実施を予定しておりましたが、27年度国の補正予算で採択されたことから廃止するものであります。

3変更 現年度議決にかかわる分で、農業振興資金利子補給金は、農業者の借入額の確定に伴い、限度額を545万3,000円から407万3,000円に変更するものです。

次の27年発生災害農業用施設復旧費は、27年度に調査設計を行い、事業費を算定したことから、限度額を2,000万円から1,000万円に変更するものであります。

次の27年発生災害道路橋梁復旧費は、第2表繰越明許費で説明しましたが、28年度で予定しておりました町道朝日南13号線の復旧工事が、27年度の補助事業として採択されたことから、取りやめることとし、新たに復旧工事の必要

な2路線と、27年度で予定しておりました復旧工事のうち、発注状況、降雪の状況から、未着手の5路線、計7路線について、28年度で実施するため、限度額を3,000万円から2,200万円に変更するものであります。施工箇所につきましては、参考資料の20ページの方に掲載してございますので、御参照いただきたいと思います。

次の平成27年度入学資金借入金利子等助成金は、借入者の借り入れ額の確定に伴い、期間を平成28年度から平成37年度までを、平成28年度から平成38年度までに改め、限度額を93万円に、金利変動する増額分を加算した額から、25万5,000円に、金利変動による増額分を加算した額に変更するものであります。

40ページをお開き願います。第4表 地方債補正です。1追加です。情報セキュリティ強化対策事業債は、第2表の繰越明許費で説明しましたが、行政情報化事業の財源として地方債を借り入れるものであります。限度額560万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりで、補正予算債を予定しております。

2廃止です。移住定住促進事業債は、町が造成した宅地を購入し、子育て世帯が住宅を建設した場合に200万円を限度とした助成に対する財源として、借入れを見込んでおりましたが、年度内の住宅建設がありませんでしたので、廃止とするものであります。

3変更です。塵芥収集車整備事業債は、限度額1,780万円から300万円減額し1,480万円に、女満別東部高台地区農地整備事業債は、限度額580万円から50万円減額し、530万円に変更しています。事業費の確定等に伴い減額するものです。

東藻琴地区中山間地域総合整備事業債は、限度額160万円に240万円を追加し、400万円に変更しています。対象工種である区画整理事業の増によるものであります。

女満別南部地区農地整備事業債は、限度額610万円から140万円減額し470万円に、女満別豊住地区農地整備事業債は、限度額70万円から10万円減額し、60万円に変更しています。事業費の確定等に伴い減額するものであります。

41ページになります。農業研修生等受入施設整備事業債は、限度額5,300万円から1,160万円減額し4,140万円に変更しています。北海道からの補助金が決定となったこと、事業費の確定等に伴い、減額するものであります。

開陽中央線道路整備事業債は、限度額6,530万円から300万円減額し、6,230万円に、5丁目線道路整備事業債は、限度額890万円から190万円減額し、700万円に、東藻琴20号線道路整備事業債は、限度額2,550万円から80万円減額し、2,470万円に、本郷西2号線道路整備事業債は、限度額280万円から140万円減額し、140万円に、本郷西4号線道路整備事業債は、限度額500万円から220万円減額し、280万円に、千草101

号線道路整備事業債は、限度額200万円から100万円減額し、100万円に変更しています。事業費の確定等に伴い減額するものです。

都市公園整備事業債は、限度額9,500万円から2,720万円減額し、6,780万円に変更しています。女満別運動公園野球場整備にかかわる特定財源の社会資本整備交付金が減額となっていたことから、事業費の調整等により減額となるものであります。

町営住宅整備事業債は、限度額2,420万円から40万円減額し、2,380万円に、橋梁維持管理事業債は、限度額1,530万円から160万円減額し、1,370万円に、除雪機械整備事業債は、4,150万円から20万円減額し、4,130万円に変更しています。事業費の確定等に伴い減額するものであります。

42ページをお開き願います。スクールバス整備事業債は、限度額2,140万円から90万円減額し、2,050万円に変更しています。事業費の確定等に伴い減額するものであります。27年発生災害公共土木施設復旧事業債は、限度額4,530万円に50万円追加し、4,580万円に変更しています。事業費の確定等に伴い、減額する分と第2表繰越明許費で説明しました。28年度で実施予定の復旧工事が27年度の補助事業として採択されたことから、財源に追加するもので、差し引き50万円の増額となります。

27年発生災害林業施設復旧事業債は、限度額970万円から130万円減額し、840万円に、27年発生災害公立学校施設復旧事業債は、限度額70万円から10万円減額し、60万円に変更しています。事業費の確定等に伴い減額するものです。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、43ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書の説明をいたしますが、今回の補正予算は、年度末に向けた実行予算を実施したものであり、執行残等により整理した細かな事項につきましては、説明を省略させていただきますので、御了承をいただきたいと思います。

ページが飛びますが、歳出の62ページ、63ページをお開き願います。上段の1款1項1目 議員報酬及び期末手当等の3節 議員期末手当に24万3,000円追加しています。期末手当の改定に伴うものであります。

下段の2款1項1目 行政事務情報化事業の13節 情報セキュリティ強化対策業務委託料に6,356万3,000円追加しています。個人情報を狙った不正アクセスなどのサイバー攻撃による情報の流出を防ぐため、情報セキュリティ対策の強化を図るもので、国の補正予算により、28年度へ繰り越して実施する事業であります。

64ページ、65ページをお開き願います。上段の19節 社会保障税番号制度システム整備負担金に66万1,000円追加しています。地方公共団体情報システム機構が一括して行う個人番号カードの作成発行業務等に係る経費の増加に伴い、大空町の負担分を追加するものであります。

下段の3目 町史編さん事業の8節 町史編さん委員報償費から100万円減額しています。資料収集に時間を要し、執筆作業が遅れ、委員会の回数が減った

ことによるものであります。

66ページ、67ページをお開き願います。上段の13節 町史作成業務委託料から480万6,000円を減額しています。先ほども説明いたしましたが、資料収集に時間を要し、執筆作業が遅れていることから、業務内容の変更により減額となるものであります。

下段の7目 企業振興促進補助金の19節 補助金から879万円を減額しています。補助金の額の確定に伴い減額となるものであります。

68ページ、69ページをお開き願います。上段の移住定住対策事業の7節 地域おこし協力隊員賃金から134万円減額しています。募集、選考を実施してまいりましたが、着任が2月1日からとなったことから減額するものであります。

同じく8節 いきいき子育て住宅支援奨励金から100万円、19節 いきいき子育て住宅支援補助金から900万円を減額しています。町が造成した宅地を購入し、子育て世帯が住宅を建設した場合に助成するもので、27年度は、住宅の建設がなかったことから、減額するものであります。

同じく13節 地域おこし協力隊員フォロー業務委託料から176万円減額しています。着任が遅かったことから、業務委託の必要がなかったため、減額するものであります。

下段の住み替え促進事業の19節 補助金から167万8,000円減額しています。見込み件数の減によるものであります。

70ページ、71ページをお開き願います。上段のふるさと応援寄附金事業の12節 運送料に34万円追加しています。町外からの寄附者へ町の特産品を贈呈していますが、件数の増加が見込まれることから追加するものであります。地方創生事業の11節に印刷製本費40万円追加しています。総合戦略に掲げる事業について、具体的な事業内容等をPRするためのパンフレットを作成するために追加するものであります。

8目 庁舎管理費の11節 光熱水費から150万2,000円減額しています。電気料の改定に伴い、増額が見込まれていましたが、節電の効果により、減額となったものであります。

下段の9目 財政調整基金積立金の25節 積立金に71万6,000円を追加しています。創立90周年を迎えた網走信用金庫から、将来を担う子どものために100万円の寄附がありましたので、28年度において、有効に活用するため積み立てるほか、預金利子で28万4,000円減額となるため、差し引き71万6,000円の追加となるものであります。

72ページ、73ページをお開き願います。上段の地域振興基金積立金の25節 積立金に2,922万8,000円追加しています。今回の財源調整により、今後の地域振興を図る事業等の財源として、積み立てるものであります。

中段の10目 花いっぱい運動推進事業の11節 消耗品から、100万8,000円減額しています。道道空港線に植えています花苗が、北海道より提供があったことなどにより、減額となるものであります。

74 ページ、75 ページをお開き願います。上段の12目 交通安全対策費の4節 交通安全防犯推進員社会保険料に9,000円を追加しています。時間外勤務による手当の加算により社会保険料が増加し、不足するため追加するものです。

76 ページ、77 ページをお開き願います。中段の4項1目 選挙管理委員会事務費の13節 選挙人名簿システム改修業務委託料に14万1,000円追加しています。国政選挙及び都道府県知事、議会議員選挙における選挙人名簿への登録要件が変更となったことに伴い、システムの改修が必要となりますものであります。5項1目 統計調査事務費の7節 臨時職員賃金から101万3,000円減額しています。調査票のインターネット回答などにより事務負担の軽減が図られ、臨時職員の雇用人数及び雇用期間を減らしたことにより減額となるものであります。

78 ページ、79 ページをお開き願います。3款1項1目 国民健康保険事業特別会計繰出金の28節 繰出金に512万円追加しています。保険税の軽減者が見込みより増え、保険基盤安定のための法定繰り入れが増額となったため追加するものであります。

中段の高齢者等移動支援事業の13節 外出支援タクシー試験運行業務委託料から182万3,000円減額しています。利用見込みの減によるものであります。

80 ページ、81 ページをお開き願います。上段の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業に、総額2,772万6,000円追加しています。賃上げの恩恵が受けにくい低年金受給者の支援等のため、27年度の臨時福祉給付金支給対象者のうち、28年度中に65歳になる方へ、給付金を給付するため、関係経費について追加するもので、国の補正予算により、28年度に繰り越して実施する事業であります。

82 ページ、83 ページをお開き願います。上段の2目 介護保険事業特別会計繰出金の28節 介護保険事業勘定特別会計繰出金236万9,000円追加しています。給付費の増加と制度改正に伴うシステム改修費用のため、追加するものであります。

後期高齢者医療特別会計繰出金の28節 繰出金から103万2,000円減額しています。保険料の増加に伴い、繰出金が見込みより減額となるものであります。

後期高齢者療養給付費の19節 負担金から214万3,000円減額しています。26年度の負担分が精算により、増額となったため、負担金が減額となるものであります。

下段の3目 障害者総合支援事業の20節 移動支援事業給付費から、177万4,000円減額しています。利用見込みの減によるものです。84 ページ、85 ページをお開き願います。

上段の6目 重度心身障害者医療費助成事業の20節 医療費扶助に100万円追加しています。申請件数の増加による30万円と、対象となる町民への資格

取得手続の説明不足から、対象となっていなかった医療費分70万円を給付するため追加するものです。

中段の2項1目 子ども子育て支援事業の13節 子ども子育て支援システム改修業務委託料に101万6,000円追加しています。28年度から実施となる保育所等利用者の負担軽減措置のため、システムの改修を行うもので、国の補正予算により、28年度へ繰り越して実施する事業であります。

2目 児童手当扶助費の20節 扶助費から732万円減額しています。見込み人数の減によるものです。

下段の3目 東藻琴保育園管理運営費の7節 嘱託保育士賃金から372万3,000円減額しています。保育士の確保ができず、内部調整により対応したため、減額となるものであります。

86ページ、87ページをお開き願います。中段の4款1項1目 女満別中央病院医療環境等充実事業の19節 補助金から102万6,000円減額しています。事業費の減に伴うものであります。

医療介護従事者等確保事業の19節 医療介護従事者就業支援補助金から100万円減額しています。対象者の見込み減によるものです。

下段の3目 簡易水道事業特別会計繰出金の28節 繰出金から、282万7,000円減額しています。事業費の確定などによるものです。

88ページ、89ページをお開き願います上段の個別排水処理事業特別会計繰出金の28節 繰出金から231万7,000円減額しています。事業費の確定と繰越金の予算化によるものです。

下段の2項1目 ごみ収集事業の13節 ごみ収集運搬手数料収納事務委託料に8万3,000円追加しています。指定ごみ袋取扱店に委託している手数料の徴収事務件数の増によるものです。

一般廃棄物焼却処理施設管理運営費の11節 燃料費から261万8,000円減額しています。燃料単価の減により減額するものです。

90ページ、91ページをお開き願います。中段の2目 合併処理浄化槽設置整備事業の19節 補助金から532万円減額しています。見込み件数の減によるものであります。

92ページ、93ページをお開き願います。中段の6款1項3目 中山間地域等直接支払事業の19節 交付金から151万円減額しています。5年間管理することが交付の対象要件であります、この要件を満たさなくなった草地があり、減額となるものであります。

下段の環境保全型農業直接支援対策事業の19節 交付金から292万3,000円減額しています。減農薬、減肥料の取り組み対象面積の減に伴うものであります。

下段の地域連携地場産品海外輸出促進事業に、総額90万円追加しています。地場産品を海外も視野に入れた販売戦略を展開するためのプロモーション活動や市場調査を行うもので、国の補正予算により、28年度へ繰り越して実施する事業であります。

94 ページ、95 ページをお開き願います。上段の地域連携長いも高付加価値化推進事業の19節 負担金に1,080万円追加しています。長いもの付加価値を図るため、行政、大学、JAが連携し、商品開発のため調査研究を行うもので、国の補正予算により、28年度へ繰り越して実施する事業であります。

地域連携インターンシップ活用労働力確保事業の19節 負担金に198万円を追加しています。首都圏からの若者をインターンシップとして受け入れ、就労体験、人材確保の手段として仕組みづくりを行うもので、国の補正予算により、28年度へ繰り越して実施する事業であります。以上、説明しました三つの事業につきましては、網走市との広域連携による事業として、実施するものであります。

中段の4目 町営牧場管理費の7節 地域おこし協力隊員賃金から202万2,000円減額しています。募集しましたが、町が求めていた人材がいなかったため減額するものであります。

下段のひがしもこと乳酪館管理費の7節 地域おこし協力隊賃金から172万円減額しております。こちらも町が求めていた人材がいなかったため減額するものであります。

96 ページ、97 ページをお開き願います。上段の5目 農地一般事務費の19節 食料供給基盤強化特別対策事業負担金に94万4,000円追加しています。町内の農業者が、他市町村で実施する道営農業基盤整備事業にかかわるパワーアップ事業の町負担金で、3件分について追加するものであります。

女満別東部高台地区農地整備事業負担金から417万6,000円の減額、女満別南部地区農地整備事業負担金から273万5,000円の減額については、いずれも事業費の確定に伴う減額であります。

中段の農業農村多面的機能支払交付金事業の11節 消耗品に8万9,000円追加しています。補助対象事業費である他科目の減額に伴い、事業費を確保するため追加するものであります。

下段の7目 古梅地区基幹水利施設管理事業の19節 オホーツク東部広域農業水利管理協議会負担金から148万9,000円減額しています。前年度の繰越金により減額となるものであります。

同じく23節 過誤納還付金及び加算金に15万2,000円追加しています。古梅ダムの維持管理にかかわる分担金の徴収事務において、対象となる面積の確認を怠り、誤徴収となっていた21件、15万532円を還付するため追加するものであります。

98 ページ、99 ページをお開き願います。上段の本郷排水機場維持管理事業の23節 過誤納還付金及び加算金に35万9,000円追加しています。本郷排水機場維持管理にかかわる分担金の徴収事務において、対象となる面積の確認を怠り、誤徴収となっていた63件、35万8,530円を還付するため追加するものであります。中段の2項1目 未来につなぐ森づくり推進事業補助金の19節 補助金から122万9,000円減額しています。造林の事業面積が見込みより減少したものであります。

下段の7款1項1目 中小企業振興資金利子補給金の19節 補給金から110万円減額しています。借入者の確定により減額となるものであります。100ページ、101ページをお開き願います。

下段の2目 藻琴山温泉芝桜公園管理運営費の11節 光熱水費に14万2,000円追加しています。井戸水の水位低下により、汲み上げポンプの稼働時間が長くなっていたことから電気使用料が増加し、不足するため追加するものであります。

102ページ、103ページをお開き願います。上段の8款1項2目 外灯管理費の11節 光熱水費から247万1,000円減額します。電気料金改定の見込みが少額であったため、減額となるものであります。

104ページ、105ページをお開き願います。中段の4項1目下水道事業特別会計繰出金の28節 繰出金に4万5,000円追加しています。職員給与条例の改正に伴う人件費の補正等により追加するものであります。

下段の5項2目都市公園管理運営費の11節 光熱水費から124万8,000円減額しています。電気料金の改定が見込みより少額であったため減額となるものであります。

同じく下段の都市公園整備事業の15節 女満別運動公園野球場改修工事から9,221万6,000円減額しています。国の交付金の内示額により事業調整を行い、事業については、一部延伸したため減額となるものであります。

106ページ、107ページをお開き願います。下段の7項1目 空港対策費の19節 女満別空港運行支援事業補助金から117万6,000円減額しています。新規路線の開設、機材の大型化が見込みより少なかったことにより減額となるものであります。

下段の9款1項2目 網走地区消防組合大空消防署費負担金の19節 負担金に162万5,000円追加しています。職員人件費の補正、前年度繰越金の計上等に伴い追加となるものであります。

108ページ、109ページをお開き願います。中段の10款1項2目 事務局費の11節 修繕料に112万1,000円追加しています。旧豊住小学校の各部屋暖房装置の温度管理装置が故障しており、修繕するため追加するものであります。

同じく14節 複写機借上料に8万4,000円追加しています。10年記念事業等により使用料が増加し不足するため、追加するものであります。

110ページ、111ページをお開き願います。上段の女満別高等学校生徒寄宿舎管理費の賄材料費から640万5,000円減額しています。入寮生徒が見込みより少なかったことによるものであります。

3目 奨学基金繰出金の28節 繰出金に2,000円を追加しています。預金利子が増額となるためであります。

中段の2項1目 女満別小学校管理費の11節 修繕料に27万9,000円追加しています。屋上の塔にあります時計の基盤が故障し、修理のため追加するものであります。

豊住小学校管理費の１１節 燃料費から１５２万９，０００円減額しています。燃料単価の減によるものです。

１１２ページ、１１３ページをお開き願います。上段の３項１目 女満別中学校管理費、１１節 燃料費から２７７万６，０００円減額しています。燃料単価の減によるものであります。中段の３目 スクールバス運行事業の１１節 燃料費から２１４万１，０００円減額しています。燃料単価の減によるものであります。

下段の４項１目 東藻琴高等学校管理費の１１節 燃料費から１１６万７，０００円減額しています。燃料単価の減によるものであります。

１１４ページ、１１５ページをお開き願います。上段の１４節、複写機借上料に５万１，０００円追加しています。使用料が増加し不足するため、追加するものであります。

中段の３目 女満別高等学校実習費の１１節 燃料費から２１３万２，０００円減額しています。燃料単価の減によるものであります。

１１６ページ、１１７ページをお開き願います。下段の６項５目 生涯学習センター管理費の１１節 光熱水費に９万１，０００円を追加しています。電気料金が不足するため追加するものであります。

１１８ページ、１１９ページをお開き願います。上段の７項１目 体育振興補助金の１９節 補助金に３０万円追加しています。町民が文化芸能、スポーツにおいて、全国全道体合に参加する経費の一部を助成しておりますが、上位大会参加者が増加していること。また、新たにスポーツ活動の指導員等の資格取得のため、講習受講に要する経費の一部も助成の対象とするため、追加するものであります。

１２０ページ、１２１ページをお開き願います。中段の１１款１項１目 地方債償還元金の２３節 地方債元金償還金に３，０００円追加しています。平成１６年度に借入れしました減税補填債、臨時財政対策債は、償還年数が２０年ですが、１０年目に利率を見直す地方債であります。財政融資資金の利率をもとに予算では０．３％と見込んでおりましたが、０．２％となったことから、元利均等払いの償還のため、利息が減少した分、元金の償還が増えることにより増額となるものであります。この利率の変更に伴いまして、借入時１．２％ないし１．４％だった金利が、０．２％となったため、約１，３３０万円利息が少なくなります。

２目 地方債償還利子の２３節 地方債利子償還金から５６８万円減額しています。平成２６年度に借入れしました地方債の金利が見込みより低かったため、減額するものであります。

中段の１２款１項１目 職員給与費に総額３９８万９，０００円追加しています。人事院勧告に伴う職員給与条例等の改正による職員の人件費分、６２１万５，０００円の追加と年金の一元化に伴い、２７年１０月から、標準報酬制度が導入されたことにより、共済組合負担金が２３４万３，０００円の減額となり、差し引き３９８万９，０００円追加となるものであります。

122ページ、123ページをお開き願います。上段の14款1項1目 27年発生災害道路橋梁復旧費の15節 道路橋梁復旧工事に1,039万8,000円追加しています。町道朝日南13号線が27年度の補助事業として採択されたことから、1,800万円追加し、28年度へ繰り越して実施すること、また、入札執行残等により760万2,000円減額となるため、差し引き1,039万8,000円の追加となるものであります。

中段の2項2目 27年発生災害後復旧費の15節 農地復旧工事に1,200万円追加しています。27年度の補正予算の採択を受けたことから追加するので、28年度へ繰り越して実施する事業であります。

続きまして、歳入の説明をしますので、46ページ、47ページをお開き願います。

1款 町税から7款 ゴルフ場利用税交付金までは、実績見込みなどにより増減させていただいております。

下段の12款1項1目1節 農業基盤整備事業分担金で総額584万6,000円減額しています。各道営事業等の事業費の確定により、農業者分担金について増減しております。

48ページ、49ページをお開き願います。上段の2節 農地災害復旧事業分担金に370万円追加しています。27年度の補正予算の採択を受け、28年度へ繰り越して実施する農地災害復旧事業にかかわる分担金であります。

2項2目1節 ごみ焼却施設維持管理費負担金から183万1,000円減額しています。ごみ焼却施設の運営にかかわる津別町からの負担金で、事業費の確定に伴い減額となるものであります。

中段の13款1項2目2節 保育所保育料から239万8,000円減額しています。入園者が見込みより少なかったこと、また多子世帯における子育て支援のため、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料に減免措置を講じたことから、減額となるものであります。

下段の6目4節 住宅使用料から6万9,000円減額しています。町営住宅等の入退去によるもので、町営住宅使用料滞納繰越分では、増額となっておりますが、単身者住宅の空室などにより減額となっております。

7目1節 女満別高等学校寄宿舎使用料から210万円減額しています。入寮生徒の見込み減によるものであります。

3節 幼稚園保育料から120万4,000円減額しています。入園者が見込みより少なかったこと、また多子世帯における子育て支援のため減免措置を講じたことから、減額となるものであります。

50ページ、51ページをお開き願います。中段の14款1項2目1節 国民健康保険基盤安定負担金に275万2,000円追加しています。国民健康保険特別会計繰出金にかかわる保険基盤安定のための法定繰り入れ分で、国の負担分が増加となるため追加するものであります。

3節 特例保育給付負担金に1,085万7,000円追加しています。保育園の管理運営にかかわる経費が給付の対象となったことから増額するものであり

ます。

4節 児童手当負担金から539万4,000円減額しています。対象者の見込み減によるものです。

4目1節 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金に306万7,000円追加しています。27年度の補助事業の採択を受け、28年度へ繰り越して実施する町道朝日南13号線の復旧事業にかかわる負担金であります。本来負担金は、事業費の65%が交付されますが、制度上、複数年にわたり交付できるとされており、27年度分としては306万7,000円の交付となりますが、不足分については、28年度または29年度で交付される予定であります。

下段の2項1目1節 情報セキュリティ強化対策費補助金に560万円追加しています。27年度の補正予算により28年度へ繰り越して実施する情報セキュリティ強化対策業務にかかわる補助金であります。

下段の2目1節 年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金に2,772万3,000円追加しています。27年度の補正予算により、28年度へ繰り越して実施する給付金の給付事業にかかわる補助金であります。

2節 障害者地域生活支援事業費補助金から129万7,000円減額しています。利用者の見込み減によるものであります。

52ページ、53ページをお開き願います。上段の3目2節 合併処理浄化槽設置整備事業補助金から154万7,000円減額しています。見込み件数の減によるものであります。

5目1節 農地整備事業補助金から190万2,000円減額しています。道営の農業基盤整備事業における事業費の確定に伴い減額となるものであります。

6目2節 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助金678万5,000円追加しています。27年度の補正予算の採択を受け、28年度に繰り越して実施する農地災害復旧事業に係る補助金であります。本来、補助金は事業費の83.9%が交付となりますが、制度上複数年にわたり交付できるとされており27年度分としては、678万5,000円の交付となります。不足分については、28年度で交付される予定となっております。

中段の4項1目1節 社会資本整備総合交付金で、総額6,845万1,000円減額しています。各事業費の確定により増減するものであります。

6項1目1節 地方創生加速化交付金に1,358万6,000円追加しています。歳出で説明しました地域連携地場産品海外輸出促進事業、地域連携長いも高付加価値化推進事業、地域連携インターシップ活用労働力確保事業の実施に伴う国の交付金であります。

下段の15款1項1目1節 国民健康保険基盤安定負担金に246万6,000円追加しています。国庫負担金と同様に、国民健康保険特別会計繰出金にかかわる保険基盤安定のための法定繰り入れ分で、増額となるため追加するものであります。

4節 特例保育給付負担金に542万8,000円追加しています。保育園の管理運営費にかかわる経費が給付の対象となったことから増額するものであります。

す。

54ページ、55ページをお開き願います。上段の2項2目2節 所得者利用者負担対策事業補助金から130万2,000円減額しています。社会福祉法人が提供する介護サービスの利用者負担額の減免に対する道の補助金で、補助対象は非課税世帯でありましたが、非課税世帯であっても、預貯金が300万円以上あった場合には、補助の対象とならなくなったことから、減額となるものであります。

中段の4目1節 中山間地域等直接支払事業補助金から113万2,000円減額しています。補助対象面積の減に伴うものであります。

同じく食料供給基盤強化特別対策事業補助金から106万円減額しています。北海道のパワーアップ補助金で、事業費の確定により減額となるものであります。

同じく環境保全型農業直接支援対策事業補助金から219万3,000円減額しています。補助対象面積の減に伴うものであります。

同じく農業研修生等受入施設整備事業補助金に240万円追加しています。北海道の地域づくり総合交付金が対象となったことから追加するものであります。

2節 森林環境保全整備事業補助金から161万5,000円減額しています。公有林整備に係る補助金で、事業量の減及び除伐事業が別の補助金に変更となったことから減額となるものであります。

同じく、森林整備加速化林業再生総合対策事業補助金に365万1,000円追加しています。公有林除伐事業に対する補助金が対象となったことから追加となるものであります。

下段の6目1節 都市公園整備事業に、340万円追加しています。女満別運動公園野球場の整備に北海道の地域づくり総合交付金が対象となったことから追加するものであります。

下段の3項1目5節 国勢調査町村交付金から134万7,000円減額しています。対象事業費の減に伴うものであります。

56ページ、57ページをお開き願います。中段の16款2項1目2節 土地売払代から253万8,000円減額しています。町が造成しました宅地の分譲単価が工事費等の入札残により、予算より減額となったことから、減額となるものでございます。なお、現在の販売区画数につきましては、見込んでおりました8区画が販売となっております。

17款1項1目1節 一般寄附金に442万円追加しています。全国の方から多くのふるさと応援寄附金をいただいております。1月末現在の寄附状況は、1,759件、約4,912万円となっております。今後、見込みも推計し、追加するものであります。

下段の18款1項3目1節 財政調整基金繰入金から1,447万3,000円減額しています。今回の補正予算の財源調整のため繰り入れを取りやめるものであります。

6目1節 地域福祉医療基金繰入金から、596万8,000円減額していま

す。今回の補正予算の財源調整も行い、女満別中央病院医療環境等充実事業補助金への充当分のみ繰り入れるため、減額するものであります。

５８ページ、５９ページをお開き願います。中段の２０款４項１０目１節 生活支援ハウス利用料から１１５万９，０００円減額しています。利用者の減及び実費徴収しております燃料の価格減による減によるものであります。

同じくスポーツ振興くじ助成金から７５６万１，０００円減額しています。東藻琴多目的運動広場の改修における芝生工事に対する補助金で、補助率の減と配分調整に伴い減額となるものであります。

同じく、女満別高等学校寄宿舎給食費から７６８万円減額しています。入寮生徒の見込み減によるものであります。

同じく備荒資金組合災害支消金から４７３万３，０００円減額しています。２７年１０月の台風災害に伴う、復旧工事等にかかわる事業費の確定に伴い減額するものであります。

同じく建物災害共済金１７２万８，０００円追加しています。２７年８月に落雷の影響を受け、東藻琴高等学校の自動火災報知設備の受信機が破損したため、取り替え工事を実施しましたが、共済金の対象となったことから追加するものであります。

２１款 町債につきましては、第４表地方債補正で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げますので、ご審議くださいますようよろしくお願いします。

◇議 長 ここで１０分間休憩します。

(休憩 午後０２時２３分)

(再開 午後０２時３３分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◇議 長 日程第１８ 議案第７号の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

５番 品田議員。

◇品田議員 ４９ページになります。ごみ焼却施設維持管理費負担金。

ごみ収集については、清算といいますか、事業確定による減というふうにお聞きしたわけですが、津別町、ごみの減量化ができたのかどうなのかなと思うんですけども、私どもの町ではどのくらいできたかということでございます。

地方創生加速化交付金、５３ページ。先ほどの説明がありましたように、歳出の方で３事業とありましたが、いろいろ町長さんとは総合戦略についてお話をさせていただきましたが、交付金については、委員会が違いまして、この説明を詳しく私受けていない中で、事業のことは、産業建設文教常任委員会で受けて

いますけども、聞きたいのは、広域事業は、別枠カウントという文字が出ているわけですけども、3事業は、網走との広域連携という事業だとか聞いておりますけども、私どもの町としては、単独では加速化交付金を受けてないということになろうかと思うんですが、その辺、地方創生推進交付金も、多分、今年は断念したんだろうなという、町村の動きを見ても、推察できるのですが、その辺の事情もちょっと、私どもの方で聞いておりませんでしたので、お聞きしたいということでございます。

◇議 長 住民福祉課長。

◇住民福祉課長 まず1点目に御質問がございました、ごみ焼却施設維持管理費負担金の183万1,000円の減額の点でございますけれども、総務課長が御説明申し上げたとおり、津別町の負担分の減でございます。

その内訳といたしましては、歳出、一般廃棄物焼却処理施設管理運営費で347万6,000円減額をさせていただいておりますけれども、燃料費、光熱水費の単価の減に伴います減額でございます、津別町と大空町、平成22年度に協定を結んでございます。

津別町の負担分といたしまして、人口割、平成22年国勢調査人口で大空町との比較、41.6%の人口割、ごみの搬入量割で33.7%、これらの係数を先ほど申し上げました管理運営費、光熱水費、燃料費の減の計算式にあてはめまして、183万1,000円の津別町の負担分の減という計算になってございます。

ごみの減量等に伴う減少というような御指摘の部分がございましたけれども、燃やすごみにつきましては、若干微増している傾向にございますので、今回の歳入減の部分につきましては、ただいま申し上げました要因でございますので、御理解よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 総務課参事。

地方創生の加速化交付金のご質問でございますけども、国は、地方版総合戦略に基づきます各自治体の取り組みを推進して行くために、平成27年度の補正予算といたしまして、地方創生加速化交付金が措置をされているところでございます。

これにつきましては、国の予算規模としましては、1,000億円、補助率につきましては、10分の10、1市町村につきましては、二つの事業までということで、上限につきましては、約4,000万から8,000万円を目途とされているところでございまして、議員おっしゃるとおり広域事業につきましては、これとは別にカウントされているところでございます。

ただ、今回の加速化交付金の要件といたしましては、平成27年度の上乗せ交付、これをさらにレベルアップをしていくような先駆性や新規性というところが問われているところでございまして、さらに先駆性の部分でございますけども、

将来的に行政支援がなくても、自立できるような自立性、さらには民間と協働して行う官民協働、また、他の地方公共団体との連携ということで、広域的な地域間連携、また、複数の政策を相互に関連づけて、事業効果を発揮しようとする施策連携、こうした要件等がございまして、特に官民協働ですとか、広域的な連携、こういった部分につきましては、満たしていくというふうなことが要件でございまして、本町としましては、網走市との広域連携事業に取り組んで行く状況でございます。

◇議 長 品田議員。

◇品田議員 私にはちょっとわからないのですが、上乗せ交付金は、私の町では多分、いただいていないという記憶があるのですが、この上乗せ交付金のさらにレベルアップではなかったら、出さないということよろしいですか。

◇議 長 総務課参事。

◇総務課参事 御指摘のとおりでございまして、上乗せ交付金をさらに事業効果を高めて行くような新規性等が問われているところでございます。

この上乗せ交付金につきまして、本町は交付を受けていないところでございます。

◇議 長 品田議員。

◇品田議員 額は小さくても、10分の10、100%補助ということであります。

予算のときにもお話させていただきますけれども、かなりの総合戦略上の関係の予算も多くなっておるわけでございますけれども、こういった交付金、単独でもらえないということは、少し残念だという気が一つです。

網走市の状況でございますけれども、地域連携で4事業と書いてありまして、うちのものの中で違うものが一つだけありまして、地域連携スポーツ合宿地域活性化事業ということで、網走市は、津別町との連携でいただいたと、これはちょっと見ますと、オホーツラグビーフェスティバルを連携開催する、にぎわいを創出することでより一層合宿としての知名度、集客力の向上を目指してということであります。

私の町も、先ごろ東藻琴の多目的広場、運動公園を芝生化もして、ラグビーボールも立てられると、そんなことを聞いておりますし、所管事務調査で見に行った経過があります。

歴史は浅いですが、そういった関係で、そういう話が連携として出なかったか、ちょっと残念だなという気がしたものですから、質問をさせていただいたところであります。

◇議 長 町長。

◇町 長 私どもの町におきまして、平成２７年度、東藻琴のグラウンドの整備をいたしました。

そんな中で、今後は、議員御指摘のような合宿誘致なども行ってまいりたい、そのように考えておりまして、近隣であります網走市と事務的な内容の調整などもしているのは、現実でございます。

しかしながら、今時点でまだまだ経験もない中で、この事業に乗っていただけるだけの私どもの力量が問われているということもありまして、今回の事業には載っていないという状況であります。

ただ今後は、私どもの町ばかりに限らず、美幌町、清里町などさまざまなところが、さまざまな種目について東京オリンピック、パラリンピックの開催など、また、ラグビーのワールドカップの開催なども含めて、合宿の誘致というところに力を入れていこうとされておりますので、網走市、津別町、私どもばかりではなくて、もっともっと広域の事業として取り組んでいく、そういう必要性があるのではないかと考えております。

今後、私どものハードの面ももちろんでありますけれども、ソフトの面も充実させながら、そういったところの一部を担うことができるように努力をしてまいりたいと思っておりますが、今回はそういう事情から、事業の採択、また、事業における、その枠組みの中には入っていないという状況でございますので、御理解を賜りたいと思います。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第７号 平成２７年度大空町一般会計補正予算（第１０号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第７号 平成２７年度大空町一般会計補正予算（第１０号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 議案第８号

◇議 長 日程第１９ 議案第８号 平成２７年度大空町国民健康保険事業特別会

計補正予算（第４号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書１３１ページです。

「議案第８号 平成２７年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

平成２７年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，９６５万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１３億７，６３９万２，０００円とする。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。平成２８年３月８日提出 大空町長 山下英二」

１３３ページをお開きください。第１表 歳入歳出予算補正、歳入です。

１款 国民健康保険税から４６９万８，０００円を減額、２款 国庫支出金に１，６２７万円を追加、３款 療養給付費交付金から１，４０９万３，０００円を減額、５款 道支出金に３９２万９，０００円を追加、６款 共同事業交付金に１，４６７万６，０００円を追加、８款 繰入金に１，２７９万５，０００円を追加、１０款 諸収入に７７万１，０００円を追加しまして、歳入合計は、２，９６５万円増額し、１３億７，６３９万２，０００円とするものです。

１３４ページをお開き願います。歳出です。

１款 総務費から２４万８，０００円を減額、２款 保険給付費に３，４９０万９，０００円を追加、７款 共同事業拠出金から４９０万３，０００円を減額、８款 保健事業費から１０万８，０００円を減額しまして、歳出合計は２，９６５万円を増額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細の説明を申し上げます。

歳出より御説明いたしますので、１４２、１４３ページをお開き願います。今回の補正予算は、年度末に向けて実行予算を実施したものでございます。執行残等により整理した細かな事項につきましては、説明を省略させていただきますので、御了承願います。

２款１項１目１９節 一般被保険者療養給付費に５，１１５万４，０００円の追加です。１件当たりの支出額が上昇しており、不足が予想されることから追加するものでございます。

２目１９節 退職被保険者療養給付費から１，３７０万円の減額です。退職被保険者の減少に伴い減額するものでございます。

３目１９節 一般被保険者療養費に２６万８，０００円の追加です。療養費申請が多く、不足が予想されることから追加するものでございます。

続きまして１４４、１４５ページをお開きください。２項２目１９節 退職被保険者高額療養費から１２６万２，０００円の減額です。退職被保険者の減少に伴い減額するものでございます。

4 項 1 目 1 9 節 出産育児一時金から 1 2 7 万 1, 0 0 0 円の減額です。出産数の減少に伴い減額するものでございます。

7 款 1 項 4 目 1 9 節 保険財政共同事業安定化事業拠出金から 4 1 6 万 6, 0 0 0 円の減額です。北海道国民健康保険団体連合会へ拠出する額が確定したことから、減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、1 3 8、1 3 9 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目 一般被保険者国民健康保険税、1 節から 6 節全体で 3 6 1 万 8, 0 0 0 円の減額、2 目 退職被保険者国民健康保険税、1 節から 6 節全体で 1 0 8 万円の減額です。実績見込みにより減額するものでございます。

2 款 1 項 1 目 1 節 療養給付費負担金現年度分に 1, 6 4 5 万 4, 0 0 0 円の追加です。歳出で説明しましたが、一般被保険者の療養給付費等と療養費を増額することに伴い追加するものでございます。

3 款 1 項 1 目 1 節 療養給付費交付金現年度分から 1, 4 0 9 万 3, 0 0 0 円の減額です。歳出で御説明しました退職被保険者の療養給付費が減額することに伴い、減額するものでございます。

5 款 2 項 1 4 0 ページ、1 4 1 ページになります。1 目 1 節 普通調整交付金に 3 0 8 万 5, 0 0 0 円、特別調整交付金に 1 0 2 万 8, 0 0 0 円の追加です。実績見込みにより追加するものでございます。

6 款 1 項 1 目 1 節 高額療養費共同事業交付金に 1, 7 3 6 万 7, 0 0 0 円の追加、財政共同安定化事業交付金から、2 6 9 万 1, 0 0 0 円の減額です。道国民健康保険団体連合会の交付金の額が確定したことにより増減額するものでございます。

8 款 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金に 5 4 2 万 5 1 2 万円の追加です。保険税の軽減相当額となる保険基盤安定負担金が確定したことにより、追加するものでございます。

8 款 2 項 1 目 1 節 国民健康保険基金繰入金に 7 6 7 万 5, 0 0 0 円の追加です。今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

1 0 款 1 項 1 目 1 節 国民健康保険税延滞金に 1 9 万 9, 0 0 0 円の追加、2 項 1 目 1 節 歳計現金預金利子に 1 万 5, 0 0 0 円の追加ですが、それぞれ実績により追加するものでございます。

3 目 1 節 一般被保険者返還金に 5 5 万 7, 0 0 0 円の追加は、他保険加入者が誤って国保で受診した治療費相当額の返納があったため追加するものでございます。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第9号

◇議 長 日程第20 議案第9号 平成27年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書147ページです。

「議案第9号 平成27年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

平成27年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億780万6,000円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年3月8日提出 大空町長 山下英二」

149ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1款 後期高齢者医療保険料に130万4,000円を追加、2款 繰入金から103万2,000円を減額、4款 諸収入から27万円を減額しまして、歳入合計は2,000円追加し、1億780万6,000円とするものです。

150ページをお開き願います。歳出です。

1款 総務費から3万6,000円の減額、2款 後期高齢者医療広域連合納付金に30万8,000円を追加、3款 諸支出金から27万円を減額しまして、歳出合計は、2,000円を追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出より説明いたしますので、156、157ページをお開き願います。

1款1項1目12節 郵便料から1万4,000円の減額です。後期高齢者医

療被保険者証の送付に要する費用を２項１目１２節 郵便料から２万２，０００円の減額は、後期高齢者医療保険料の通知に要する費用をいずれも実績見込みにより減額するものでございます。

２款１項１目１９節 後期高齢者医療広域連合納付金に３０万８，０００円の追加は、主に後期高齢者医療保険料の増加によるものでございます。

３款１項１目２３節 後期高齢者医療保険料還付金から、２７万円の減額は、年度を越えた還付が当初見込みより少なかったため、減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明をしますので、１５４、１５５ページをお開き願います。歳入です。

１款１項１目１節 後期高齢者医療特別徴収保険料から３４７万９，０００円の減額、２目１節 後期高齢者医療保険料現年度分に４７８万３，０００円の増額です。実績の見込みにより、増減するものでございます。

２款１項１目１節 事務費繰入金から、５８万３，０００円の減額は、財源調整のため減額をするものでございます。

２目１節 保険基盤安定繰入金から４４万９，０００円の減額です。これも実績により減額するものでございます。

４款２項１目１節 保険料還付金から２７万円の減額です。年度を越えた還付が見込みを下回ったため、減額するものでございます。

以上 補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第９号 平成２７年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第９号 平成２７年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 1 0 号

◇議 長 日程第 2 1 議案第 1 0 号 平成 2 7 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書 1 5 9 ページです。

「議案第 1 0 号 平成 2 7 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）

平成 2 7 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 2 8 7 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 3, 3 8 4 万 5, 0 0 0 円とする。第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 2 8 年 3 月 8 日提出 大空町長 山下英二」

1 6 1 ページをお開きください。

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入、1 款 保険料に 2 2 6 万 9, 0 0 0 円を追加、2 款 使用料及び手数料から 1 4 万円を減額、3 款 国庫支出金に 2 2 8 万 3, 0 0 0 円を追加、4 款 支払基金交付金に 4 0 6 万 4, 0 0 0 円を追加、5 款 道支出金に 2 0 1 万 7, 0 0 0 円を追加、6 款 財産収入に 9, 0 0 0 円を追加、7 款 繰入金に 2 3 6 万 9, 0 0 0 円を追加しまして、歳入合計は、1, 2 8 7 万 1, 0 0 0 円を追加し、7 億 3, 3 8 4 万 5, 0 0 0 円とするものです。

1 6 2 ページをお開き願います。歳出です。

1 款 総務費から 2 2 万 6, 0 0 0 円を減額、2 款 保険給付費に 1, 5 1 8 万 7, 0 0 0 円を追加、3 款 地域支援事業費から 1 5 4 万 7, 0 0 0 円を減額、4 款 基金積立金から、5 4 万 3, 0 0 0 円を減額しまして、歳出合計は、1, 2 8 7 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入合計と同額にするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明いたしますので、1 7 0 ページ、1 7 1 ページをお開き願います。

当会計におきましても、今回の補正予算は、年度末に向けて実行予算を実施したものであり、執行残等により整理した細かな事項につきましては、説明を省略させていただきますので、御了承願います。

1 款 1 項 1 目 1 3 節 介護保険システム改修委託料 4 5 万 9, 0 0 0 の追加です。介護保険法の改正により、保険料負担限度額認定制度変更に伴い、システムの改修に要する費用を追加するものでございます。

2 款 1 項 1 目 1 9 節 居宅介護サービス給付費に 5 8 9 万 1, 0 0 0 円の追加です。居宅介護サービス利用者が、当初予定を上回るため追加するものでございます。

2 目 1 9 節 施設介護サービス給付費に 5 9 0 万 3, 0 0 0 円の追加です。

施設介護サービス費が見込みより増えたため追加するものでございます。

5目19節 居宅介護サービス計画給付費に42万8,000円の追加です。
在宅介護サービス計画対象者が増えたため追加するものでございます。

2項4目19節 介護予防サービス計画給付費に87万5,000円の追加です。
介護予防サービス計画対象者が増えたため追加するものでございます。

続きまして172、173ページをお開き願います。

4項1目19節 高額介護サービス給付費に109万6,000円の追加です。
高額介護サービス対象件数が増えたため追加するものでございます。

6項1目19節 特定入所者介護サービス給付費に98万7,000円の追加です。
特定入所者介護サービス対象件数が増えたことから追加するものでございます。
以下、執行残により整理したものでございますが、4款1項1目25節
介護保険基金積立金ですが、今回の補正予算を財源調整として、54万3,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、166、167ページをお開き願います。

1款1項1目1節 介護保険料現年課料分は、149万8,000円、2節
滞納繰越分は、77万1,000の追加です。いずれも実績の見込みにより追加するものでございます。

3款1項1目1節 現年度分介護給付費負担金に269万5,000円の追加、2項1目1節
現年度分調整交付金に100万2,000円の追加、4款1項1目1節 現年度分介護給付費交付金に425万3,000円の追加、5款1項1目1節
現年度分介護給付費負担金に224万3,000円の追加。続きまして168、169ページをお開き願いたいと思います。

7款1項1目1節 介護給付費繰入金に270万7,000円の追加です。
いずれも、歳出で説明申し上げましたように各介護サービス給付費が増額となったため、
保険給付費財源の各々の負担割合に応じてそれぞれ追加するものでございます。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 平成27年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 平成27年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第11号

◇議 長 日程第22 議案第11号 平成27年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書175ページです。

「議案第11号 平成27年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第2号）

平成27年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正） 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ798万2,000円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成28年3月8日提出 大空町長山下英二」

177ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1款 サービス収入に24万9,000円を追加、2款 繰入金から52万4,000円を減額、3款 繰越金に27万3,000円を追加しまして、歳入合計は2,000円を減額し、798万2,000円とするものです。

続きまして、178ページをお開き願います。歳出です。

1款 サービス事業費から2,000円を減額しまして、歳出合計は、2,000円を減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明いたしますので、184、185ページをお開き願います。

1款1項1目 介護予防支援事業費の中の2節から4節職員給与費全体で2,000円の減額でございます。人事院勧告に基づく、職員給与の増、または執行残によりに減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

182、183ページをお開き願います。歳入です。

1款1項1目1節 介護予防サービス計画収入に、24万9,000円の追加です。介護予防サービス計画の作成が当初予定より増えたことから追加するものでございます。

2 款 1 項 1 目 1 節 一般会計繰入金から 5 2 万 4, 0 0 0 円の減額です。
収入が増えたため財源調整による減額でございます。

3 款 1 項 1 目 1 節 前年度繰越金に 2 7 万 3, 0 0 0 円の追加です。前年度繰越金を予算計上するものでございます。

以上、補正予算内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 1 1 号 平成 2 7 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 1 号 平成 2 7 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 3 議案第 1 2 号

◇議 長 日程第 2 3 議案第 1 2 号 平成 2 7 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇建設課長 議案書 1 8 7 ページになります。

「議案第 1 2 号 平成 2 7 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

平成 2 7 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3, 6 3 6 万 7, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 2, 6 5 6 万 8, 0 0 0 円とする。第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。(地方債の補正)第 2 条 地方債の廃止は、第 2 表地方債補正に

よる。平成28年3月8日提出 大空町長 山下英二」

188ページです。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1款 使用料及び手数料から、540万7,000円を減額、3款 繰入金から276万円を減額、5款 諸収入から720万円を減額、6款 町債から2,100万円を減額し、歳入合計では3,636万7,000円を減額し、3億2,656万8,000円とするものです。

189ページ、歳出です。

1款 総務費から3,601万5,000円を減額、2款 公債費から35万2,000円を減額し、歳出合計では、3,636万7,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

190ページ、第2表 地方債補正、1廃止です。

女満別本町地区簡易水道事業債、限度額2,100万円を廃止するものです。女満別本町地区簡易水道事業債については、町道湖南山沿中線配水管布設替工事が未施工となったこと及び道道住吉女満別停線配水管布設替工事の工事費が減額されたことにより不用となり、廃止するものです。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

先に歳出から説明させていただきます。196ページをお開きください。

今回の補正につきましては、年度末に向けての実行予算による精査が含まれております。補正額の大きいもの、主なものについて説明をさせていただきます。

1款1項1目 一般管理費中、職員給与費等給料で30万7,000円を減額しております。配置職員の育児休暇取得によるものです。

その他算定率の変更、給与改定などにより増減となっております。簡易水道一般管理事業で、消費税及び地方消費税に14万5,000円を追加しています。平成27年度分納付額の確定によるものです。

1款2項1目 施設管理費、簡易水道施設管理費、工事請負費、メーター器取替工事で45万6,000円の減、備品購入費、メーター器購入で58万4,000円の減となっています。いずれも実績減及び入札執行減によるものです。

1款2項2目 建設改良費、女満別本町地区簡易水道整備事業では、全体で3,004万9,000円を減額しています。そのうち調査設計委託料については、臨時対応分50万円の未執行によるものです。

水道管路整備工事については、地方債でも一部触れましたが、町道湖南山沿中線配水管布設替工事を道営事業にあわせて実施を予定しておりましたが、道営事業が未実施となったため、配水管布設工事についても不施工となったこと及び道道住吉女満別停線配水管布設替工事について、確認より既設管による施工が可能と判断されたことから、工事費が大きく圧縮できたこと、以上により2,954万9,000円と大きく減額となっております。

その下、女満別高台地区簡易水道整備事業の委託料50万円、工事請負費100万円の減額については、人事対応分の未執行によるものです。

198ページに移っていただきまして、東藻琴地区簡易水道整備事業、委託料

で215万4,000円の減額となっております。臨時対応分のみ執行及び入札執行減によるものです。

続きまして、歳出歳入の説明をさせていただきます。

194ページ、1款1項1目 使用料給水料金については、546万8,000円の減となっております。使用水量の減によるものです。

2項1目 手数料、工事検査手数料については、実績増により6万1,000円の増額となっております。

3款1項1目 一般会計繰入金については、歳出減により282万7,000円の減となっております。

2項1目に簡易水道事業基金繰入金6万7,000円を追加しています。大空町簡易水道事業基金条例廃止に伴い、基金残高を繰り入れするものです。

5款2項2目 雑入、水道管移設補償金については、地方債及び歳出で御説明しているとおり、道営事業の未実施により町道湖南山沿中線配水管布設工事が未施工となったことにより、実施にあたって見込まれていた補償金についても減額となるものです。720万円の減額となっております。

5款1項1目 女満別本町地区簡易水道事業債2,100万円の減額については、御説明をしたとおりでございます。

以上、補正内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号 平成27年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 平成27年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第13号

◇議 長 日程第24 議案第13号 平成27年度大空町下水道事業特別会計補

正予算（第２号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇建設課長 議案書２０３ページになります。

「議案第１３号 平成２７年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第２号）

平成２７年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，９１２万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億４，６７０万８，０００円とする。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表 歳入歳出予算補正による。（地方債の補正）第２条 地方債の変更は、第２表地方債補正による。平成２８年３月８日提出 大空町長 山下英二」

２０４ページになります。第１表 歳入歳出予算補正、歳入です。

１款 分担金及び負担金から６万１，０００円を減額、２款 使用料及び手数料から１２１万２，０００円を減額、３款 国庫支出金から７６０万円を減額、５款 繰入金に４万５，０００円を追加、８款 町債から１，０３０万円を減額し、歳入合計では、１，９１２万８，０００円を減額し、３億４，６７０万８，０００円とするものです。

続きまして２０５ページ、歳出です。

１款 総務費から１，８５９万９，０００円を減額、２款 公債費から５２万９，０００円を減額し、歳出合計では、１，９１２万８，０００円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

２０６ページになります。第２表 地方債補正、１変更です。

下水道事業債、限度額２，１７０万円を１，０３０万円減額し、限度額１，１４０万円とするものです。対象となります委託及び工事について、国庫支出金が減額となったことにより、あわせて下水道事業債についても減額するものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

歳出から説明させていただきます。２１２ページになります。

１款１項１目 一般管理費、職員給与等に１４万５，０００円を追加となっております。算定方法の変更、給与改定等による増減となっております。

下水道一般管理費、管理事業では、消費税及び地方消費税に２１５万４，０００円を追加しております。当初予算の時点で算定に誤りがあったこと及び平成２６年度決算により、平成２７年度納税額が確定したことにより増額となったものです。

終末処理場建設費負担金は、４万１，０００円の減額、終末処理場管理費負担金は５４万５，０００円の減額です。実績により減となるものです。

２目 施設管理費、下水道施設管理費では、下水道施設整備工事で２４１万３，０００円の減額となっております。計装設備保守点検委託により、不具合があ

った場合の設備改修費用を見込んでおりましたが、不具合が少なかったため減額となっております。

3目 建設改良費、污水管渠布設事業は、件数が少なかったことにより、委託料20万円、工事請負費185万9,000円の減額となっております。改築更新事業につきましては、国庫支出金を受けて行う点検、設計、改築更新工事等を計上していますが、国庫支出金の配分が、当初予算2,270万円に対し、1,510万円と約3分の2の配当となったため、国庫支出金に合わせて事業を縮小して実施しております。委託料65万6,000円、214ページに移りまして、工事請負費で1,459万4,000円の減額としております。

続きまして、210ページにお戻りいただいて、歳入の説明をさせていただきます。

1款1項1目 受益者負担金等から6万4,000円の減、2款1項1目 下水道使用料から121万2,000円の減となっております。いずれも実績の減によるものです。

3款1項1目 国庫支出金、公共下水道事業交付金については、歳出の改築更新事業の部分で御説明いたしましたが、配当の減により、760万円を減額するものです。

5款1項1目 一般会計繰入金に4万5,000円を追加しております。財源調整により追加するものです。

8款1項1目 下水道事業債については、地方債補正で説明したとおりです。

以上、補正内容について御説明申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 平成27年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成27年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 5 議案第 1 4 号

◇議 長 日程第 2 5 号 議案第 1 4 号 平成 2 7 年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐薙建設課長。

◇佐薙課長 議案書 2 1 9 ページです。

「議案第 1 4 号 平成 2 7 年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 7 年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正） 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8 1 万 3, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2, 8 7 2 万 1, 0 0 0 円とする。第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。平成 2 8 年 3 月 8 日提出 大空町長 山下英二」

2 2 1 ページです。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1 款 使用料及び手数料に、6 万 4, 0 0 0 円を追加、2 款 繰入金から 2 3 1 万 7, 0 0 0 円を減額、3 款 繰越金に 1 4 4 万円を追加し、歳入合計では、8 1 万 3, 0 0 0 円を減額し、2, 8 7 2 万 1, 0 0 0 円とするものです。

2 2 2 ページ、歳出です。

1 款 総務費から 8 1 万 3, 0 0 0 円を減額し、歳出合計では 8 1 万 3, 0 0 0 円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

歳出から説明をさせていただきます。2 2 8 ページです。

1 款 1 項 1 目 施設管理費、個別排水処理施設管理費、浄化槽保守清掃委託料から、7 1 万 6, 0 0 0 円の減額となっております。実績による減となっております。

その他、事業費の精査、消費税の確定等による減となっております。

続きまして、2 2 6 ページ、歳入です。

1 款 1 項 1 目 個別排水処理使用料に 6 万 4, 0 0 0 円を追加しています。実績増によるものです。

2 款 1 項 1 目 一般会計繰入金は、2 3 1 万 7, 0 0 0 円の減額です。財源調整により減額となるものです。

3 款 1 項 1 目 前年度繰越金は、平成 2 6 年度決算の確定によるもので、1 4 4 万円を追加しています。

以上、補正内容について御説明申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 平成27年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成27年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

(休憩 午後03時36分)

(再開 午後03時45分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第26 議案第15号

◇議 長 日程第26 議案第15号 新町建設計画の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林総務課参事。

◇総務課参事 議案書231ページをお開き願います。

「議案第15号 新町建設計画の一部変更について

新町建設計画の一部を別紙のとおり変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。平成28年3月8日提出 大空町長 山下英二」

本案につきましては、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律におきまして、合併特例債の発行期間が5年間延長されたことに伴い、新町建設計画の計画期間を平成32年度末まで延長することとし、内容の一部変更をするものでございます。

議案書233ページをお開き願います。変更の内容ですが、表の右側が変更

前、左側が変更後の計画となっております。

第1編 序論 第1章 計画策定の方針 第3節 計画の期間 1ページ中、27年度までの10か年を32年度までの15か年に変更します。

第7編 財政計画 52ページ中1行目ですが、変更前10年間を変更後15年間に、中ほどの「合併当初は、合併に伴う一体化経費とそれに対する財源の増加が見込まれるため約79億円とし」を「合併当初約71億円でしたが、」「平成27年度は約63億円」を「平成32年度は物件費、普通建設事業費等の増加を見込み約78億円」に変更します。

また下段の歳入の「10年間で約19%減と想定するなど、合併による財政効果を」という文言を削っております。

234ページをお開き願います。

該当ページ、53ページの歳出中、「10年間で人件費を約21%減、物件費を約22%減と想定するなど、」を「人件費や物件費などの」に「10年間で90億円」を「15年間で227億円」に変更します。

また、(6)「普通建設事業費」の項目名を「普通建設事業費等」に変更するとともに、「10年間で総額90億円」を「15年間で総額227億円」に変更します。

続きまして235ページの表ですが、こちらにつきましては、計画の54ページ、変更前の年次別の財政計画で平成27年度までの事業計画となっているところでございます。

次の236ページを御覧願います。

こちらが変更後の表でございまして、先ほどの変更前の表に期間延長となる平成28年度以降の5年間で新たに追加記載するとともに、平成18年度から平成26年度までにつきましては、決算の額に変更しているところでございます。

なお、この内容につきましては、第2次大空町総合計画における財政推計を用いているものでございます。

以上、提案理由の説明申し上げますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

◇議 長 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第27 議案第16号

◇議 長 日程第27 議案第16号 大空町過疎地域自立促進市町村計画についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林総務課参事。

◇総務課参事 議案書 237 ページをお開き願います。

「議案第 16 号 大空町過疎地域自立促進市町村計画について

過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づき、大空町過疎地域自立促進市町村計画を別冊のとおり定める。平成 28 年 3 月 8 日提出 大空町長 山下英二」

過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正され、同法の有効期限が平成 32 年度末まで延長されたことに伴い、引き続き大空町過疎地域自立促進市町村計画を定めるものでございます。

内容につきまして御説明申し上げますので、別冊の大空町過疎地域自立促進市町村計画を御覧願います。

1 枚めくっていただきまして、目次でございますが、本計画につきましては、1 基本的な事項から 1 番下の 10 その他地域の自立促進に関し必要な事項までの 10 項目について、現状における課題を踏まえ、その対策を掲げているところでございます。

1 ページを御覧願います。

1 基本的な事項 (1) 大空町の概況ですが、ア自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要としまして、大空町の地理的な条件や気候、成り立ちや産業、社会基盤などの状況について記載をしているところでございます。

2 ページを御覧願います。

イ過疎の状況としまして、昭和 35 年からの 50 年間で半減している人口減少の状況やその背景などを明らかにしております。

また、中段やや下、ウ社会経済的発展の方向につきましては、担い手の不足による産業の衰退や地域の活力が懸念される中、豊富な資源や魅力ある素材、空港を生かした活性化策などを展開することとしているところでございます。下から 4 行目 (2) 人口及び産業の推移と動向につきましては、次の 3 ページにかけまして、人口の減少に加えて、高齢者の比率が高まる一方で、若年者の比率が減少し、今後も人口減少の傾向が続くことを示しております。

次の 4 ページから 7 ページまでにつきましては、人口の推移や産業別人口の動向などを表にまとめているところでございます。

8 ページをお開き願います。

(3) 行財政の状況ですが、限られた財源の中、効率的な行財政運営に努め、道路などの社会基盤整備のほか、公共施設の整備などを行い、住民生活環境の向上に努めているところでございます。

10 ページをお開き願います。

(4) 地域の自立促進の基本方針ですが、第 2 次大空町総合計画の基本目標に基づき、産業の振興や学びの充実、安心して暮らせる地域づくりなどを実践し、掲げた将来像の実現に取り組んでいくこととしております。

また、11 ページ、下から 2 行目ですが、この計画の期間は、平成 28 年 4 月

1日から過疎法の期限に合わせ、平成33年3月31日までの5箇年としております。

12ページをお開き願います。

2産業の振興ですが、(1)現状と問題点として、担い手の確保育成、地域産物の高付加価値化や特産品の開発、販売戦略の構築などが課題とされています。

また、農村景観の形成やグリーンツーリズムの推進、教育や交流などにもつながっていく取り組みが重要視されております。

空港を有する利点を生かした地場産業の振興や新たな事業等の展開、商店街の活性化を図る施策なども必要としているところでございます。その対策としまして、13ページの中程、(2)に具体的な項目を掲げております。

さらに14ページでございますが、上から3行目(3)計画としまして、16ページまでに渡りまして、農業の基盤整備や運動公園、地域振興施設の整備など、対策事業の内容を記載しているところでございます。

17ページを御覧願います。

3交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進ですが、暮らしや産業を支える道路網の整備や冬季間の雪害対策、公共交通機関の運行確保と利便性の向上などを図ることとしております。

また、高度情報化社会に対応した情報通信ネットワークの形成につきましても、課題としているところでございます。

17ページの下、3行目から対策の事項を掲げて、次の18ページからの表に具体的な事業としまして、道路や農道の整備などを記載しているところでございます。

21ページを御覧願います。

4生活環境の整備ですが、暮らしに欠かすことのできない水道の安定供給やごみ処理の対応、救急医療や災害体制の確立、さらに住環境の整備や廃屋対策など、生活環境に影響を及ぼす課題への対応が必要であり、その対策としまして、22ページから24ページまでに渡る水道やごみ処理施設の整備、公営住宅の充実などを図っていくこととしているところでございます。

25ページを御覧願います。

5高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進ですが、少子高齢化が進行する中、乳幼児から高齢者までの保健、医療、福祉が一体となった対応が重要であります。

子どもを産み育てる環境づくりや、地域による子育ての支援、また健康づくりや、高齢者、障害者福祉の充実などが課題とされ、次の26ページに掲載の福祉施設の整備などの対策を講じていくこととしているところでございます。

続きまして、27ページでございます。

6医療の確保ですが、将来にわたり安心した暮らしを実現するため、地域医療の安定確保を図る必要があります。

医療環境の充実など、必要な支援を行うとともに、医療従事者の確保対策などにも取り組んでまいります。

続きまして、２８ページでございます。

７教育の振興ですが、特色ある教育活動を展開が重要視される中、学校施設の老朽化が課題であり、教育環境の整備充実を図っていく必要がございます。

また、スポーツや文化など、生涯学習活動や地域コミュニティ活動推進するため、活動の拠点となる施設の整備などを行っていく考えでございまして、２９ページの表に記載のとおり、学校施設の整備をはじめ、３１ページまでに渡りまして掲載しております各種事業に取り組んでいく考えでございます。

３２ページを御覧願います。

８地域文化の振興等ですが、豊かな人間性や個性ある文化を築き上げるため、芸術文化活動への支援や貴重な歴史的資料、文化財などの適正な管理、保存を行っていくこととしております。

３３ページですが、９集落の整備です。

地域集落につきましては、道路交通網や集会施設の整備などを行い、連帯感や地域コミュニティの推進などを図っておりますが、今後は高齢化に対応した交通条件の充実や、生活環境の整備などを課題としているところであります。

３４ページをお開き願います。

１０その他地域の自立促進に関し必要な事項ですが、多様化する住民ニーズやグローバル化などを踏まえ、官民協働による取り組みや広域的な連携による事業の展開を推進し、地域の自立につなげていきたいと考えております。

中ほどの表に掲げている内容につきましては、先ほど御説明申し上げました各対策事項中に掲げておりますもののうち、ソフト事業であります過疎地域自立促進特別事業分をまとめて再度記載をしているものでございます。

お手元に配付の議案参考資料の２１ページから大空町過疎地域自立促進市町村計画参考資料としまして、具体的な事業の年次計画や財源内訳など記載しておりますので、参考としていただきたいと思います。

以上 提案理由の説明を申し上げますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第２８ 議案第１７号

◇議 長 日程第２８ 議案第１７号 オホーツク東部広域農業水利管理協議会規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

中村産業課参事。

◇産業課参事 議案書 239 ページでございます。

「議案第 17 号 オホーツク東部広域農業水利管理協議会規約の変更について
地方自治法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、オホーツク東部広域農業
水利管理協議会規約を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求める。
平成 28 年 3 月 8 日提出 大空町長 山下英二」

参考資料 47 ページに掲載しております新旧対照表にて説明をさせていただきます。

大空町、美幌町両町で管理している本郷排水機場は、平成 27 年度まで、美幌町からの負担金を徴収して、大空町が団体委託し管理をしてまいりましたが、平成 28 年度より、地方自治法第 252 条 2 の 2 に基づき、大空町、美幌町両町で設立しております法定協議会オホーツク東部広域農業水利管理協議会で管理をしてまいります。

しかし、オホーツク東部広域農業水利管理協議会は、古梅ダムの管理する目的で設立されていることから、オホーツク東部広域農業水利管理協議会規約に記載されております管理施設は、農業用用水のみとなっております。

今回、管理を追加する本郷排水機場は農業用排水施設であることから、オホーツク東部広域農業水利管理協議会規約第 1 条及び第 4 条中の農業用用水を農業用排水に改め、古梅ダム及び本郷排水機場の管理を委託することといたします。

オホーツク東部広域農業水利管理協議会規約を変更する場合には、地方自治法第 252 条の 2 の 2 の第 3 項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第 29 議案第 18 号

◇議 長 日程第 29 議案第 18 号 農業用施設災害復旧事業の施行についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

中村産業課参事。

◇産業課参事 議案書 243 ページでございます。

「議案第 18 号 農業用施設災害復旧事業の施行について

農業用施設災害復旧事業（排水路）の施行について、土地改良法第96条の4第1項において準用する第88条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月8日提出 大空町長 山下英二、記 1事業名 農業用施設災害復旧事業、2地区名 開陽地区、3事業内容 事業箇所 1工区、事業延長 106メートル」

平成27年10月8日から9日にかけて発生いたしました台風23号により被災を受けた女満別開陽第1地区内にある農業用排水路の一部、延長106メートルについて、農業用施設災害復旧事業において、復旧を行うものであります。

事業内容につきましては、既存は素掘り側溝でありましたが、河床が洗掘される恐れがあることから、V450型トラフで施工するものでございます。

事業の目的は、女満別開陽第1地内に耕作しております22戸の農家が、降雨、融雪水で影響を受けないで営農することができるよう、農業用排水路の機能の発揮を図るものであります。

なお、補助率につきましては、先に行っております災害復旧事業費補助率増嵩申請の結果、94.5%となっております。

この農業災害復旧事業を市町村が事業主体として行う場合につきましては、土地改良法第96条の4第1項に準用する第88条第1項の規定に基づき、農業用施設災害復旧事業の施行について、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、農業用施設災害復旧事業の施工箇所につきましては、予算参考資料48ページに掲載してございますので御参照いただきたいと存じます。

提案理由を申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第30 議案第19号

◇議 長 日程第30 議案第19号 大空町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の245ページになります。

「議案第19号 大空町課設置条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成28年3月8日提出 大空町長 山下英二」

改正の内容につきましては、参考資料にて説明しますので、参考資料の４１９ページをお開き願います。

議案第１９号関係、大空町課設置条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。第２条の事務分掌の改正であります。

初めに、総務課の項第１５号の地域審議会を地域づくり懇談会へ改めております。地域審議会の設置期間は、条例において、平成２８年３月３１日までと規定されております。

今後は、地域の意見を反映させる組織として、新たに地域づくり懇談会を設置するため、改めるものであります。

以降の改正であります。平成１８年度合併に伴い、職員数を削減しながら、多くの地域課題に的確に対応し、効率的な行政運営を図るため、平成２２年度にグループ制を導入しました。今後も町民の行政需要に対応できる効率的、効果的な組織体制となるよう見直しが必要であり、４月からの実施に向け、事務分掌等改めるものであります。

このたびの組織の見直しは、住民課の事務を一部福祉課へ統合、福祉課の２グループ制を３グループとする。産業建設課、建設グループを廃止し、技術職員を建設課職員とし、指揮命令を一本化し、町全体の建設業務を行う。また総合支所に建設課分室を配置する。産業建設課産業グループを地域振興課へ統合するもので、それぞれ住民サービスの向上と事務の効率化を図ろうとするものであります。

条例の改正の内容ですが、第２条の住民課の項中、第１号の戸籍及び住民基本台帳に関する事、及び第２号の国民年金に関する事を削除し、福祉課の項中、第７号に戸籍及び住民基本台帳に関する事。第８号に国民年金に関する事を追加いたします。

第３条に建設課の出先機関として、建設課分室を総合支所に配置すること規定するものであります。

附則といたしまして、平成２８年４月１日から施行するとしております。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第３１ 議案第２０号

◇議 長 日程第３１ 議案第２０号 大空町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
藤田総務課長。

◇**藤田課長** 議案書の249ページになります。

「議案第20号 大空町鳥獣被害対策実施部隊の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成28年3月8日提出 大空町長 山下英二」

改正の内容につきましては、参考資料にて説明しますので、参考資料の51ページをお開き願います。

議案第20号関係、大空町鳥獣被害対策実施部隊の設置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。議案第19号で説明しました組織体制の見直しに伴い、産業建設課が廃止となり、地域振興課へ統合となるため改正するものであります。

第5条第3項の副隊長を大空町産業建設課長から大空町地域振興課長に改めるものであります。

附則としまして、平成28年4月1日から施行するとしております。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇**議 長** お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇**議 長** 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第32 議案第21号

◇**議 長** 日程第32 議案第21号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇**総務課長** 議案書の253ページになります。

「議案第21号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成28年3月8日提出 大空町長 山下英二」

改正の内容につきましては、参考資料にて説明しますので、参考資料の53ページをお開き願います。

議案第 21 号関係、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の概要であります。改正の趣旨ですが、行政処分に係る不服申し立て制度は、行政の自己反省機能を活用し、訴訟によらず、簡易で迅速に国民の権利、利益の救済を図る裁判外紛争解決手続の一種であり、国民から信頼される公正な行政の基礎となる仕組みであります。

行政不服審査法（旧法）であります。一般法として昭和 37 年に制定され、50 年以上にわたり実質的な改正はありませんでした。この間、行政の公正性、透明性等に関する国民の意識は大きく変わり、行政手続法、訴訟法など関係制度の整備・拡充が進む中、時代の変化に応じた見直しを求める声が高まってまいりました。このような情勢を踏まえ、より公正な手続でスピード感を持って国民の権利利益の救済を図るため、新たな行政不服審査法が制定となり、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。

本町におきましても、法の施行期日までに、関係する四つの条例を改正するものであります。

行政不服審査法の概要ですが、見直しの三つの観点としまして、不服の申し立て構造の見直しでは、異議申し立てと審査請求の 2 種類があった不服申し立てを審査請求に一元化となります。

公平性の向上では、審理員制度を導入し、原処分に関与していない審理員が手続を主宰すること。

行政不服審査会等への諮問手続の新設を行い、審査庁の判断の妥当性を第三者機関がチェックすること。

審査請求人等の手続保障の拡充では、口頭意見陳述における行政処分庁等への質問や、提出書類等の謄写ができるようになりました。

54 ページになります。使いやすさの向上では、審査請求期間を現行の 60 日から 3 箇月に延長となります。

迅速性の確保等では、努力義務ではありますが、審査請求から採決までの標準的な審議期間を定め、争点、証拠の事前整理手続の導入がされることなどがあります。

それでは、改正します条例について説明をいたします。

一つ目が、大空町情報公開条例の改正であります。審査請求への一元化によりまして、目次、第 26 条、第 30 条、第 32 条、第 33 条におきまして、不服申し立てから審査請求に字句を改めるものであります。

審理員による審理手続の適用除外につきましては、第 18 条の 2 を追加します。

大空町情報公開条例による開示等の決定、または開示請求に関わる審査請求は、行政不服審査法に基づく、審理員による審理手続は、適用除外とするものであります。

審査請求に関しましては、第 19 条において、大空町情報公開条例による開示等の決定、または開示請求に係る審査請求については、大空町情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重することを規定するものであります。

次に、二つ目の大空町個人情報保護条例の改正であります。

審理員による審理手続の適用除外につきましては、目次、第 2 3 条の 2 を追加いたします。

大空町個人情報保護条例による第 2 1 条の決定または開示、訂正、削除、利用等の中止、もしくは利用停止の請求に関わる審査請求は、行政不服審査法に基づく審理員による審理手続は適用除外とするものです。

審査請求があった場合の手続につきましては、第 2 4 条の改正で大空町個人情報保護条例による決定または開示、訂正、削除、利用等の中止、もしくは利用停止の請求に係る審査請求については、大空町情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない旨を規定するものであります。

5 5 ページをお開き願います。

三つ目の大空町固定資産評価審査委員会条例の改正であります。

審査の申出につきましては、第 4 条につきまして、不服申立てから審査請求に一元化されたことにより、審査申出の記載事項と法律の引用規定の整理を行います。

書面審理につきましては、第 6 条で、町長が提出する弁明書は、電子情報処理組織を使用して提出した場合は、提出されたものとみなすことの規定を追加すること、関係規定の文言の整理を行います。

書類等の写しの交付手数料の新設です。

第 1 0 条を新たに追加いたします。審査請求に係る提出書類等の写しの交付が認められたことに伴い、手数料の規定を整備するものであります。白黒コピー及び電磁的記録に記録された事項を出力したもの 1 枚 2 0 円と定めるものであります。

書類等の写しの交付手数料の減免についてであります。

第 1 1 条を新たに追加いたします。書類の写しの交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認める場合には、減免規定を設けることといたします。1 件につき 2, 0 0 0 円を限度として、減免規定を設けるものであります。

議事の調書、改正前の第 1 0 条の規定でございます。条の追加に伴う引用規定の条を整備いたします。

決定書の作成についてですが、改正前の第 1 1 条でございます。決定書に記載する事項の明記と、委員会が記名押印したものを作成する規定を整備するものであります。

審査の秩序維持、それから関係者に対する費用弁償、委任でございますが、改正前の第 1 2 条、第 1 3 条、第 1 4 条の規定になりますが、改正条例により、第 1 0 条、第 1 1 条を追加するため、条の繰り下げを行うものであります。

四つ目の大空町手数料条例の改正であります。減免規定であります。第 5 条の 2 を追加いたします。

審査請求等のための資料等の請求について、大空町固定資産評価審査委員会条例と同様に、減免規定を追加します。減免の内容は、1 件につき 2, 0 0 0 円を

限度とするものであります。

手数料を徴収する事項の追加についてでございます。

別表におきまして、大空町固定資産評価審査委員会条例と同様に、審査請求に係る提出書類等写しの交付が認められることに伴い、手数料を新たに追加するものであります。白黒のコピー電磁的記録に記録された事項を出力したもの1枚20円といたします。

56ページから67ページまでにかけてまして、新旧対照表を掲載してございまして、御参照いただきたいと存じます。

附則といたしまして、平成28年4月1日から施行としております。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第33 議案第22号

◇議 長 日程第33 議案第22号 大空町行政不服審査会条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の263ページになります。

「議案第22号 大空町行政不服審査会条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成28年3月8日提出 大空町長 山下英二」

制定の概要につきましては、参考資料にて説明しますので、参考資料の69ページをお開き願います。議案第22号関係です。

条例制定の背景であります、新しい行政不服審査法の制定により、審査町は、審査請求に対する裁決をするときは、原則として第三者機関に諮問することが義務づけられました。第三者機関は、審査長が大臣等の国の機関の場合は、行政不服審査会となり、地方自治体の長の場合は、執行機関の附属機関として設置される機関となります。

本町におきましても、法に規定する附属機関として新たに大空町行政不服審査会を設置するため、大空町行政不服審査会条例を制定するものであります。

2の整備する条例の考え方ですが、第三者機関は、法第81条第1項の規定に

より、常設設置を原則としており、自治体の規模、過去の実績等に鑑み、常設が不適当または困難であると認めるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに設置することができると定められています。

本町におきましては、過去の実績等を鑑み、常設設置ではなく、事件ごとに設置することとして条例を定めるものとしております。

3の条例の概要です。

第1条の設置につきましては、第81条第2項の規定に基づき、不服申し立てに係る事件ごとに、大空町行政不服審査会を置くことと規定しています。

第2条 所掌事務につきましては、審査会は法の規定により、その権限に属せられた事項を処理することと規定しております。

第3条 組織は、審査会は5名以内の委員で組織することを規定しています。

第4条 委員の委嘱任期、解任事項について、規定しています。

第5条 委員の守秘義務について、法第69条第8項の規定に準じて委員の守秘義務について規定しています。

第6条 政治活動の制限につきましては、法第69条第9項の規定に準じて委員の政治活動の制限について規定しています。

第7条 会長につきましては、会長の選任、会長職務代理についての規定をしております。

70ページをお開き願います。

第8条の専門委員会につきましては、法第71条の規定に準じて、専門事項を調査させるため専門委員の設置及び選任並びに解任について規定しております。

第9条の会議は、会議の招集、成立、議事の決定に関して規定しています。

第10条の庶務は、審査会の庶務は総務課が処理することを規定しています。

第11条の委任は、この条例に定めるもののほか、審査会の運営、その他必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることを規定しています。

第12条の罰則は、法第87条の規定に準じて、委員及び専門委員の守秘義務違反については、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金に処することを規定しています。

4の施行期日ですが、平成28年4月1日から施行するとしています。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第34 議案第23号

◇議 長 日程第 3 4 議案第 2 3 号 大空町地域審議会条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林総務課参事。

◇総務課参事 議案書 2 6 7 ページをお開き願います。

「議案第 2 3 号 大空町地域審議会条例を廃止する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成 2 8 年 3 月 8 日提出 大空町長 山下英二」

2 6 9 ページですが、本条例は、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき、合併前の区域ごとに地域審議会を設置することとし、組織運営に関して必要な事項を定めたものですが、その設置期間が平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとされていますことから、廃止しようとするものでございます。

附則としまして、この条例は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第 3 5 議案第 2 4 号

◇議 長 日程第 3 5 号 議案第 2 4 号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書 2 7 1 ページになります。

「議案第 2 4 号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成 2 8 年 3 月 8 日提出 大空町長 山下英二」

改正の内容につきましては、参考資料にて説明しますので、参考資料の 7 1 ページをお開き願います。

議案第 2 4 号関係、大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の改正概要であります。

平成 2 7 年 3 月 3 0 日に大空町特別職報酬等審議会を開催し、議員及び議会選

出監査委員の報酬額について、管内平均額より低い状況であるので、議員活動の活発化のためにも、検証が必要であると、答申をいただいたところです。

これを受けまして、２７年度管内の議員活動の状況、報酬額の状況等を把握し、大空町特別職報酬等審議会に諮問をしました。

諮問の結果、報酬改定をするべきとの答申がありましたので、これを受けて改正を行うものであります。

議員の報酬額改定に伴い、副議長、各委員長との均衡を図る必要があるため、議長を除き、副議長、各委員長の報酬額を改定するものであります。

副議長は、月額３，０００円引き上げ、２３万２，０００円に、議会運営委員長は月額５，０００円引き上げ、２１万円に、常任委員長は、同様に５，０００円引き上げ２１万円に、議員は、月額６，０００円引き上げ１９万円に改めるものであります。

７２ページをお開き願います。新旧対照表であります。

第１条の報酬を改めております。

附則としまして、平成２８年４月１日から施行としております。

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第３５ 議案第２５号

◇議 長 日程第３６ 議案第２５号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤産業課長。

◇産業課長 議案書の２７５ページでございます。

「議案第２５号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成２８年３月８日提出 大空町長 山下英二」

この条例は、公職選挙法及び農業委員会等に関する法律に基づき、議会、選挙管理委員会及び公聴会等に出頭または参加した者の実費弁償に関して定めている条例でございます。

今回の条例の一部改正につきましては、昨年９月４日に公布されました農業協

同組合法等の一部を改正する等の法律におきまして、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、平成２８年４月１日から施行されます。

この法律等の改正に伴いまして、当該条例で引用いたしております条項にずれが生じますことから、所要の改正をするものでございます。

説明につきましては、参考資料７３ページの新旧対照表にて、申し上げますので、お開きを願いたいと思います。

第１条 趣旨におきまして、改正前の条例では農業委員会等に関する法律、第２９条第４項となっておりますが、それを農業委員会等に関する法律第３５条第４項に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成２８年４月１日から施行するものでございます。

以上、条例改正の内容につきまして御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◇議 長 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。大変御苦勞さました。

（散会 午後０４時３８分）

平成 2 8 年 第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成28年 3 月 8 日
- ・ 開 会 平成28年 3 月 8 日
- ・ 閉 会 平成28年 3 月 15 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	10 番	後	藤	幸	太 郎
4 番	沢	出	好	雄	11 番	深	川		昇
5 番	品	田	好	博	12 番	近	藤	哲	雄
6 番	松	田	信	行					

2 不応招議員は次のとおりである。

9 番 小 島 一 弘

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		産業課参事
総合支所長		産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課長		建設課参事
総務課参事		住民福祉課長
住民課長		産業建設課長
福祉課長		総務課主幹
産業課長		
教育長		生涯学習課参事
生涯学習課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成28年第1回大空町議会定例会議事日程

第2号 平成28年3月9日（水） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第26号 大空町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議案第27号 大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第28号 大空町簡易水道事業基金条例を廃止する条例制定について
- 日程第6 議案第29号 大空町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第30号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第31号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第32号 大空町広域入所に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第33号 大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第34号 大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第35号 大空町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第36号 大空町農業委員会委員選考委員会条例制定について
- 日程第14 議案第37号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第38号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第39号 大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第40号 平成28年度大空町一般会計予算
- 日程第18 議案第41号 平成28年度大空町国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第19 議案第42号 平成28年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第43号 平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第21 議案第44号 平成28年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
- 日程第22 議案第45号 平成28年度大空町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第46号 平成28年度大空町下水道事業特別会計予算
- 日程第24 議案第47号 平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下 英二	教育委員会委員長	相馬 隆
代表監査委員	近藤 克郎	農業委員会会長	山神 正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口 明夫	産業課参事	中村 直樹
総合支所長	菊地 教男	産業課参事	秋葉 暢康
会計管理者	丹治 健	建設課長	佐薙 幸史
総務課長	藤田 勉	建設課参事	高島 清和
総務課参事	林 敏美	住民福祉課長	平田 義和
住民課長	山本 勝栄	産業建設課長	田中 信裕
福祉課長	南部 猛	総務課主幹	松川 一正
産業課長	伊藤 裕幸		

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊 國夫		
生涯学習課長	佐々木 徳幸	生涯学習課参事	田端 久剛

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷 裕幸
------	-------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田 勝弥
------	-------

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	大槻 明弘
主査	土田 康裕

以上のとおり報告する。

平成28年 3 月 9 日

大空町議会議長 近藤 哲雄

(開議 午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、平成 28 年第 1 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、7 番 齋藤宏司議員及び 8 番 松岡克美議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、11 名であります。

小島一弘議員から欠席の旨、届け出があります。

本日の会議に説明のため出席の職氏名は、一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、御了承願います。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

◇議 長 日程第 2 一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

5 番 品田好博議員。

◇品田議員 改めまして、おはようございます。

平成 27 年度の国勢調査の速報値が公表されました。

大空町の人口は、7,339 人、世帯数 2,873 世帯、人口においては、前回より 7.5% 減、世帯数におきましては、3.2% 減ということでございます。

地方創生総合戦略5年間の最終年度の目標7,098人に241人、総合計画10カ年最終年度の目標人口6,800人に、539人という予想を超える人口減の勢いに、ただ驚くばかりであります。

差しあたりまして、この5年間は、しっかりとした自治体運営の歩みをしていかなければならないものと考えております。

平成28年第1回定例会にあたり、町長の執行方針をお聞きをしながら、この合併10年間、走馬灯のように頭を駆け巡っておりました。初心に帰り、何回目の一般質問になりましたでしょうか。30回は超えたのかなと思いますが、粛々と進めてまいりたいと存じます。

1番目の質問であります。

災害時の支出に備えるための備荒資金の会計上の処理と今後の扱い方についてであります。道内179市町村が組合をつくって積み立てている備荒資金の残高が2015年で900億円を突破したという、報道がありました。

まずAとして、この備荒資金の制度の経過について、町長からお聞かせ願いたいと思います。

Bとして災害以外でも自由に取り崩せる超過納付金の積み立てが急増している原因ということですが、同資金が一部市町村のタンス預金になっている実態があるとの指摘がありました。

大空町においては、3億円を超える程度であります。一部標準財政額よりも多いという残高を持っている町村もあるようでございます。

普通納付金と超過納付金があるということですが、私も存じ得なかったのですが、我が町の普通納付金残高と、超過納付金残高があれば、お知らせをいただきたいと思います。

Cとして決算時には、参考資料として、22年度でしたでしょうか、バランスシート上にこの備荒資金が、資産として計上されていないということですが、何故なのか、債権として明示もされているわけですが、理由をお聞かせください。

近づく公会計移行を進めている中でのことですので、質問に踏み切った次第でありますので、よろしくお願いをいたします。

2番目の質問に入ります。

東京電波女満別工場跡地の採納の経過についてであります。

一部報道されている同会社の美幌工場跡地が建物を壊して更地の上、無償譲渡をするということがあります。大空町においても、同じように更地の上、無償譲渡の話があったのかどうか、その辺の経過についてお聞きをしたいわけであり。

無償譲渡であっても、資産として計上すると思いますが、土地と建物をそれぞれどのように計上する考えか、お聞きをしたいんです。

昨年度でしたか、施設の利活用調査をしたことがありますが、その際、この建物は、利活用は無理であるということを確認をしておるわけであり。更地にして壊すということになれば、見積もっておると思いますが、額について

御提示いただければ幸いです。

Cとして寄附採納です。

寄附採納ではありますが、この土地の再利用といいますか、利用方策について、どのような考え方をしているのか、総務厚生委員会の審議顛末書を見ている中では、研修会館の改修の関係で、この跡地に、その機能を持つ施設の建設をも視野にといったような答弁もありますが、あまり長く今の状態を続けることは、できないのではないかと思います、どのように考えておられるのか、お聞きかせください。

以上、2点にわたり質問をさせていただきました。よろしく願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 品田議員の一般質問にお答えを申し上げます。

1点目、備荒資金組合に関することでございます。

北海道市町村備荒資金組合は、戦後復興期に大地震や暴風雪などの災害が発生し、国の財政支援が十分でなかったことから、災害時の減収補填や、普及事業費の融通など必要な資金を賄うために、昭和31年に一部事務組合として設立され、現在に至っております。

備荒資金として市町村が毎年度納付する普通納付金の基準でございますが、基準財政需要額のおおむね100分の1に相当する金額以上の額を組合に納付するものとされてございます。金額の合計が5,000万円に達した時、納付を停止することができますが、5,000万円を超えても、3億円を限度として納付することもできることとなっております。

また、市町村の任意により超過納付金の納付が認められております。限度額は、基準財政需要額の概ね2分の1に相当する金額で、上限が30億円と定められております。

納付いたしました普通納付金を使用できる場合がございますが、災害による減収補填、災害の応急事業費の支出、災害復旧事業費の支出、その他災害に伴う費用の支出などとなっております。一方で、超過納付金については、財政上の必要に応じ、いつでも還付を求めることができるものでございます。

大空町は、平成27年度の基準財政需要額が51億7,000万円でございます。普通納付金の限度額は3万円、超過納付金の限度額は25億8,000万円となります。

現在、備荒資金組合を設立している都道府県は、北海道以外にございません。

ただ、災害のための積立事業を行っている一部事務組合が山口県にあると、そのように聞いております。

大空町の状況について申し上げます。

平成18年度当初でございますが、普通納付金が1億8,500万円、超過納付金が5,200万円、合計2億3,700万円ございました。

決算が終わっております平成26年度末では、普通納付金が1億3,000万円、超過納付金が1億7,800万円、合計3億800万円でございます。

災害のために、平成18年度、19年度、21年度に、普通納付金から7,000万円を使用しております。

一方で、消防の救急デジタル無線の整備において借り入れする地方債の償還財源の一部とするために、23年度、24年度に超過納付金へ1億2,000万円を納付しているところでございます。

また、決算が終わっておりませんが、平成27年の10月8日から9日の台風災害に鑑みまして、平成27年度7,400万円、28年度2,300万円の普通納付金の支消を予定しているところであります。あわせて、デジタル無線の償還が始まっております。

まだ利息だけでございますけれども、これらについても、この超過納付金から取り崩しを予定しておりまして、平成27年度、28年度ともに150万円の返還を予定しているところでございます。

備荒資金の納付、使用につきましては、それぞれ歳入歳出予算に計上し、説明をさせていただき、お認めをいただいているところでございます。

また、増減、現在高につきましては、予算の参考資料でありますとか、決算における財産に関する調書に合計額を掲載して公表しております。ただ、普通納付金、超過納付金の区別をしておりますませんでしたので、今後は、わかりやすくする意味でも、普通納付、超過納付の記載を行ってまいりたいと考えてございます。

他の市町村では、多額の超過納付金を納付されているところもあると、そのように聞いております。私といたしましては、この超過納付金については、その都度、目的などを示しながら、必要な範囲において納付すべきものではないかと考えているところでございます。

バランスシートの関係について、お尋ねがございました。

現在のバランスシートは、総務省の改定モデルを使用しておりまして、記載要領の中には、決算統計における数値を記載することとなっているということであるために、備荒資金組合の納付金は、計上していないのが実態でございます。

そういう記載要領になっているということでございましたので、そのような取り扱いをしたということでございます。

28年度から御指摘のとおり、公会計制度が導入され、統一された新たな基準で決算なども示されるということになっております。そんな中で、備荒資金の取り扱いがどのように示されるのか、また今後、町としてその段階からどのように整理をしていくのかということについて考えながら、こういったものの公表のあり方について、検討したいと思っておりますので、御了解を賜りたいと思います。

次に、東京電波女満別工場跡地の関係でございます。

旧北見東京電波女満別工場は、昭和50年に町の企業誘致により進出をいただいたものでございます。町が所有しておりました土地と建物を購入いただき、51年3月から操業となりました。その後、一時的な休止の時期もありましたが、

平成17年11月まで操業をいただいていたまいりました。27年の11月で美幌工場を閉鎖という方針が打ち出され、会社関係者が北海道内にいなくなり、施設の管理が十分にできなくなるため、土地と建物の処分を考え、町への寄附の話があったところでございます。

当然のことながら、民間への売買も考えていたようでございますが、企業誘致で進出した経過もあることから、町への寄附を優先にということで、今回の話となったようでございます。

町といたしましては、その土地が民間の方々に所有された場合は、どのように利用されるか不安もございました。また、市街地のまとまった面積であること、隣接には駐車場やゲートボールセンター研修会館など公共施設があることなどから、明確に決定したわけではありませんが、一体的な活用の可能性も考えまして、寄附を受けることといたしたところでございます。

寄附物件であります土地と建物は、町が売却をしたものでございます。更地となった状態での話であれば、当然のこととして購入しなければならないものと考えております。現状のまま寄附を受けた場合は、解体経費については当然、掛りますが、町が主体的に解体工事を発注できるという点もあります。

しかし、寄附者が解体をするという判断となった場合には、地元が発注することとは望むべきものではないかと、そのようにも考えておりました。このため、会社側に更地にするということについての要請は、していないところでございます。

取り壊しについては、建設後40年を経過している建物でございますので、町並みの景観も考慮し、28年度において予定をしてございます。経費につきましては4,500万円を見込んでいるところでございます。

25年度に民間の施設も含めた遊休施設の利活用に関する調査を行っております。この建物の結果は、耐震補強や床の改修等、費用が高額となるということが予想され、町の施設としての活用の可能性はないと判断をいたしましたところでございます。第2次総合計画等を踏まえ、今後も検討が当然、必要となつてまいりますが、研修会館が建設後40年以上経過していることなどから、整備の必要性があると、そのようにしております。同様の機能の施設の整備などにあわせて検討してみるべきではないか、そのように考えているところでございます。

現段階では、このような考え方のもとに、寄附を受けたということで御答弁とさせていただきます。

◇議 長 町長、ただ今の答弁の中で、金額の単位を間違っていましたか。

◇町 長 失礼しました。申し訳ありません。間違えて答弁をいたしてしまいました。備荒資金の普通納付金の限度額は3億円となっております。訂正させていただきます。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 御答弁をいただきました。備荒資金の制度の経過、大変わかりやすく説明もいただいたとありがたく思っております。

そういう経過があったこの資金ではありますけれども、私も勘違いをしていました。恥ずかしいのですが、バランスシートのことばかり聞いておりましたけれども、これが入ってなかったということは、うかつだったと、自分に反省をしてるところでございます。

しかしながら、町長の今説明にあったとおり、納付金の内容、二つの納付金があるということの理解といいますか、私も知らなかったと、確かに予算書を見ても、納付金と書いてあったり、超過納付金と書いてあったりしております。

返還金や支消金については、それを見逃したのも、私どもの反省すべきところということでありましたので、興味深く、この報道を見守ったところでございすけれども、うちの町は本当に健康的に対応していたということで、ほっとしておりますけれども、こういうことは長い間、続けられて、本当に全道でありますけれども、びっくりすると言いますか、一部紹介をしておきたいですけれども、三笠市においては、備荒資金超過残額４５億１，２００万円、標準財政規模４８億５，５００万円、西興部、備荒資金超過納付額３２億７，６００万円、標準財政規模１４億１，９００万円、こういうふうな状態が長いこと続いておりまして、芦別市においては、超過納付分が１９億５，０００万円、標準財政は６３億円ですけれども、ほとんど全て芦別市においては、財政調整基金のように、出し入れを自由にやっていた。

私はこの新聞を見て、原因、なぜこういうふうなことをするのかということ、新聞には書いてありませんでしたけれども、いわゆる基金ではないのですが、帳簿外にしてしまって、これは、総務省改定モデル記載要領とありますけれども、全国では、今町長さんの御説明のあったとおり、北海道だけだということでありますので、総務省もそういったことがわからなかったのか、でも経理的に見たら債権というふうに我々の参考資料には書いてある。債権は資産である。それを出していないバランスシートは、まことにもって、正確性や信頼性を損なうものであるというふうに私は考えております。

総務厚生常任委員会の参考資料を見させていただきましたけれども、まさしく正確性に欠け、総務省改定モデル方式は、正確、信頼性に欠ける、そんな形で書いてあります。そういうふうな中でのことですので、私ははっきりしていた方が良いでしょう、２８年度の会計決算から、これを登用していくということでございすれば、この２７年度の決算時からやっても遅くはないし、そういった環境下にあるんではなかろうかと、それが事実的な本当に自らが進んで問題解決をしていくということになるんだろうと思っておりますけれども、町長さん、その辺、どのようなお考えかお聞かせください。

◇議 長 町長。

◇町 長 各市町村では、超過納付金が非常に大きな額になっているというところがあるようでございます。

先ほど申しましたとおり、私どもの町では直接的な災害ではありませんでしたが、消防救急無線のデジタル化、防災に対応するための整備を行いました。そういった中で、起債の借り入れも行いましたけれども、当然に町が負担をしていかなければならないものの財源も出てくるということから、そういったものを計画的に納付していくための財源として、ここに積み立てをさせていただき、それを計画的に返還をして、償還に充てているという状況でございます。

また、国は、ここ何年か市町村の財政が少し、一時期から見ると厳しさが緩和されてきているのではないかと、そのような視点で見ているようでございます。

それは財政調整基金の残高などに表れているというふうに感じているようであります。

そんなことから、ひょっとしたら、市町村側といたしましては、その金額をどのように表現をしていくかという中で、この備荒資金組合の超過納付に充てているという市町村があるのかもしれないと、そのようにも考えられるところであります。

今、国は、私ども市町村に対してはもちろんでありますけれども、国民に対しても、毎年度の収入の多寡だけで判断するのではなくて、その市町村の資産についても確認をし、本当に経営が大変なのか、生活が大変なのかというところを判断しなければならないのではないかと、そういう視点で物事を見ていると、そのように思います。

そんなことから、いろいろな国の制度におきまして、国民に対しても預貯金の残高だとか、そういったものも一つの判定材料にするということのような方向が出ておりますので、市町村もそういう見方をされているのではないかと考えているところでございます。

私どもといたしましては、当然、健全な財政運営を行っていかなければなりませんし、計画的に将来の負担をどのように対処していくかということを考えて行かなければなりませんので、それぞれ理由のある中で、それぞれ積み立てするのは積み立てをする、そのときにどういった形で積み立てをしていくのかということなどについても、議会にもお諮りをしてまいりたいと考えているところであります。

また、28年度からの公会計に伴って、新しい基準が示されると、27年度やってもいいのではないかというお話もいただきました。ただ、今までずっと入れないで、例えばバランスシートについても、作成をしてまいりました。最後の1年間だけそこのところに数字を入れるということは、前年度と比較をしていくときに、どうなのかということもありますので、そこのところについては、少し検討させていただきたいと思っております。

いずれにしても、28年度からは、統一的な形になってまいりますし、今までにおいても、そのバランスシートそのものには、入っておりませんけれども、私などが答弁をしたり、また、予算の参考資料などでは、備荒資金組合の普通納付

金も超過納付金も含めて、私どもの基金の残高というような認識で御答弁もさせていただいておりますし、お話もさせていただいておりますので、27年度直ちにその最後の1年間だけバランスシートに組み入れるかどうかということについては、それらのバランスも含めて、もう少し検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 率直な御意見を賜ったところでございますけれども、時間も時間でありますので、長いことかけたくございません。

私の考え方は、そういったことが日常的にわかれば、自らどういう対処の仕方といたしますか、これ多分第2弾、第3弾という形でニュース化されるというふうに、私は個人的に考えております。総務省もそういう形で動いているという、町長の今、言ったことの伏線だと考えています。一時的なことではないと思います。

ですから、うち町がそういう活字に載らない町であったことに誇りを持っておりますので、ぜひ英断を図っていただきたい、バランスシートは、12名しか見ておりません。あと職員だけで、これは公開になっておりません。ホームページでは、なっているのか、常任委員長でありますけれども、ちょっとわかりませんけれども、なっていないでなかろうかと、私は判断をしております。

そんなことなので、過ちではないにしても、いわゆる試算をバランスシートに載せないことは、いわゆる完全な複式簿記化できてない、そういう証拠であります。簡単に言いますと。

ですから、資産の台帳整備事業もありますけれども、その二つ目に国は、会計処理の複式簿記化、こういったことも謳っております。まさしくそうであります。そういうことなので、私は一遍に直したくなかったら二つ用意すると、やってみて逆に勉強になるということもありますので、早い方が私は良かろうと考えておりますけれども、いかがお考えですか。

それと災害についてのみであるのであれば、目的基金、災害基金として設置をする、条例をつくって設置をするという形で町民にあからさまに、災害に対してどういう対応をしてるんだと、資金的な対応をしてるんだということをきちっと行政として姿勢を出すということは、この災害の多いこの時代、まさしく町民の不安に応えられるであろうと私は思っておりますので、ぜひ御英断を賜りたい。

画期的な私はことであろうと思います。画期的なことを選んですることだけでいいとはならないですけども、目的基金化をすべきだろうというふうな、どのようなこの天候、気候状態があるかどうかわかりません。3月もそういった状況でありますので、ぜひそういった総合的な考え方を持ってもらいたいなと思っております。

以上、1問目は終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 バランスシートについては、私どもの判断といたしましては、公表の仕方は、いろいろありますけれども、議員の皆様にご説明されているものは、当然、町民に公表されているものと、そのように感じております。

当然、公表の仕方というものについては、いろいろあるかと思っておりますけれども、そこは今後、財政の状況などについて公表をしていく、説明を加えていく中で、検討してまいりたいと思っております。

また27年度の決算についてから、やるべきではないかというお話もいただきました。それらについては、御提案をいただきましたので、あわせて検討させていただきたいと思っております。

関係者の方々の御意見、またその他、不都合が生じないのかなどなのか、そういったことを確認させていただき判断をさせていただきたいと思っておりますので、御了解を賜りたいと思っております。

また、目的基金化するということでの考え方もありますけれども、実はこの備荒資金組合の利回りというのは、非常に他の預貯金から見て良いというところがございます。そんなことから、新たにその災害に伴う、関係の基金という形で作るという考え方はございません。

現在そういった考え方で持っておりますのは、網走湖の環境改善基金というものが、網走湖の環境改善が、この災害に限らずですけれども、環境が激変したような対応をしなければならないような、これは災害も含めてでありますけれども、そういったときに対応するための基金として持っておりますけれども、それ以外については、この備荒資金組合の普通納付金というものが該当になるものと思っております。

新しく目的基金をつくるというよりは、町民の皆様にごこういう基金をもって、災害時に充当させていただいているという、そのPRの方を一生懸命させていただくということで、御理解をいただくように努力をしてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜ればと思っております。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 これについては、行政内部で考えて、しっかりとして方向性を見い出していいただければと思っております。

町長さんは話されましたけど、基準モデル方式、この新しく今やっているという市町村は16.5%、先進地です。私もこれはわかりませんし、先進地の財政指標とか公開のあり方、内容について見て比べていただければ、また、良い参考になるんだろうと、またお金についても、今般の28年度予算に400万円程度、委託事業で考えてということでございます。万全な体制で総務省は考えておりますので、こちら遅れを取らないように、やっていただければと思っております。

以上です。

2番目の東京電波女満別跡地のことでございます。

残念なことに、美幌町とは違って、どうしてもそういった形で買わなければならなかったということですから、覆水盆に返らないだろうなというふうな考えをしておりますけれども、交渉的には、可能であったんだろうなと、隣町がそういうふうな交渉をして、うんを言わなかったということが呼び水になったということにもなるんだろうなと、粘り腰が一つ欲しかったのかなという考え方です。

総務厚生常任委員会の参考資料の中でも、土地の評価が、1, 379万9, 000円、建物は4, 778万円、こんなふうになっておりまして、6, 100万円の評価額です。

これを、今言ったとおり会計的に言えば、更地で何ぼ、建物で何ぼという形で計上するということになれば、それを壊せば除却損が生まれると、建物の除却損4, 100万円がゼロになる。一時期増えたものが消えてしまうので良いじゃないかと言いますけれども、その当年度の財政の内容に著しく悪い影響になるだろうと、固定資産台帳、これからしっかり作って行けばそうなります。ですから、これは、ただでもらったということでありますので、土地は、そのまま評価してもいいですけども、土地については、これは税務署に届けて不動産取得税を払うものではないわけですから、可能であれば、ゼロ評価でした方がよろしいんじゃないか。

そうでなければ、4千何百万円という解体工事費は払わなければ、あの土地と家屋で4, 100万いくらかで買ったということになりかねない。町民から見ても、更地にして使う、また売ることになっても、今、価値は、町長さんがわかっているとおりの、それにはならないです。ですから、経理上のことですけども、ゼロにできる。町長には悪いが、官ならではあるのだけれども、ゼロで計上するということでも誰も文句は言わないのではないかという気は、もう固定資産税をとれるわけじゃないですから。誰がチェックするのか、監査委員なのかわかりませんが、ただでいただいたもので、使用価値がないのでゼロで上げた、これ誰がとがめるのかなと、私、職員と話をさせていただいたのですけれども、ちょっと相談して見たら、ゼロにできたのならゼロで計上して、土地だけを上げとけば、壊しても痛みはそうない。4, 100万円の解体工事費も、止むを得ない。そんなふうに私は、考えておるんですけども、その辺町長さん、どういう考えなのか。

◇議 長 町長。

◇町 長 北見東京電波の関係につきましては、平成27年に初めてお話があったというよりは、その前段でも、いろいろなお話といたしまして、考え方などについて御提案があったところでございます。

操業が平成17年の11月までということでありますので、約10年間、実際には建物、土地を所有しながら、操業活動をしていなかったということもありまして、当初は、例えばそのまま買っていただくわけにはいかないかというよう

な、口頭での話でしたけれども、そんなこともありましてし、更地にしたら買ってもらえるんだろうかと。さらには、その他に買っただけのような地域の企業などはないだろうかと、そういったところの情報はないだろうかというようないろんなお話があったところでもあります。

町としましては、町に声もかけていただいておりますけれども、その当初としましては、どのようにそこを活用、もしどういう形であっても引き受けたという場合にあって、何に使うかということについて、議会などにも考え方を示していかなければ、ただ単に言われたから引き受けるということだけでは、いかななものかなと、そういうことで、大分、内部協議もいたしましたけれども、なかなかその目的というところが定まってと言いましょ、方向性すらなかなか見えてこなかったというところがございます。

しかし、昨年、この北見東京電波の会社が、村田製作所のグループの傘下に入る。さらには北海道における全ての拠点を集約して、本州に戻すということもありまして、管理や不在になるということで、私どもとすれば大変不安を持ったところでもございます。

一方で、総合計画の実施計画の取りまとめをしている中で、先ほど御答弁で申し上げました研修会館などの老朽化が非常に進んでいて、将来ともあのままの状態ではいけないのではないか、何とか次の第2次総合計画の中で、そういったものの建て替えなどを検討していくべきではないかという考え方が出てまいりました。

あわせて、隣接している駐車場を挟んでとは言いますけれども、全体を通して、隣接している土地でもありますので、その一體的な活用ということも、検討していくべきではないかという方向性、しっかりしたものではないですけれども、そういう考え方も出てきたということでございましたので、町として、そういった方向で考えたいということでありました。

議会での議決ということではありませんけれども、事が事でございましたので、当然、前段で議会の所管の常任委員会に説明をした中で、寄附を受けたところでございます。

私といたしましては、当初、先ほど言った昭和50年代、土地、建物を売却して、町としては、代金の支払いを受けていると、その物件を今度は無償で、所有権の移転をしてもらって、さらに、今となっては、その経費の掛かる建物の解体、除却までお願いをして、その相手側に負担をさせると、さらにこの10年間、当然と言えば当然なんですけれども、今の固定資産も使ってはいらっしゃいませんでしたけれども、納付をいただいていたということなどを鑑みただ中で、全く除却をして、無償でもって町に寄附というところ、そこまでは、私としては踏み切れないと言いましょ、それはちょっと違うのではないかと、そのように、判断をいたしましたところでございます。

町として、今回その経理上の取り扱いのことについては、言われたとおり、やっぱり官ならではと言われれば、そのとおりなのかもしれませんが、私として、町として不利益をこうむったと言いましょ、損をしたという考え方

は、持っておりません。

もし逆に企業の方々が、今回、得をしたなというふうに、もし考えるのであれば、企業誘致の中で、企業の方々に、向こうがそういうふうに思われるんだとすれば、貸しを作ったことになるのではないかと考えております。

今後とも、いろんな企業の方々とは、さまざまな関係を築いておかなければなりませんので、そういったことを考えているのだとすれば、それはプラスに作用することもあるのではないかと考えてございます。

私どもの判断といたしましては、先にも申しましたとおり、町ではなくて、当然、向うの所有物でありますので、民間に売るといような判断をされたときには、町としてはどうだっただろうか、どういう対応しなければならんのだろうかと、さらには、もっと少し無責任な言い方になってしまうかもしれませんけれども、多少の固定資産税であれば、土地も建物もそのままにして置こうというふうな判断を企業側がされたとすれば、町とすれば、どんな対処があるだろうかと、そういったことも考えながら、総合的に今回のことについては、判断をいたしたところであります。

近隣の町村の例、いろいろな今回のことに関する事例などもありますけれども、少しずつ状況も違いますし、今回のことは、売買ではありませんでしたけれども、ある意味、一つの商行為と言いましょうか、そういうところに類するところがあるのではないかと、それはお互いの当事者間による、それぞれの考え方と言いましょうか、状況などがあって判断をし、了解をしたということでもありますので、是非、このことについては、御理解を賜りたいと考えてございます。

また、経理上の関係などにつきましては、しかるべき手段をとって、公表させていただきたいと考えてございます。

そんな考え方に基づいて、今回の寄附の受託を受けたということで、御理解を賜りたいと思いますし、今後の提案についても御指導いただければと思いますし、経理上の関係などについても、いろいろ御示唆をいただければ、ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 5 番 品田議員。

◇品田議員 踏み込んだ御答弁もなされたようでございますけれども、先ほど言ったように、もう戻らないのであれば、処理の仕方を考えた方がベストだろうという考え方で、損だ、得だという時期はもう過ぎたという感じもしております。

似たように、フタバ食品というのもございますから、あそこもどうなっているかわかりませんが、買って欲しいだろうということもありますし、やっぱりそういった誘致企業といっても、そういう可能性がある、負の遺産を置いていくという可能性があるんだということも、また、頭の中に置いておかなければならないなど、またそういう時代に入ってきたという、簡単ではないということでございます。

更地で商売ができるものは、駐車場ぐらいなものですから、そういう危険性が

あるのだということであろうと思います。利活用については、これは行政の考え方、議会の考え方もありますけれども、やはり町民の思い、考え方、町長さんも研修会館についておっしゃいました。その話ですけども、長い間、待ってたように思います。一番利用のある施設でありますし、町民にとっては思い出の深い建物であると思います。一番最後になるという施設なんでしょうけれども、あまりクレームのかからない分野なんだなと。待ち望んでいたと思いますので、私は、構想としてはよろしいと思いますけど、遠くじゃないですけども、町民の意向をたくさん聞いて、決定をしていくっていう手立てを考えて、このニュースを発表する同時に、そういう考え方もしっかりとふれあいトークで語ってもらいながら、また大空号で語ってもらいながら進めて、全町合意のもとに、事業度の高い、喜ばれる、夢を持てる、若い者も年寄りも使える、そういった施設にしていけるのであれば、誰も文句はないと思います。

そういったことで、趣旨がちょっと曲がったようですけども、決して要望でございせん。

既に総合計画の中の視野に入れておりますので、10年後ということではなくて、そういう話をまとめながら、夢を持たしてやってほしい。さびれるばかりの市街地、そういったことを考えたときに、同じようにやっぱり不安を抱えている町民も多くいらっしゃると思います。それが人口減に拍車をかける。そういうことも可能性としてはありますので、昔から逃散と言います。そういうのは動物的感覚でわかるものですから、そういう雰囲気をつくらせない、万全の体制をこの10年間でつくっていくかなければ、先ほど冒頭で言いまして、本当に大変な時代が来る。少なければ少ないでやれば良いんだと、そういう問題ではない。結果そうであったとしても、そうではないと思います。そのために、今我々が、本当にあくなき総合戦略という小さなものですけども立ち向かっていこうとしているわけですから、それをくじかないようにしていただきたい。

夢を持って、町長、言いました。夢を持って、今商人は夢を持ってないでいます。町長の言うことは、理解できないと思います。そういうまた気持ちも察していただきたいと思います。

違うところで話せば良いのですけども、総体的に申し上げ終わらせたいと思いますけども、一つよろしく願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 フタバ食品、旧女満別食品金の関係などの話もありました。当然、企業として、過去に誘致をして、その後撤退をしたという関係で、同じような状況もあったかと思います。現在も女満別食品として、土地、一部の建物を所有しているという状況にあります。今回とは状況は似ていながら、場所が町の真ん中からそうでないかというようなことで、状況は違いますけれども、女満別食品においても、売却を試みたいという企業側の意向もありまして、町として、いろいろな企業にあたるときに、そういった御紹介などもさせていただきながら、取り組ん

でいるところでございます。

そういったことを考えますと、撤退をいたしても、そういう一度関係ができた企業とは、今後もなにがしかの関係をきちっと築いておくということも大切ではないかなと思っております。

今回、資産としては、北見東京電波、新しい村田製作所の傘下で、資産の所有というところではなくなりますけれども、こういった御縁をこれからも大切にしながら、次の一步に結びつけられるように努力をしてみたいと思います。

また利活用につきましては、昭和47年だったかと思えますけれども、47年、48年にかけて、当時の福祉センター、そして、現在ゲートボールセンターと言っておりますのは、当時ファミリースポーツセンターという名称で、当時の女満別町とすれば、非常に大型の公共施設を初めて造ったものではなかったかと思えます。

大勢の方々に何十年も御利用いただいておりますけれども、当然、今の建物、施設の設備等々につきましては、今の時代には十分対応できているとは、言えないと思えますし、一方で安全性の面などもございます。

総合計画では、実施計画段階では、平成33年から36年にかけて、調査設計、実施設計、本体、外構などというふう計画をいたしておりますけれども、町民の方々の要望も高いとそのように感じてございます。

こういった議論につきましても、できるだけ早く取り組みながら、財政のところとのすり合わせを行って、どのような手法で整備できるか、そのときに今回の、その用地などの活用も鑑みながら、検討させていただきたいと思っております。今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田委員 有効な時間だった思います。
ありがとうございました。

◇議 長 これで、5番 品田議員の一般質問は終了します。
10分間休憩します。
(休憩 午前10時56分)
(再開 午前11時06分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
日程第2 一般質問を続けます。

◇議 長 次に、1番 上地史隆議員の一般質問を許します。

◇上地議員 皆様、おはようございます。1番 上地です。
この前、女性模擬議会が開催され、13名の女性が参加され、闊達な議論や女

性ならではの視点での質問が行われ、多数の町民が傍聴に来られ、町政に関心をいただくきっかけになったと思います。今回、企画していただいた議会運営委員会の皆様、対応していただきました職員の皆様には、心から感謝と敬意を表したいと思います。

それでは通告に従い、3月定例会の質問に移らせていただきますが、さきに御登壇される方と重複するところがありましたらお許しいただきたいと思います。

それでは、まず一つ目の質問ですが、介護老人福祉施設の今後についてですが、特別養護老人ホームへ入所を希望しても入所できずにいる高齢者が、2013年度ですが、全国で52万4,000人に上ることが、厚生労働省の調査結果で発表されています。これは全国の特養の総定員数約51万人を超す高齢者が入所を待たされている現状であり、危機的な状況であります。

このうち在宅待機者が約26万人いることも深刻な問題であり、特養に入所できない高齢者の方は、調査のたびに増え続け、2009年度の前回調査でも、既に約42万人に達しております。待機年数は、1年、2年待ちはざらであり、死ぬまでに入れないかもしれないと、高齢者と家族の悲痛な声は、年々高まっております。

国は、介護への公的支出を抑制、削減するため、特養建設の国庫補助の廃止や建設費への国の負担を削減するなど、特養の増設を抑制する政策を続けてきました。民間企業が多数参入する有料老人ホームの定員数が、9倍以上に増えたのに、特養の増加は、1.7倍にとどまっております。2011年からサービス付き高齢者向け住宅の建設を開始しましたが、費用負担や介護サービスの点から、特養を希望する人の受け皿にはなっておりません。

大空町や近隣の市町村も特養の入所を希望する声が多くあり、待機者も多く抱えており、新たな増床などの整備を望む声も多くあります。大空町の第6期高齢者保健福祉・介護保険事業計画に平成29年度までに特養の30床増床を謳っておりますが、このことについて、どのような増床を検討しているのか、考えがありましたら、町長よりお聞かせいただきたいと思います。

続いて、福祉人材の確保についてですが、近隣の市町村も新たに事業所が開設したりして、慢性的な現場の職員不足に陥っています。先日ですが、3月のハローワークの求人ではありますが、大空町は、介護員と生活相談員合わせて8件の求人がありました。

実際に新たに増床した場合に職員を確保できるのか。また、町で行っている住宅準備補助金、雇用継続補助金、介護員養成研修の助成は、どのような状況になっているのか、町長よりを聞かせいただきたいと思います。

続いて、両福祉会についてですが、前に質問しましたが、2015年度の介護報酬の引き下げにより、町内の介護事業所も経営に大きな影響を受けました。実際には、他の市町村では、事業所の閉鎖、予防給付の廃止、縮小などに追い込まれたケースも出始めております。中には、介護サービス利用者の食事代、送迎など保険外の負担を増やさざるを得ない事業所も生まれ、本人と家族だけでなく、介護労働者にとっても深刻な事態が広がりつつあります。

今後も国は、社会保障費の抑制で、負担の大きい施設サービスの介護報酬を下げる可能性があり、小規模な法人の経営は難しくなってくると思いますが、町内の法人は、どのように考えているのか。

また、町に相談、協議の仲介などはないのか、町長より現状をお聞かせいただきたいと思います。

それでは、二つ目のお墓の管理問題について、お聞かせいただきます。

現代社会における少子化の傾向は、核家族化や高齢化と相まって、お墓を継承していく基盤を揺るがしつつあります。

近年では結婚していても、子どもを持たない夫婦や、生涯結婚しない単身者、また高齢化による身寄りのない方たちといった層が増加しており、お墓を建てても、そのお墓を継承していく者がいないという問題が生まれています。また、子どもが娘だけという場合、それぞれの娘が嫁いだ後、自分たちお墓をだれが守るかのということが、親子という情愛をはらみながらも切実な問題として浮かび上がってきています。一人っ子同士が結婚した場合には、1世帯でお墓を二つ持つことになり、そうした負担をかけたくないという思いを持つ方も少なくありません。

そしてまた、継承者がいたとしても、生活空間が広がった現代社会においては、転勤による住所移転や、海外滞在などといったことも稀ではなく、お墓を建てても管理して行けないという問題も生じています。

管理ができずに草が生い茂り、お墓参りをできないことを心配する声も多くあります。さらに深刻なのは、先祖代々受け継がられてきたお墓を自分の代を最後に、継承者がなくなるという場合です。そのような立場の方は、自分のこと以上に、先祖の供養ということについて、また、代々守られてきたお墓をどうするかということについて、大きな悩みを抱えているようです。

このように、生活様式や社会環境が大きく変化した時代では、お墓の問題は、社会的問題だと言えます。お墓のない場合は、もちろんのこと、お墓がある場合でも無縁となることを危惧することから、多くの人が墓をどうするかという、同じ問題を抱えておられると思います。

大空町には、英霊墓地も含め14箇所の墓地がありますが、町の現状はどうか、町長よりお聞かせいただきたいと思います。

三つ目は、両地区の幼稚園の老朽化について質問したいと思います。

まず、女満別幼稚園ですが、鉄筋コンクリートで建築年度が昭和48年10月23日であります。続いて、東藻琴幼稚園ですが、鉄骨造1棟平屋建て、昭和50年9月30日と、両地区ともに40年以上が経過しており、目視でも老朽化が確認できるような箇所も見受けられております。

女満別幼稚園についてですが、昨年玄関の床などの小さな改修は行われていますが、それ以上に両地区ともに早期の大規模改修、または建て直しの検討が必要と思われます。

町の平成28年度から32年度までの事業計画に、認定こども園の事業費として8億9,000万円が計上されていますが、今後どのような考えを持っている

のか、考えがありましたら、教育長よりお聞かせいただきたいと思います。

以上で、最初の質問を終了いたしますので、お答えいただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 上地史隆議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

1 点目の、介護老人福祉施設の今後についてでございます。

女満別福祉会、東藻琴福祉会とは必要に応じて、福祉課、住民福祉課を通じて協議、連携を図っているところでありますが、特別養護老人ホームについては、両福祉会が施設を設置し、運営方針に基づき、運営がなされておりますので、現段階における町の考え方、また、担当課を通じて両福祉会からお話をお聞きしている範囲の考え方についての御答弁となります。御了承賜りたいと思います。

本町の特別養護老人ホームは、女満別ドリーム苑 60 床、東藻琴福寿苑 30 床の 90 床となっております。平成 27 年第 2 回定例会一般質問で上地議員により、都市圏の高齢者の移住に関する一般質問をいただいた際に、御答弁申し上げましたとおり、現状は常に満床状態が続いており、介護度 3 以上の待機者の数は、重複者がおりますが、76 名と、今後も空きが見込める状態にはございません。

平成 27 年度から 29 年度までの第 6 期介護保険事業計画の重点施策の一つに、特別養護老人ホームの 30 床増床整備を方向性としてお示しをしたところでございます。総務厚生常任委員会において、担当課から基本構想概要について、説明をさせていただきました。

また、総合計画調査特別委員会におきましても、御審議の際におきましても、私から御答弁を申し上げたとおり、検討しました結果、東藻琴福寿苑の増床計画に対し、今後、町として整備事業への財政的な支援の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

東藻琴福祉会は、平成 3 年 5 月に設立され、東藻琴福寿苑は、平成 4 年 4 月からの開設となっております。現在、東藻琴福寿苑のほか、デイサービスセンター、訪問介護居宅介護支援事業所、生活支援ハウス遊休の里の開設、運営を行うとともに、障害者福祉センターちあふる、ふれあいセンターフロックスの指定管理事業の受託者として運営を行っていただいております。

昨年の 11 月、東藻琴福祉会から提示されました計画の内容は、生活支援ハウス遊休の里と東藻琴診療所との間の町有地を活用をして、ユニット型個室 30 床の増床、また、再生可能エネルギーの活用などを行ってまいりたいという内容でございます。概算事業費は、7 億 2,000 万円となっております。

次に人材の確保についてでございます。

両福祉会ともに、介護職員の確保に大変御苦労されているところでございます。本町に限らず、全国的に介護施設における人材確保等が、喫緊の課題となっております。平成 26 年度から医療介護従事者就業支援補助金、平成 27 年度か

らは、介護人材確保対策助成金を予算化し、就業支援と資格取得の対策強化の取り組みを行っているところでございます。これらの実績につきましては、平成26年度、就業支援補助金の住宅準備といたしまして2名、また平成27年度におきましては、この継続就業として3名、また、27年度予算化といたしました介護職員の初任者研修の申請にあたっては、3名の申し込みがあるという状況でございます。

また28年度は、本定例会に御提案を申し上げております、町外から町内の民間アパート等に入居される転入者への家賃支援として、民間賃貸住宅家賃助成、その他、専門的な技術習得と人材確保のため、事業主が負担される従業員の技術習得研修等に係る費用支援として、技術習得等支援事業により支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、現在は、女満別福祉会の独自事業として介護福祉士の養成校に在学、または入学予定の方で卒業後にドリーム苑の介護職員として3年以上勤務される方を対象に、月額5万円以内の修学資金を貸し付け、採用後3年以上勤務された場合は、償還を免除するという規定を制定され、人材確保の努力をされております。

東藻琴福祉会においても、来年度から同内容の規定を制定する予定である旨伺っております。

30床の増床を行った場合に必要な人員については、介護職員8名程度と伺っております。専門学校等への求人PR活動、介護職員初任者研修受講の奨励、また資格取得者への勧誘、新聞等への広告など、早期の人材確保、採用に努めていきたいと伺っているところでございます。

次に、福祉会についてでございます。

御質問のとおり、急速な高齢化、少子化、社会保障費の増大など、福祉を取り巻く環境は大きく変わってきております。各種サービスに対するニーズも拡大、多様化の傾向にあります。国は、社会保障費などの抑制のために介護報酬の引き下げ、補助金の削減などを行っており、社会福祉法人を取り巻く環境は非常に厳しくなっている、そのように考えてございます。

厳しくなった環境変化に対応しながら、利用者ニーズに添えていくためには、法人の経営基盤の強化が必要であると考えております。選択肢として、法人統合があると考えられます。大規模法人の傘下に吸収されるという方法もありますが、地域のニーズへの柔軟な対応では、不安が残るという見方もあります。

しかし、町内に法人の統合という選択肢であれば、ある程度のスケールメリットが期待でき、コスト削減なども可能などと思われれます。地域ニーズに柔軟に対応できるというメリットが発揮できるものと考えているところでございます。さらには、経営体質の強化によって、町内における介護サービスの拠点づくりに対して、事業の選択と集中が可能になる。また、設備やノウハウ等の優れた点を利活用することができる。サービスの質の向上とレベルの統一が図られるなど、利用者側にとって、利便性の向上が図られるメリットが大きいのではないかと考えられます。

このようなことから、両法人が、統合することが必要であると考え、ぜひ早急に積極的な議論を進めていただきたいと切望しているところでございます。

この機会に、これまでの経過について申し上げたいと存じます。

両福祉会の統合につきましては、平成17年合併前の12月に設立準備発起人会が設立をされ、統合に向けた協議が開始されておりました。また、平成19年3月には、私が両福祉会の正副理事長、施設長との懇談を行いまして、協議をお願いしたところでございます。さらに、平成22年の秋にも、それぞれの理事長に対しまして、統合に向けた協議についてお願いをした経過がございます。

そして平成24年の予算では、町として委託料を計上いたしまして、法人統合に向け、両法人の運営上の課題を整理し、社会福祉法人として社会福祉事業のために、社会福祉事業の課題克服のための実現可能な方策、また将来のあり方を検討した法人統合支援業務報告書を25年の3月にまとめて、その内容につきまして両福祉会に説明をし、統合に向けた協議をお願いし事務調整を協議することとなったところでもございます。いずれも協議要請後におきましては、協議いただきましたけれども、結果として結論には至っておりせん。立ち消え状態となっております。

そのため、昨年の11月に再度両福祉会理事長との懇談を行わせていただき、町民サービスの向上、人材確保、経営基盤の強化などから、統合の必要性を伝えたとところでございます。

現在、統合に向けた協議を進めていただいているものと考えてございます。

両福祉会の施設整備にあたりましては、車両の導入でありますとか生活支援ハウスの整備、増床、さらには現存する特別養護老人ホームの改修など、さまざまな支援を最大限、町として行ってきたと思ってございます。また、近年は人材確保の面でも、さまざまな制度の整備も行ってきたでございます。

住み慣れた地域で、最後まで暮らすための地域包括ケアを進めるためには、行政はもちろんでありますけれども、社会福祉法人の存在は、不可欠でございます。今後とも、地域の福祉、介護を支える両輪となるよう、連携を深めてまいりたいと考えているところでございます。以上、介護老人福祉施設に関連する御答弁とさせていただきます。

次に、墓の管理問題についてでございます。

大空町には、英霊墓地を除き、女満別地区6地区、東藻琴地区7地区の共同墓地がございます。女満別地区の総区画数は2,406区画、墓碑が建立されているお墓として利用されているものということでございますが、1,067基、総数の約44%でございます。

このうち、市街地区の共同墓地につきましては、1,289区画のうち、建立が877で、68%でございます。

東藻琴の地区につきましては、農村部の共同墓地の利用実態を詳しくまとめたものはありませんが、市街共同墓地の総区画数は、822区画、墓碑が建立されているものは577、総数の70%という現状でございます。

近年は御指摘のとおり、使用しないために返還されたり、移設等のために改装

されて返還される、そういったケースが増えてきてございます。このようなケースは、平成２５年度１４区画、２６年度も１４区画、２７年度１２区画、これらが返還されている状況にあります。理由といたしましては、町外に転出される、また、身内の方でお墓の管理ができなくなるということから、返還をされているものと思っております。

現在の墓地は、女満別地区が昭和３９年、東藻琴地区は昭和３８年の設置でございますが、当時、使用申請をされた方も世代が代わり、管理者が既に住民でない方もおられます。このままでは、共同墓地の荒廃も考えられるところでございます。今後のあり方を検討するため、利用状況や使用者の意向などの調査を平成２８年度実施をしてみたいと考えます。

お墓や遺骨の管理をする家族や身内の方が離れてしまい、管理をすることが難しくなっている実態もあろうかと思えます。遺骨の安置先を探されて、永代供養を求める方もいらっしゃるようでございます。身寄りのない方の遺骨の保管に苦慮されている実態も、私どももお聞きをしているところでございます。

このような状況から、民間の霊園でありますとか、他の自治体の墓地などでは、名称はいろいろ違いますけれども、合同墓でありますとか共同墓、合祀墓、集合墓などという名称で、合同安置が出来るお墓を整備されているところも増えてきているやに聞いてございます。

宗教法人の方々などからも、この合同の遺骨の安置場所も必要になってくるのではないかと、そんな御相談をいただいたこともございました。第２総合計画の実施計画の中で、共同埋葬墓地の整備事業として、計画に盛り込んでいるところがございます。町が実施主体となって共同墓地を整備するのか、または現在の共同墓地の利用に際し、宗教法人の方などの共同埋葬地の利用形態を制度化するかなど、手法については、まだまだ未定でございますが、先ほど言いました調査の結果や関係者の御意見もいただき、判断をしてみたいと存じます。

あわせて、農村部の共同墓地の中には、極めて利用実態が低い箇所などもございますので、こういったものの集約などもあわせて、検討してみたいと考えているところでございます。

以上１点目、２点目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 上地議員からの幼稚園に係る一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、東藻琴幼稚園及び女満別幼稚園の状況につきまして、御説明を申し上げます。

東藻琴幼稚園は、昭和５０年に建築された施設でありまして、鉄骨造平屋建、面積３７５．５０平方メートルの建物であります。

また、女満別幼稚園は、昭和４８年に建築された施設で、鉄筋コンクリート平屋建面積１，１８３．５９平方メートルの建物でございます。

東藻琴幼稚園が建築から４０年、女満別幼稚園が建築から４２年経過し、両施設とも老朽化が進んできており、建物の改修など、必要性を感じているところでございます。教育委員会では、両幼稚園の園舎のみならず、学校など所管する教育施設の整備にあたりましては、施設の建築年次や老朽化の状況、さらには利用状況などを勘案するとともに、財源の見通しを立てた上で、優先順位を設けながら計画的に整備を行っていくという、そのような基本的な考え方を持って、これまで進めてきているところでございます。

幼稚園施設や保育施設の今後の整備計画につきましては、昨年１２月に議決をいただきました第２次大空町総合計画や、昨年１０月に策定いたしました大空町まち・ひと・しごと創生ビジョン総合戦略におきましても、施設整備や運営方法の検討などにつきまして、それぞれ計画に盛り込んだところでございます。

本町では御承知のように、女満別地区においては、女満別幼稚園と豊住保育園があり、また、東藻琴地区においては、東藻琴幼稚園と東藻琴保育園を併設し、設置してございます。幼稚園では、午前中幼児教育、午後から預かり保育を行い、保育園では、終日保育業務を行ってございます。

国においては、平成２７年度から新たな制度として、子ども子育て支援制度がスタートいたしました。この制度は、質の高い幼児期の学校教育や、保育の総合的な提供、保育の量的拡大確保や教育及び保育の質的改善、さらには地域の子ども子育て支援の充実を目指すものとされておりまして、本町におきましても、今後の施設の改修等にあたっては、幼稚園と保育園の機能や、特徴をあわせ持ち、また地域の子育て支援を行う施設の整備が必要であると、そのように考えております。

第２次総合計画における実施計画では、認定こども園等整備事業といたしまして、平成２９年度から関係事業費を計上するなど、計画的に進めて行くこととしておりますが、現時点では想定段階での計画でありまして、今後、財源確保を含め、詳細につきまして、関係機関とも協議を重ねながら、具体的プランづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、上地議員への１回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 １番 上地議員。

◇上地議員 介護老人福祉施設の今後についての増床であります、町長より東藻琴の整備を検討しているということもお聞きして、予算も大体７億円ぐらい掛かるということも、お聞きしました。

増床についてなんですけど、国の指針で半分５０％以上は、ユニット化にしなければいけないということもあり、ユニット化で今回を行うということも、委員会でも説明を受けたので、それはわかるんですが、ユニット化の問題としては、確かに個別で個室で適切なサービスを受けているというメリットありますけど、やっぱり支払いが高いというか、家賃に至っても、従来型だと２万５，０００円ぐらいで、ユニット型だと５万９，０００円ぐらいなんです。

介護報酬に至っても、従来型要介護３ですけど、６８２単位で、ユニット型が７６２単位と８２単位のぐらいの開きがあるのですが、実際に家賃を含めて、食事代、光熱費を含めて約ユニット型だと１２万円ぐらいなると、従来型だと８万９，０００円ぐらいだったかな、８万円後半ぐらいだと思うんですけど、やはりなかなか高くて入れない心配もあると思うんです。

実際に低所得の方は、負担の減免とか、特養なのであるのはわかるんですけど、やはりそういうのでなかなか待機の方が入れないという、実質待機の方、７８名、要介護３以上の方のことは説明を受けたんですが、なかなか金銭的に入りたいくても入れないっていう方も結構多いのではないかなと思ひまして、実際、開設したのはいいけれど、入れないという心配がないのか、そういうことに含めて考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

◇議 長 町長。

◇町 長 ユニット型についての考え方でございますけれども、今、上地議員が言われました考え方、当然あろうかと思っております。

ただ、国が進めておりますのは、基本は１人の個人として考えたときに、そのプライバシーの問題だとか、そういったことも含めて、基本は、ユニット型と言われているのかと思っております。ただ一方では、当然、コスト的なものは高くなるという、入所者側からの御要望もあろうかと思ひます。

一方で、この施設につきましては、先ほど申しましたとおり、社会福祉法人が経営をしていくということになります。経営をする側から考えますと、一体どの程度の介護保険料の給付を収入として見込めるかというところの判断もあり、現在では、ユニット型ということを前提としながら、いろいろな整備の試算、また、その後の経営の試算というものをされているようでございます。そんな中で、現在の計画があるということについては、御了解を賜りたいと思っております。

私どもからすれば、さまざまところで、その経営という問題が出てまいります。だからこそ、その財政基盤というものをより強固にしていかなければならないのではないかと、そのようにも考えながら、いろいろな御相談に応じているところでございます。

今後、具体的な計画、煮詰まって習熟されてくるかと思ひます。折に触れ、そういった内容につきましては、皆様にも公表させていただきながら、御意見もちょうだいしてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜ればと思ひます。

現時点での考え方としては、このような状況になっておりますし、一方で上地議員が言われたような御意見も多数であるということについては、受けとめてまいりたいと思ひます。

◇議 長 １番 上地議員。

◇**上地議員** 増床については、的確にお答えいただいたので、次、人材の確保について移らせていただきたいと思います。

先ほど、言われたように、住宅準備金や雇用継続要請には、実績数は2名か3名と説明は受けました。実際なんですけど、先ほど言ったように、新しく増床した場合は、8名必要と言われたと思うんですが、実際に、なかなか入っても辞めてしまうという現実があって、私も交友がある現場の職員の方とお話したんですけど、なぜ辞めるのかという話をしたことがあるんです。

実際は、現場の仕事は、大変だが仕事が嫌ではないんだと、なぜかなと思ったから、入って資格を取って5年、6年になってもなかなか正職に上がれない。外部から正職の方が入ったりするのに、現場で中核を担う立場になっているのに、確かに法人とした経営が厳しいのはあると思うんですけど、それをもう少し支援とか雇用継続とかいう支援はしているんですけど、もう少し、そういう方たちが戻ってこられるような、残れるような体制を築かなければ、そのような補助で入っても、抜けたら結局、同じになってしまうんじゃないかなと、このことについてなんですけど、やはりいつまでもこういう継続、他の市町村もやってるから同じように、競争ではないですけどやって行かなければならないのはわかるんですけど、やはり定着するには、もう少し何かを考えなければいけないんじゃないかなと思うんですが、このことについて何かお考えがあれば、現状を踏まえて、お答えいただけたらと思います。

◇**議 長** 町長。

◇**町 長** 介護職員の定着ということで、一つは、議員が御指摘のとおり、給与面などの問題もあるのかと思います。これについては、採用の状況など、福祉法人の考え方によるところも大きいわけでありましてけれども、町といたしましては、平成28年度から技術習得研修等の支援事業というものを創設したいということで、御提案をさせていただいております。

例えば資格を持っていच्छる方々は、ある程度正規的な職員として雇用をされる確率が高いのではないかというふうに思います。当然、そうなってくると、給与の面でもそれなりの給与ということになるのではないかと。ただ、なかなかそこに至るまでには、しばらく時間がかかるということもあります。

今回、町として応援をしたいという内容のものについては、例えば資格の無い方々であっても、将来的に資格を取得していこうという方を事前に、企業に例えれば、この福祉会などが採用をしながら、ある程度の経験を積んでいただきながら、さらには資格をその段階で取得をする、それを法人として、費用を見ていくような場合については、町もその半分について、応援をしていこうというものでございます。

例えば、例として私どもの町のいろいろな資格が必要な職種として、消防の職員などもございます。採用するときには、高校の卒業時に採用する例が多くあります。そのときには、救急救命士の資格などは、当然持っておりませんし、車両

の運転などについても、大型が運転できるような免許は、当然のことながら持っていないわけであります。何年かの経験を積んでもらいながら、一方では、町としてそういった資格を取得させ、そして長く定着を図っていくという、長期のスパンの中で、人材を育成する、そして、相応の給与を支給していくという考え方を持っております。

介護の現場においても、そういった取り組みというものが、ますます必要になってくるのではないかと考えております。そのことが、強いては定着にも給与の面にもつながっていくことではないかと思っており、これが全てを解決する手段ではありませんけれども、そういった一助になっていただけるように、活用をぜひお願いをしたいと思っております。

また、その給与の面などについても、これも当然、その法人、法人の財政的な経営基盤がしっかりしていなければ、十分対応できないことではないかと思っております。

そんなことも考えますと、財政基盤の充実ということが、今、地域における社会福祉法人の大きな課題になっているのではないかなと、そのようにも感じているところでもあります。

また、定着の中で私が思いますのは、職場の中の人間関係というものも、議員は御指摘にはありませんでしたけれども、そういうところも多少なりともある場合もあるのではないかと考えております。

そんな中で、その法人に勤められた中で、複数の職場があるということは、その人間関係を和らげていく、調整する上でも、ある意味、必要なのではないかと、また、そういうメリットもあるのではないかと、そのようにも考えているところでもあります。

そんなことから、町内における福祉会の統合というようなことなどについては、今言った定着の面でも、一つ可能性としてあるのではないかと、私は、そのように感じているところもございます。

そういった面からも、今後、働きかけもしてまいりたいと思っておりますので、是非、御支援を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 人材の確保については、やはり、経験を長く積まれた方が定着するように、今後もお互い検討して、支援ができたと思います。そういう方が困らないように今後も協力してやっていきたいと思っております。

2 番目については、これで終了いたしますが、3 番目の福祉会についてですが、介護報酬の削減の質問をしたと思うんです。2015 年度に介護報酬全体で 2.27%削減になって、特養に限っては 5%から 6%ぐらいで、町長の答弁では、両福祉会で数千万円ぐらい減収の見込みがあるというふうにいただいたように記憶しておりますが、やっぱり 3 年ごとに報酬の方は、改定になるので今後、また次の改定のときも下がる可能性があるのではないかと、町長は大変御尽力さ

れて、そういう合併に向けた協議も何回も持っていただいたと思いますが、もう合併して10年なります。

次の改定が18年度なので、やはり報酬の改定など前に、少しでも経営体力をつくって、内部留保があるうちに、そういう新しいサービスとか、実際にサービスを行っても2箇月介護報酬が入らないものもありますし、やはり経営体力があるうちに、できるだけいい形で利用者が困らないように、経営体力をつけるためには、少しも早く合併するべきだと思うんですが、それについて再度考えがあれば、聞かせたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回の答弁ではありませんでしたが、先に実施している一般質問を受けた際に、介護報酬の減額の見込みといたしましうか、減収の見込みなどについても、お話をした経過があらうかと思います。

経営する側にとっては、大変なことではないかと思ってございます。先ほど言いました職員の定着を図る手助けとして、さまざまな制度を作りながら、また法人の施設整備に対して、町として財政的な支援をするという観点から、その経営の一助を応援をするという形になってこようかと思って、そういう対応をとっております。しかし、これ以上、介護報酬の削減などが進んでいけば、本体の経営そのものに対しての支援がどうかというような議論も出てこないとも限りません。そのためには、両福祉会、それぞれが現状を認識をしていただき、福祉会としてできることについては、最大限努力をしていただくということが、必要ではないかと考えているところでございます。

先ほど、今までの10年間の経過などについても申し上げてまいりました。今後は、さらに加速度的に経営の悪化が進まないとは限らないわけでありますので、是非、こういった働き掛けについては、今まで以上にお話を申し上げてまいりたいと思っております。町としては、当然でありますけれども、やはりこうやって経営が難しくなれば行くほど、先ほどのユニットの関係もございしますが、一番その影響が出てくるのは、職員であったり、利用する町民の方々ではないかと思っております。

是非、町に限らず、いろいろな方々の立場から、この福祉法人の統合、経営の強化ということについて、御示唆をいただくように、この機会に私からもお願いを申し上げたいと思います。今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 次、墓の管理問題についてですが、28年度中に実地調査をするということだったので、これは是非、実態を把握していただいて、総合計画にも合同墓の検討もして下さるということなので、やはり終活という、移住、定住する人

にとっても、最後の心配もあると思うので、これも実態を調査して、近隣では北見市とかも設置していますので、是非、これは将来的に必要なと思うので、検討していただきたいと思います。

お墓の問題については、そういうことなので、これで終了いたします。

両地区の幼稚園の老朽化については、もう一度質問させていただきたいと思います。

幼稚園の老朽化についてですが、総合計画に基づいて、適切に改修とかも検討するということでありましたが、近隣の住民の方が、外壁が余りにもひどいと、実際、幼稚園に自分の子どももいるので、毎日のように見ているんですが、外壁のひび割れもひどいですし、ちょっと外観だけでも改修なりできないのかという町民の方の声も結構聞かれるので、やはりそういう子どもを通わせる場として、もう少しきれいにし、修繕なり改修をするなりをしていただけないかなと思います。

やっぱり順番もありますけれども、改修だったらそんなに経費も掛らないと思うんです。外壁を塗るぐらいでも、やはり子どもが通う場なので、そういうことも検討していただければならないと思います。

このことについては、お伺いをさせていただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 お墓の関係につきましては、28年度、実態調査、また意向なども含めて調査をしてまいりたいと思います。その結果がまとまりましたときには、また議員の皆さんにも御報告をさせていただきたいと思いますので、御意見などを頂戴できればと思っております。よろしくお願いいたします。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 幼稚園の外壁のことでの御質問がございました。

女満別幼稚園ということで、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

教育委員会といたしましては、施設の維持にあたりましては、園児や職員の安全というものを最優先に取り組んできております。本年度、女満別幼稚園では、安全対策といたしまして、保育室及び廊下の床を改修するとともに、ベランダの改修を行っております。

過去、平成10年度でありますけれども、外壁の改修工事や屋上防水工事を行いましたけれども、既に17年ほど経過をしております、屋根や外壁の改修などの必要性といったものを私も必要性を感じているところでございます。

御指摘のありました外壁の状況につきましても、十分把握をしているところでございまして、園児が外観がきれいな園舎に通園するということも、環境教育上、大変大事なことでないかと、そのように私も思っております。

今後、大々的な施設整備に着手するまでは、現施設に必要な補修を加えながら、教育環境の維持改善を図っていききたいと、そのように考えておりますので、今回の外壁の塗装につきましても、十分検討を進めてまいりたいと、そのように思っております。御理解をいただきたいと存じます。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 これで最後の質問になると思うのですが、近隣の訓子府町、津別町は、新たな子ども園を建設します。今年4月に訓子府町の施設が開園するんですが、幼稚園については昭和53年、保育園は57年、大空町より新しいのに建設を行います。確かに耐震の問題で、プレールームの方が耐震基準を満たしていないということで早まったことがあると思うんですが、やっぱり幼稚園の方ですけれど、大分基礎も傷んでいるように思うのです。

玄関に行ったら、すが漏りがして、水が滴るので玄関にバケツが置いてあるんです。水も走っていて基礎が結構痛んでいないかと、ちょっと耐震についても大丈夫なのかなと危惧するところがあるんですが、是非、通わせる親御さんとかも心配するものですから、そういうことについてもできるだけ優先して取り組んでいただきたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 施設の補修につきましては、適時、適切なタイミングで、必要な維持補修対策を講じてまいりたいと思っております。

認定こども園についての御質問がございましたけれども、近隣の町では、津別町が昨年4月に認定こども園を開設しております。また、訓子府町でも、本年4月に認定こども園を開設するというように伺っております。

国においては、子ども子育て支援制度の創設にあたり、教育と保育を一体的に行う認定こども園を全国的に普及させたいという考え方も示されたところです。

大空町におきましても、現行の幼稚園、保育園の単独型から、子ども子育て支援制度にのっとった認定こども園化が、女満別地区、東藻琴地区それぞれの地区において、必要ではないかと考えております。認定こども園には、幼保連携型や幼稚園型、保育所型、地方裁量型といったさまざまな類型がありまして、今後、大空町ふさわしい認定こども園の具体的な施設整備計画や運営方式の決定に向け、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

教育委員会としましても、この認定こども園の整備と高等学校の配置問題というのは、地域の重要課題であると認識しておりまして、スピード感を持って、計画の具現化を図ってまいりたいと、そのように考えてございます。

また幼児教育及び子育て環境の充実のために、努力を傾注してまいり所存でありますので、今後とも御指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 町長。

◇町 長 教育長会への答弁ということでありましたけれども、予算に関わるところもございますので、私からも一つだけお話を申し上げておきたいと思います。

過去に、町長になりましてから、確か新年度予算の審議中の議会であったかと思えますけれども、いろいろな御質問の中で、私、補正予算に言及したことがございまして、当時の議長から、新年度予算の決定もされていない中で補正予算に言及するのはいかながなものか、不適切だと、注意をいただいたことがございます。そんなことから、今の時点では、具体的な考え方についてまで踏み込んで、なかなか御答弁はできないわけでありまして、先ほど教育長が言った状況などについても承知をしておりますので、しっかりと受けとめて今後対応してまいりたいとそうように思います。

また、教育長が言いました課題、高等学校、幼稚園の今後の整備、特に幼稚園の整備につきましては、訓子府町長、津別町長からも、整備するにあたっての財源がどこを向いてもなかなかないと、一体どうやって特定財源を確保したら良いかというところが最大の課題であると、そんなアドバイスもいただいたところでございます。

今後、大きな課題を解決していくためには、またスピード感を持って対処して行くためには、体制の整備も必要ではないかと、そのように考えておりますので、そういった点から町として対応を整えてまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これにて、上地史隆議員の一般質問を終了します。

◇議 長 これで一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。

再開は午後１時とします。

(休憩 午後００時０２分)

(再開 午後０１時００分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第３ 議案第２６号

◇議 長 日程第３ 議案第２６号 大空町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山本住民課長。

◇住民課長 議案書２７９ページをお開きください。

「議案第２６号 大空町税条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成２８年３月８日提出 大空町長 山下英二」

議案書２８１ページをお開きください。

改正する条例につきましては、２８１ページから２８５ページまで掲載しておりますが、説明につきましては、配付されている参考資料の７５ページをお開きください。議案第２６号関係でございます。

改正の概要等について御説明を申し上げます。

平成２６年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われ、これを受け、平成２７年度税制改正において、地方税の猶予制度についても所要の見直しを行うこととする地方税法の改正が行われました。

この改正によりまして、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなど、国税の改正を踏まえたものとなっておりますが、猶予に係わる担保の徴取基準など一定の事項については、各地域の事情等に応じて条例で定めることとなったことから、大空町税条例を一部改正し規定を追加するものでございます。

なお、国税の基準を緩和するまたは強化する特別な事情がないことから、国税の基準に準拠する規定としております。

猶予制度につきましては（１）徴収の猶予、こちらは地方税法第１５条に定めております。

納税者等が財産に災害などを受けたこと、一定の親族の病気、事業の休廃止等の事由、または徴収金の確定の遅延によって、地方団体の徴収金を一時に納付できないと認められる場合に、納税者等に納税資金の調達のための時間的余裕を与えるために、一定期間徴収を猶予して納税を促す制度でございます。

（２）換価の猶予です。こちらは地方税法第１５条の５でございます。

滞納処分を受けた滞納者について、その財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継承又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき等に、その換価を猶予して納税の緩和をはかる制度であります。

項目につきましては、左側にあります賦課徴収であります。

（１）としまして、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法につきましては、条の追加をしております。条文は、改正条例の第８条です。

内容につきましては、地方税法改正により、徴収猶予に係る徴収金の納付方法等については、地方団体の条例で規定することとされたため、規定の整備をするものであります。

こちらにつきましては、施行期日が平成２８年４月１日からとなっております。

①徴収の猶予に係る徴収金の納付について、猶予を受ける財産の状況、その他の事情からみて分割で納付させることかできる。

②としまして、徴収猶予に係る徴収金を分割して納付させる場合においては、当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を定める。

③としましては、徴収の猶予を受けた者がその納付期限までに納付することで

きないことに関して、やむを得ない理由があるときは、分割納付の各納付期限の納付金額を変更することはできること。

④としましては、前②の規定により分割納付の各納付期限及び各納付期限の納付金額を定めたときは、その旨、当該徴収の猶予者に通知をする。

⑤としましては、前③の規定により、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を変更したときは、その旨、当該変更を受けた者に通知するということであります。

次の項目、左側にあります。(2) 徴収猶予等の申請手続であります。

こちらにつきましても、条の追加であります。条例は、改正条例の第9条であります。

概要であります。地方税法にて、徴収の猶予の手続等について規定していますが、改正地方税法で申請書の記載事項及び添付書類等については、地方団体の条例で規定することとされたため、規定の整備をするものであります。

これにつきましては、施行期日は平成28年4月1日でございます。

①にあります申請書への記載事項につきましては、下に書いてありますアからカにつきまして記載をすることになっております。

続きまして②の申請書への添付書類につきましても、下に示してありますアからエの項目を添付することになっています。

③としましては、徴収猶予の申請書において不備等があった場合の訂正期限は、通知を受けてから20日以内としたことであります。

続きまして(3)の職権による換価の猶予の手続であります。

こちらにつきましても、条の追加であります。条例は、改正条例の第10条であります。

概要は、地方税法では、職権による換価の猶予の手続等について規定していますが、改正地方税法で書類の提出については、地方団体の条例で規定することとされたため、規定の整備、なお分割納付の方法等については、徴収猶予の規定を準用するものであります。

こちらにつきましては、施行期日が平成28年4月からであります。

続きまして、77ページであります。①に定めているとおり、提出を求める記載事項は、次に書かれたアからカでございます。

続きまして、(4)申請による換価の猶予の申請手続きであります。

こちらにつきましても条の追加であります。条文は、改正条例第11条であります。

概要につきましては、改正地方税法で申請による換価の猶予の手続等が新たに規定され、申請期間、申請書への記載事項及び添付書類等については、地方団体の条例で規定することとされたため、規定の整備、なお分割納付の方法については、徴収猶予の規定を準用するものであります。

こちらの改正につきましては、施行期日が平成28年4月1日であります。

①にあります徴収金の納付期限から6箇月以内にされた申請に基づき滞納処分による財産の換価を猶予することができるとしたものでございます。

②としましては申請書への記載事項であります。

こちらにつきましては、下記にありますアからカの項目について記載を加えたものです。

③としましては申請書の添付書類につきましては、下にありますアからウの項目を加えております。

④としまして、換価猶予の申請につきまして、不備等があった場合の訂正は通知を受けた日から20日以内としたことであります。

続きまして、左側（５）担保の徴収であります。

こちらにつきましても条の追加であります。条文は、改正条例の第12条です。

概要は、改正地方税法にて担保を徴する必要がある場合として、地方団体の条例で規定することとされたため、規定を整備するものでございます。

こちらにつきましては、施行期日は平成28年4月1日となっております。

猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3箇月以内である場合、または、担保を徴することできない特別な事情がある場合としております。

続きまして、（６）公示送達です。

関係条文は、第18条です。引用する法律名の表記の整理をしたものです。

こちらにつきましては、施行期日は平成28年4月1日となっています。

続きまして（７）災害等による期間の延長です。

関係条例は、第18条の2、行政不服審査法の改正に伴う字句の整理をしております。こちらの施行期日は、平成28年4月1日であります。

次しまして、（８）町民税の納税義務者等につきましては、関係条例は、第23条です。引用する法律名の表記の整備をしております。

こちらの施行期日につきましては、平成28年4月1日であります。

参考資料79ページから85ページまでにつきましては、今説明をしました新旧対照表を掲載しておりますので、御参照願いたいと思います。

以上、改正につきまして御説明も申し上げましたので、よろしく御審議願いますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めますよって、そのように決しました。

◎日程第4 議案第27号

◇議 長 日程第4 議案第27号 大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

林総務課参事。

◇総務課参事 議案書 287 ページをお開き願います。

「議案第 27 号 大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成 28 年 3 月 8 日提出 大空町長 山下英二」

提案理由の説明につきましては、お手元の参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の 85 ページをお開き願います。

本案につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正され、同法の有効期限が平成 32 年度末まで延長されたことに伴いまして、条例第 2 条中の平成 28 年 3 月 31 日までを平成 33 年 3 月 31 日までに改めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上、提案理由の説明申し上げますので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めますよって、そのように決しました。

◎日程第 5 議案第 28 号

◇議 長 日程第 5 議案第 28 号 大空町簡易水道事業基金条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇佐藤課長 議案書 291 ページです。

「議案第 28 号 大空町簡易水道事業基金条例を廃止する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成 28 年 3 月 8 日提出 大空町長山下英二」

議案書 293 ページ、廃止条例となっております。

大空町簡易水道基金条例は、旧東藻琴村で設置されていた簡易水道事業基金条例を引き継いだもので、合併時には、5, 175 万円余りの基金残高となっていました。合併以降、東藻琴地区監視システム設置や計装設備更新の財源として活用した結果、平成 22 年度末には、残高が 6 万 7, 000 円余りとなり、現在まで、毎年 10 数万円の利子のみを積み立てて現在に至っております。

近年、東藻琴地区においても、漏水事故等が発生しており、計画的な管路や設

備更新が必要となり、今後基金を積み立てる状況にないことから、今回基金を廃止しようとするものです。

基金につきましては、3月25日が満期となっていることから、翌3月26日に廃止としているものです。

以上、提案内容について御説明申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第6 議案第29号

◇議 長 日程第6 議案第29号 大空町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田端生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書295ページをお開きください。

「議案第29号 大空町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成28年3月8日提出 大空町長 山下英二」

改正条文につきましては、297ページの方に記載されておりますが、改正の内容につきましては、新旧対照表にて御説明を申し上げますので、参考資料87ページをお開きください。

前段の第4条第2項につきまして、学校給食実施基準（昭和29年文部省告示第90号）でございますが、新たに平成21年文部科学省告示第61号と告示がなされたことによる訂正でございます。

第3号関係でございますが、今回の改正につきましては、平成28年度より実施予定の給食無償化に伴う改正でございます。

給食の無償化を実施するにあたりまして、学校給食法第11条におきまして、食材については、保護者の負担と明記されていることから、保護者負担分相当につきまして、補助金を支出することとし、年2回、9月と3月に補助を出す予定としております。

また、生活保護世帯や要保護、準要保護就学援助世帯につきましては、給食費相当額が含まれていることから、従来どおり毎月25日を納期限といたしたいと

思います。

そのほか、学校教諭や給食センター調理につきましては、従前どおり毎月２５日の納期とするほか、学校給食法適用除外の幼稚園、保育園につきましては、徴収しないことにより、無償化とする予定でございます。

以上の説明のように、それぞれの状況によりまして、納期が異なるため、第４条第３項におきまして、従前は年額分を１２分割し、毎月２５日を納期限と定めておりましたが、改正後の条例につきましては、給食費の徴収方法につきましては、教育委員会が別に定めるとし、規則の方に委任することとしております。

附則といたしまして、改正条例につきましては、平成２８年４月１日から施行するものとし、３月３１日以前の納期限について、経過措置を講ずるものでございます。

以上で、御説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めますよって、そのように決しました。

◎日程第７ 議案第３０号

◇議 長 日程第７ 議案第３０号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書の２９９ページをお開き願います。

「議案第３０号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成２８年３月８日提出 大空町長 山下英二」

改正内容を御説明申し上げますので、議会定例会参考資料８９ページの新旧対照表を御覧願います。

改正の概要でございますが、現在、国の子ども子育て支援制度では、所得階層に応じて、保育料徴収基準額を定めるとともに、幼稚園に通う子どもの保育料を小学校３年生以下の子どもの数を年長者から第１子、第２子と数え、第２子を半額、第３子以降を無料としております。

また、ひとり親などの世帯における保育料については、市町村民税非課税世帯及び所得割非課税世帯を無料として、市町村民税所得割課税額７万７，１００円

以下の世帯は、国が定める保育料徴収基準額から１，０００円を減額した額としております。

国では、この制度を一部見直し、平成２８年度から年収３６０万円未満の世帯について、多子計算にかかる年齢制限を撤廃するとともに、ひとり親などの世帯における保育料について、第１子を半額、第２子以降無料とする拡大措置を行うこととされております。

本町の保育料は、これまで所得によらず、一律月額５，０００円とし、利用者の負担軽減を図ってきたところでありますが、さらに、多子世帯やひとり親などの世帯に係る保育料の軽減を図るため、平成２８年度から、国に準じて所得階層を設け、現在の月額保育料を上限とした上で、階層ごとに保育料を設定し、多子世帯については、所得にかかわらず、住民基本台帳上同一世帯の子どもは、全て年長者から第１子、第２子と数え第２子を半額、第３子以降無料とするものであります。

また、ひとり親などの世帯につきましても、市町村民税非課税世帯及び所得割非課税世帯は無料、市町村民税所得割課税額７万７，１００万円以下の世帯は、第１子の保育料は半額、第２子以降の保育料を無料とするものであります。新旧対照表でございますが、表の右側が改正前の条例、左側が改正後の条例となります。

第３条の保育料及び第５条の保育料の減免でございますが、保育料別表で定めることにより整理したものであります。

別表では、所得の階層を国の基準と合わせ５階層とし、１階層は、生活保護世帯、２階層は、市町村民税非課税世帯及び所得割非課税世帯、９０ページを御覧願います。３階層は、市町村民税の所得割課税額が７万７，１００円以下の世帯、４階層は、所得割課税額が７万７，１０１円以上２１万１，２００円以下の世帯、第５階層は、所得割課税額が２１万１，２０１円以上の世帯とするものであります。

前のページに戻っていただきたいと思います。

また、保育料は１階層で０円、２階層で３，０００円、次のページの９０ページを御覧願います。３階層から５階層までが５，０００円としております。なお、２階層の３，０００円につきましては、国が定める保育料徴収基準額の上限額を保育料としております。

別表備考におきまして、第１項及び第２項では、所得割の課税の算出及び保育料の算定基準を、第３項では、所得にかかわらず、多子世帯であって住民基本台帳上、同一世帯の子が２人以上いる場合において、第２子を半額、第３子を無料とするものであります。

また、第４項では、ひとり親世帯等及び在宅障害児等がいる世帯においては、２階層では無料とし、３階層については、第１子を半額、第２子以降を無料とするものであります。

９１ページの附則でございますが、第１項の施行期日につきましては、この条例は平成２８年４月１日から施行することとし、第２項の経過措置につきまして

は、この条例による改正後の保育料に係る規定は、この条例の施行の日以後に係る保育料について適用し、施行日以前に係る保育料については、なお従前の例によることとしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めますよって、そのように決しました。

◎日程第 8 議案第 3 1 号

◇議 長 日程第 8 議案第 3 1 号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書の 3 0 5 ページをお開き願います。

「議案第 3 1 号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成 2 8 年 3 月 8 日提出 大空町長 山下英二」

改正内容を御説明申し上げますので、議会定例会参考資料 9 3 ページの新旧対照表を御覧願います。

改正の概要でございますが、現在、国の子ども子育て支援新制度では、所得階層に応じて保育料徴収基準額を定めるとともに、保育園に通う子どもの保育料を小学校就学前の保育園や幼稚園に通う子どもの数を年長者から第 1 子、第 2 子と数え、第 2 子を半額、第 3 子以降を無料としております。

また、ひとり親世帯における保育料については、市町村民税非課税世帯を無料とし、市町村民税所得割課税額 4 万 8, 6 0 0 円未満の世帯は、国が定める保育料徴収基準額から 1, 0 0 0 円を減額した額としております。

国では、この制度を一部見直し、平成 2 8 年度から年収 3 6 0 万円未満の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃するとともに、ひとり親などの世帯における保育料について、第 1 子を半額、第 2 子を無料とする拡大措置を行うこととなっております。

本町の保育料は、これまで所得によらず、年齢と利用する時間によって設定しており、3 歳未満児については、保育標準時間で月額 1 万 3, 5 0 0 円、保育短時間で月額 9, 0 0 0 円、また 3 歳以上児については、保育標準時間で月額 9,

000円、保育短時間で月額6,000円とし、利用者の負担軽減を図ってきたところでございますが、さらに多子世帯やひとり親などの世帯に係る保育料の軽減を図るため、平成28年度から、国に準じて所得最下位層を設け、月額保育料を上限とした上で、各階層ごとに保育料を設定し、多子世帯について所得にかかわらず、住民基本台帳上、同一世帯の子どもは全て年長者から第1子、第2子と数え、第2子を半額、第3子以降を無料とするものであります。

また、ひとり親などの世帯につきましても、市町村民税非課税世帯は無料、市町村民税所得割課税額9万7,000円未満の世帯については、第1子の保育料半額、第2子以降の保育料を無料とするものであります。

新旧対照表でございますが、表の右側が改正前の条例、左側が改正後の条例となります。

第9条の保育料等及び第10条の保育料の減免でございますが、保育料の別表を階層区分ごとに定めることにより、整理したものであります。

別表では、所得の階層を国の基準に合わせて8階層とし、94ページを御覧いただきたいと思います。第1階層は、生活保護世帯、第2階層は市町村民税非課税世帯、第3階層は市町村民税の所得割課税額が4万8,600円未満の世帯、第4階層は所得割課税額が4万8,600円以上9万7,000円未満の世帯、第5階層は、市町村民税所得割課税額が9万7,000円以上16万9,000円未満の世帯、第6階層は、所得割課税額は16万9,000円以上30万1,000円未満の世帯、第7階層は、市長村民税の所得割課税額が30万1,000円以上39万7,000円未満の世帯、第8階層は、所得割課税額が39万7,000円以上の世帯とするものであります。

また、保育料は、3歳未満児の保育標準時間が1階層で0円、2階層で1,000円、3階層から8階層が1万3,500円、保育短時間で1階層が0円、2階層から8階層が9,000円としております。

また、3歳以上児の保育標準時間では1階層が0円、2階層が6,000円、3階層から8階層が9,000円で保育短時間では、1階層が0円、2階層から8階層が6,000円としております。

なお、3歳未満児の保育標準時間における2階層の9,000円及び3歳児以上児の保育標準時間における2階層の6,000円につきましては、国が定める保育料徴収基準額の上限を保育料としております。

別表におきまして、第1項、第2項及び第3項は、所得割の額の際、保育料の算定基準及び年齢計算基準日を、第4項では、所得にかかわらず多子世帯であつて、住民基本台帳上、同一世帯に子が2人以上いる場合において、第2子目を半額、第3子以降を無料とするものであります。

また、第5項では、ひとり親世帯等及び在宅障害児がいる世帯において、2階層では無料、3階層及び4階層については、第1子目を半額、第2子目以降を無料とするものであります。

なお、改正前の条例において、別表備考第2項の副食費の規定につきましては、学校給食費の無料化に伴い、副食費を無料とするため削除しております。

96 ページの附則でございますが、第1項の施行期日につきましては、この条例は、平成28年4月1日から施行することとし、第2項の経過措置につきましては、この条例に係る改正後の保育料に係る規定は、この条例の施行日以後に係る保育料について適用し、施行前に係る保育料については、なお従前の例によることとしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めますよって、そのように決しました。

◎日程第9 議案第32号

◇議 長 日程第9 議案第32号 大空町広域入所に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書の311ページをお開き願います。

「議案第32号 大空町広域入所に係る条例の一部を改正する条例制定について

このことについて別紙のとおり提出する。平成28年3月8日提出 大空町長 山下英二」

改正内容を御説明申し上げますので、議会定例会参考資料97ページの新旧対照表を御覧願います。

改正の概要でございますが、現在、国の子ども子育て支援制度では、所得階層に応じて保育料の徴収基準額を定めるとともに、保育園及び幼稚園に通う子どもの保育料、保育園では小学校就学前の保育園や幼稚園に通う子どもの数を年長者から第1子、第2子と数え、第2子を半額、第3子以降無料とし、幼稚園では、小学3年生以下の子どもの数を年長者から第1子と数え、第2子を半額、第2子以降を無料としております。

また、1人親などの世帯における保育料については、市町村民税非課税世帯を無料、幼稚園では市町村民税所得税課税額が7万7,100円以下の世帯、保育園では市町村民税所得割課税額4万8,600円未満の世帯について、国が定める保育料徴収基準額から1,000円を減額した額としております。

国では、この制度を一部見直し、平成28年度から年収360万円未満の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃するとともに、1人親などの世帯の保

育料について第1子半額、第2子無料とする拡大措置を行なうこととされております。

広域入所に係る本町の保育料は、国が定める保育料徴収基準額と同額と設定しており、多子世帯等の保育負担軽減措置についても、同様に国と同じ基準としております。

平成28年度から国が年収360万円未満の世帯について、多子に係る年齢制限を撤廃するとともに、ひとり親などの世帯の保育料について、第1子を半額、第2子以降を無料とすることとされたことから、広域入所に係る保育料についても、国の基準に準じて整理することとしております。

第5条の保育料の減免につきましては、町立幼稚園及びへき地保育所にあわせて整備を行うものでございます。99ページを御覧願います。別表、備考欄におきまして、第1項、第2項及び第3項では、所得割額の算出及び保育料の算定基準を第4項では、ひとり親世帯等及び在宅障がい児がいる世帯の保育料において、国が定めた徴収基準額を準用し、保育料を定めているところでございます。

第5項では、ひとり親世帯等などの世帯における第1号認定の第3階層、2号認定の3階層及び4階層、及び3号認定の3階層または4階層と認定された世帯について、第2子以降の保育料を無料とするものであります。

第6項では、第4項、第5項のひとり親などの世帯を除く世帯について、1号認定では、小学校3年生以下の幼稚園等に通う子どもの第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料、また、第2号、第3号認定では、小学校就学前の保育園等に通う子どもの第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無料とするものであります。

第7項では1号認定の2階層、または3階層、2号認定の2階層から4階層及び3号認定の2階層から4階層の認定、4階層と認定された世帯について年収にかかわらず、第2子目の保育料半額、第3子以降の保育料を無料とするものであります。

101ページの附則でございますが、第1項の施行期日につきましては、この条例は、平成28年4月1日から施行することとし、102ページ、第2項の経過措置につきましては、この条例による改正後の保育料に係る規定は、この条例の施行の日以後に係る保育料について適用し、施行日以前に係る保育料については、なお従前の例にするることとしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めますよって、そのように決しました。

◎日程第 10 議案第 33 号

◇議 長 日程第 10 議案第 33 号 大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書 317 ページです。

「議案第 33 号 大空町を指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成 28 年 3 月 8 日提出 大空町長 山下英二」

319 ページから 338 ページは、改正条文でございます。

改正の内容につきましては、定例会参考資料 103 ページの概要により説明いたしますので、お聞き願います。なお、同資料の 121 ページから 158 ページは、新旧対照表を掲載してございます。

今回の改正につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、国の基準が一部改正されたことに基づき、改正するものでございます。

主な改正内容としましては、地域密着型通所介護の創設として、定員 18 名以下の小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行として、人員基準等の要件緩和及び地域と連携し、地域に開かれたサービスを提供することで、サービスの質の確保を図る目的により、運営推進会議の設置が義務づけられたこと、あわせて認知症対応型通所介護の運営推進会議の設置も義務づけされたことに伴い改正を行うものでございます。

本条例につきましては、平成 25 年 3 月に国の基準どおりとして制定したものであり、この条例改正も、本町において、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないため、国の基準どおりとした改正としております。

目次及び本則中において、小規模な通所介護の地域密着型通所介護の基本方針、人員、設備、運営に関する基準を現条例に追加するものに限りまして、内容の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

目次に第 3 章の 2 としまして、地域密着型通所介護の創設に伴い、新たな規定の目次を追加しております。

第 14 条第 1 項は、準用規定の整理により、67 条が削除されたことから改正をするものでございます。

第 16 条、第 17 条につきましては、介護保険法の改正により、条が繰り下がるため改正するものでございます。

30 条及び 54 条の 2 項、これにつきましては、この改正により規定を改正するものでございます。

続きまして第 3 章の 2、第 1 節でございますが、地域密着型通所介護の規定の

創設に係る要件として、新たに基準を設けるものでございまして、ページをめくっていただきまして、基本方針につきましては、５９条の２で利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを定めております。

従業員の人数につきましては、第２節の５９条の３の第１項から第８項までで、人員に関する基準、また事業所ごとに置くべき従業員数を定めているところでございます。

続きまして、１０５ページでございます。

中ほどにございます項目、管理者でございますが、５９条の４におきまして、事業所ごとに常勤の管理者を置くことを定めるとしております。

続きまして、第３節でございますが、設備及び備品につきましては、５９条の５第１項から１０ページの第５項までにおきまして、設備に関する基準として、事業者における事務室の他、必要な設備、または備品等の備えつけについて定めているところでございます。

続きまして、１０６ページ真ん中ほどにございます心身の状況等の把握につきましては、第４節、５９条の６で定めることとして、密着型通所介護の運営に関する基準を定めております。

利用者の心身の状況、環境、保健、医療、福祉サービスの利用状況等を把握に努めることを定めているところでございます。

利用料等の受領につきましては、第５１９条の７から次のページにございます第５項までにおきまして、利用料とその他費用としまして、送迎、食事等の受領について規定をするところでございます。

１０７ページの中程でございます。

指定地域密着型通所介護の基本的取扱方針につきましては、５９条の８の第１項、第２項で定めてございまして、利用者の要介護状態の軽減、または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行うことを定めているところでございます。

続きまして、指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針につきましては、第５９条の９の第１号から、次のページの、第６号までの間におきまして、地域との交流参加等を行うことを定めているところでございます。

続きまして、中ほどにございます地域密着型通所介護計画の作成ということで、第５９条の１０の１項から第５項の２によりまして、利用者の心身の状況、置かれている環境を踏まえて、機能訓練の目標、具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成することを定めているところでございます。

管理者の責務につきましては、第５９条の１１から１１の第１項及び第２項で、利用申し込みに係る調整、業務の実施状況、把握、その他管理を一元的に行うことを定めているところでございます。

続きまして、１０９ページ、運営規定につきましては、第５９条の１２の第１号から第１５各号におきまして、事業の目的、運営の方針、従業者の職種、人数、職務の内容、営業日等を定めているところでございます。

中ほどの勤務体制の確保につきましては、第５９条の３の第１項から第３項に

おきまして、従業員の勤務体制について定めているところでございます。

定員の遵守につきましては、５９条の１４で利用定員を超えて介護の提供を行ってはならないことを定めているところでございます。

非常災害対策につきましては、５９条の１５におきまして、非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報、連絡体制を整備し、必要な訓練を行うことを定めるところでございます。

衛生管理等につきましては、第５９条の１６から次ページにまたがりませんが、第２項の間におきましては、衛生的な管理と衛生上必要な措置を講じることを定めているところでございます。

続きまして１１０ページの上段であります。

地域との連携等につきましては、５９条の１７第１項から第５項の間におきまして運営推進協議会を設置し、必要な要望、助言等を聞く機会を設けることを定めているところでございます。

事故発生時の対応としましては、５９条の１８、第１項から１１１ページの第４項にまたがっておりますが、事故が発生した場合につきましては、町または家族、それから指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることを定めているところでございます。

１１１ページ、記録の整備でございます。

５９条の１９の第１項から第２項の第６号までにおきまして、事業者におきまして従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくことを定めているところでございます。

続きまして、準用５９条の２０につきましては、新たに追加しました指定地域密着型通所介護の事業について、準用することを定めているところでございます。

第５節第１款、この節の趣旨としまして５９条の２１で定めておりますが、指定療養所通所介護の趣旨及び基本方針、また基本方針並びに人員設備運営等に関する基準について定めているところでございます。

続きまして、１１２ページでございます。

基本方針につきましては、５９条の２２からの第１項及び第２項につきましては、指定療養介護の利用者がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持、また向上を目指していく、さらに利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持、精神的負担の軽減を図ることを定めているところでございます。

続いて従業者の人数につきましては、第２款５９条の２３、１項、２項でございますが、指定療養通所介護の人員に関する基準としまして、事業所ごとに置くべき看護職員、または介護職員の員数を定めているところでございます。

管理者を置くことにつきましては、５９条の２４の第１項から第３項において定めております。指定療養通所介護事業所ごとに常勤の管理者を置くことを定めるということとなっております。

第３款５９条の２５ということで、１１３ページになりますが、利用定員につきましては、その事業所の利用定員を９人以下と定めることとしてございます。

設備及び備品につきましては、５９条の２６の第１項から第４項におきまして、専用の部屋を用意する、または消火設備、非常災害に際して必要な設備、備品等の備えについて定めているところでございます。

１１３ページの中程、内容及び手続の説明及び同意につきましては、５９条の２７の第１項、第２項で定めてございます。利用者またはその家族に対して、運営規程の概要ですとか、緊急対応医療機関の連絡体制、その他重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得ることを定めているところでございます。

心身状況等の把握につきましては、５９条の２８の第１項、第２項におきまして、利用者の心身の状況、環境、保健、医療、福祉サービスの利用状況の把握に努めることを定めております。

次のページ１１４ページでございます。

指定居宅介護支援事業者との連携ということで、５９条の２９の第１項から４項におきまして、指定居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることを定めているところでございます。

指定療養通所介護の具体的取扱方針につきましては、５９条の３０の第１号から第５号におきまして、必要な援助を行うことの定めをしてございます。

続きまして１１５ページ、療養通所介護計画の作成につきましては、５９条の３１の第１項から第６項までにおきまして、機能訓練等の目標、具体的なサービス内容を記載した療養通所介護計画を作成することを定めてございます。

緊急時等の対応につきましては、５９条の３２から次ページの第２項までにおきましては、病状が急変した場合における緊急時の対応策をあらかじめ定めることを規定しているところでございます。

１１６ページ、管理者の責務としまして、５９条の３３第１項から第５項におきまして、利用の申込みに係る調整、実施状況の把握、その他管理を一元的に行うことを定めております。

運営規定につきましては、５９条の３４の第１号から第９号までにおきまして、事業の目的、運営の方針、事業者の種類、人数、職務の内容、営業日等を定めているところでございます。

１１７ページ、緊急時対応医療機関につきましては、５９条の３５の第１項から第３項におきまして、利用者の病状の急変に備えるため、緊急時対応医療機関について定めることとしてございます。

安全サービス提供管理委員会の設置につきましては、５９条の３６の第１項から第３項におきまして、地域の医療機関、関係団体、医療または福祉の分野を専門とするもの、それらで安全・サービス提供管理委員会を構成し設置することを定めているところでございます。

記録の整備につきましては、５９条の３７におきまして、従業者、設備、備品、会計に関する諸記録を整備したことを定めているところでございます。

続きまして、１１８ページでございます。

準用でございますが、５９条の３８におきましては、新たに追加した条文につきまして、準用することを定めているところでございます。

第60条につきましては、59条の9の第6号に略称規定が追加されたことによる改正でございます。

65条及び65条第2項につきましては、介護保険法の改正により繰り下がるため改正するものでございます。

第67条及び第68条につきましては、新たな規定の創設に伴い、内容が重複するため、準用規定を設けて整理したことから削除するものでございます。

69条につきましては、準用規定を設けたことに伴い、67条が削除されたことから、略称規定を追加しているところでございます。

72条につきましては、新たな規定の創設に伴い内容が重複するため整理したことから削除するものでございます。

73条第4号につきましては、準用規定を設けたことに伴い、75条が削除されたことから改正するものでございます。

74条から第78条の2までにつきましては、新たな規定の創設に伴い内容が重複するため、整理したことから削除するものでございます。

79条第2項第5号につきましては、準用規定を設けたことに伴い、第78条が削除されたことから改正するものでございます。

79条第2項第6号につきましては、運営推進会議の記録を整備すべきものとして追加するものでございます。

準用第80条につきましては、準用規定を設けたことに伴い改正するものでございます。

87条につきましては、法の改正により繰り下がるため、改正するものでございます。

110ページでございます。

105条につきましては、規定の創設に伴い内容が重複するため整理したことから削除するものでございます。

第107条第2項第8号につきましては、準用規定を設けたことに伴い、105条が削除されたことから、改正するものでございます。

第108条につきましては、準用規定を設けたことに伴い改正をするものでございます。

109条につきましては、介護保険法の改正により条が繰り下がるため改正するものでございます。

127条第2項第7号、準用規定を設けたことに伴い105条が削除されたことから、改正するものでございます。

128条、準用規定を設けたことに伴い改正するものでございます。

129条、法の改正により繰り下がるため改正するものでございます。

148条の2項第8号、準用規定を設けたこと伴い105条が削除されたことから、改正するものでございます。

149条は、準用規定を設けたことに伴い改正するものでございます。

150条、法の改正により繰り下がるため改正するものでございます。

151条第13項につきましては、併設対象となる事業所として地域密着型通

所介護事業所を追加したものでございます。

120 ページでございます。

176 条第2項第7号につきましては、準用規定を設けたことに伴い、105 条が削除されたことから改正するものでございます。

117 条、189 条で準用規定を設けたことに伴い、改正するものでございます。

201 条第2項第10号におきましては、準用規定を設けたことに伴い、155 条が削除されたことから改正いたします。

202 条につきましては、準用規定を設けたことに伴い、改正するものでございます。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から改正するというものになってございまして、最初に説明しましたとおり、本町の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないため、国の基準どおりとして条例改正が妥当と判断したところでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めますよって、そのように決しました。

◎日程第11 議案第34号

◇議 長 日程第11 議案第34号 大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書339 ページです。

「議案第34号 大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成28年3月8日提出 大空町長山下英二」

341 ページ、342 ページは改正条文でございます。

改正の内容につきましては、定例会参考資料159 ページの概要により説明さ

させていただきますので、お開き願います。

今回の改正におきましては、介護保険法の一部改正に伴い、国の基準が一部改正されたことに基づき、改正するものでございます。

先ほど議案第33号で御説明したとおり、地域との連携、地域に開かれたサービスを提供することで、サービスの質の確保を図ることを目的に認知症対応型通所介護の運営推進会議の設置が義務づけられ、このことから、あわせて介護予防認知症対応型通所介護の運営推進会議の設置も義務づけられたことに伴い改正を行うものでございます。

本条例は、平成25年3月に国の基準どおり制定したものであり、今回のこの条例の改正も本町において国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないため、国の基準どおりとした改正としているところでございます。

概要の方で第9条でございますが、介護保険法の改正により条が繰り下がるため改正するものでございます。

第39条第1項につきましては、地域との連携について定めるものでございまして、介護予防認知症対応型通所介護について、知見を有する者等による運営推進会議を設置し、活動状況の報告、要望、助言等を聞く機会を設ける仕組みとして定めることとしてございます。

さらに、第39条第2項におきまして、前項の記録を作成し、公表する仕組みとしますということで、第39条第1項及び第39条第2項を追加するところでございます。

第39条第3項から第4項につきましては、第1項第2項が追加により、繰り下がるということになってございます。

第39条第5項につきましては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の所在する建物に居住する業者に対してサービスを提供する場合は、当該建物以外の利用者への同等のサービスの提供に努めるように求めているところでございます。

160ページでございます。

記録の整備につきまして、第40条第2項に運営推進会議の記録を整備すべきものとして追加をしております。

第62条におきましては、改正した39条と内容が重複するため、準用規定を設けて整理したことから、削除するところでございます。

65条につきましては、運営推進会議に関する規定を準用により整理するところでございます。

86条につきましては、同じく運営推進会議に対する規定を準用により整備するものでございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するということとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めますよって、そのように決しました。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午後02時01分)

(再開 午後02時11分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第12 議案第35号

◇議 長 日程第12 議案第35号 大空町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤産業課長。

◇産業課長 議案書343ページでございます。

「議案第35号 大空町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成28年3月8日提出 大空町長 山下英二」

今回の条例の一部改正の趣旨でございますけれども、昨年9月4日に公布されました農業協同組合法等の一部を改正する法律によりまして、農業委員会等に関する法律及び農地法の一部が改正され、平成28年4月1日から施行されることとなっております。農業情勢の変化に対応して、農業の成長産業化を図るために、農業委員会等について、農業委員の選任方法の公選制から市町村長による任命制に移行、農業生産法人に係る要件の緩和等の措置を講ずる必要があるとのことから、改正がなされたものでございます。

改正の内容につきましては、農業委員の公選制を廃止し、町長による任命制となり、議会の同意を得て、農業委員を任命することとなります。

また、委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して、政令で定める基準に従い、条例で定めることと規定されているところでございます。今回の条例改正につきましては、法律等の改正を受けまして、条例等の整備をするものでございます。

説明につきましては、参考資料167ページの新旧対照表にて申し上げますので、お開きをいただきたいと存じます。まず、題名についてでございますけれども、大空町農業委員会に関する条例を大空町農業委員会委員の定数を定める条例

に改めるものでございます。第1条では、選挙による委員の定数及び団体推薦を委員の定数に改めます。第2条につきましては、見出しを委員の定数に改め、法第8条第2項の規定に基づき、農業委員会委員の定数は27人とするものであります。この委員の定数につきましては、政令で定める基準において定数の上限が27人となっております。

現在の委員の定数が26人であり、今回の法律の改正により、利害関係のない者を1名以上任命することとされておりますことから、委員の定数を27人としたところであります。また、第3条の団体推薦の選任については、法律での規定が削除されましたことから、第3条の規定をこの条例の施行に関し、必要な事項は町長が規則で定めると、委任規定に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。また、2項におきまして、この条例の施行の際現に存在する選挙による委員の定数及び選任による委員の人数は、その任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）までの間は、なお従前の例による経過措置をするものでございます。

なお、参考資料168ページに大空町農業委員会の定数を定める条例施行規則を添付しておりますので、参照いただきたいと存じます。

以上、条例改正の内容につきまして御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めますよって、そのように決しました。

◎日程第13 議案第36号

◇議 長 日程第13 議案第36号 大空町農業委員会委員選考委員会条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。伊藤産業課長。

産業課長。

◇産業課長 議案書347ページでございます。

「議案第36号 大空町農業委員会委員選考委員会条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成28年3月8日提出 大空町長 山下英二」

議案第35号において説明を申し上げましたけれども、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会委員の選任方法が公選制から市町村長による任命制に移行されましたことから、この任命においては、選考委員会を設置し、大空町

農業委員会委員候補者を選考するため、大空町農業委員会委員選考委員会条例を制定するものでございます。

新規条例の制定ではございますが、要点のみ説明させていただきます。

３４９ページをお開きいただきたいと思います。

第１条につきましては、前段説明申し上げましたとおり、農業委員会委員の候補者を選考するため、大空町農業委員会委員選考委員会を設置することを規定しております。

第２条では、選考委員会の所掌事務として、農業委員会委員候補者の選考に関すること、また、各候補者の活動履歴等の審査、必要に応じて面接等による審査を行うことができることとしてございます。

第３条では、委員は、１１名以内をもって組織し、町長が任命または委嘱することとしています。

第４条におきましては、委員の任期を３年とするとしています。

第５条では、選考委員会に委員長及び副委員長を置くとしております。

第６条では、会議について、第７条では、機密の保持について、第８条では、選考委員会の庶務は産業課において処理をすることとしております。

第９条では、委任に関する規定をしているところでございます。

附則といたしまして、この条例は平成２８年４月１日から施行するものでございます。

以上、条例制定の内容につきまして説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第１４ 議案第３７号

◇議 長 日程第１４ 議案第３７号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の３５１ページになります。

「議案第３７号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成２８年３月８日提出 大空町長 山下英二」

改正の内容につきましては、参考資料にて説明しますので、参考資料の 175 ページをお開き願います。

議案第 37 号関係、大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

報酬額等を定めております別表第 1 の改正であります。

表の 1 番上の欄になりますが、右から 2 列目の年額、日額の別について記載してございます。

月額というものが入っておりませんでしたので、新たに月額を追加するものがあります。

上から三つ目の監査委員の報酬額を改めております。

議案第 24 号の議員報酬改正の中で触れておりましたが、議会選出議員の報酬額の改定について答申がありましたので、このたび改正するものであります。

議会選出の監査委員の報酬額改定に伴い、識見を有する監査委員との均衡を図る必要があるため、同様に改定となるものであります。

識見を有する監査委員は、月額 2,000 円引き上げ 5 万 5,000 円に、議会選出監査委員は、月額 4,000 円引き上げ、3 万 8,000 円に改めるものであります。

176 ページになります。

改正前の条例で、上から 5 行目の地域審議会は、議案第 23 号により平成 28 年 4 月 1 日から廃止とすることから、削除するものであります。

改正後の条例下から 5 行目の行政不服審査会を追加しております。議案第 22 号により新たに審査会を設置するため追加するものであります。

177 ページになります。

改正後の条例で、1 番下に農業委員会委員選考委員会を追加しております。

議案書第 36 号により新たに委員会を設置するため、追加するものであります。

附則としまして、平成 28 年 4 月 1 日から施行としております。

以上提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第 15 議案第 38 号

◇議 長 日程第 15 議案第 38 号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

伊藤産業課長。

◇産業課長 議案書 355 ページになります。

議案 38 号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成 28 年 3 月 8 日提出 大空町長 山下英二」

今回の条例改正の一部改正への趣旨でございますけれども、昨年 10 月に北海道に接近をして通過しました台風 23 号によりまして、農業、特に農地への被害が大きくなったところでございます。

この被害の復旧にあたりましては、農地災害復旧工事での復旧、また多面的支払事業での支援により復旧工事を進めることとしておりますけれども、農業者が負担しなければならない費用が大きくなりますことから、町の中心的産業であります農業の振興を図る上で、救済措置を講ずる必要があるものと考えているところでございます。

町といたしましては、この災害復旧に要する費用の一部として、女満別町農協及び網走オホーツク農協が融資する資金において、農業者の利子が無利子とする条例を改正するものでございます。

説明は、参考資料 179 ページの新旧対照表にて申し上げますので、お開きをいただきたいと存じます。

改正の内容ですけれども、第 4 条中、家畜排せつ物処理施設を家畜排せつ物処理施設及び天災による農地、採草放牧地、耕作道、農用施設等の被害の復旧及び損害の補償に要する資金に改めるものでございます。

次に、附則の第 3 項の次に 4 項として平成 27 年 10 月発生の天災による農地、採草放牧地、耕作道、農用施設等の被害の復旧に要するため、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに貸し付けられた資金については、別表の規定にかかわらず、借入者負担率分を大空町が負担し、大空町の補給率を基準金利の 10 分の 10 以内とするものでございます。

別表につきましては、農協補給率の欄、10、基準金利の 2 分の 1 以内を基準金利の 3 分の 1 に改め、また、183 ページになりますけれども、天災項中、農用施設等の復旧を農用施設等の被害の復旧に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、条例改正の内容につきまして御説明申し上げましたので、御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

◇議長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よってそのように決しました。

◎日程第１６ 議案第３９号

◇議 長 日程第１６ 議案第３９号 大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

林総務課参事。

◇総務課参事 議案書３５９ページをお開き願います。

「議案第３９号 大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定についてこのことについて、別紙のとおり提出する。平成２８年３月８日提出 大空町長 山下英二」

提案理由の説明につきましては、手元の参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の１番最後１８５ページをお開き願います。

本条例において企業振興を図るための助成措置を受けることのできる指定期間が平成２７年度末までとなっていますことから、第２次大空町総合計画の期間にあわせ、第３条第３項中の平成２８年３月３１日までを平成３８年３月３１日までに改めるものでございます。

附則としまして、この条例は平成２８年４月１日から施行することとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げますので御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。

議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第１７ 議案第４０号から議案第

◇議 長 日程第１７ 議案第４０号 平成２８年度大空町一般会計予算から日程第２４ 議案第４７号 平成２８年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで８件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の３６３ページになります。

「議案第４０号 平成２８年度大空町一般会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。平成２８年３月８日提出 大空町長 山下英二」

別冊で配付しております平成２８年度大空町各会計予算書の１ページをお開き願います。

「平成２８年度大空町一般会計予算 平成２８年度の大空町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８４億１，８９９万円と定める。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表 歳入歳出予算による。」２ページから６ページにわたり掲載しています歳入及び歳出予算です。

「（債務負担行為）第２条 地方自治法第２１４条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第２表 債務負担行為による。」７ページの２件、７１２万円の債務負担行為を設定しようとするものであります。

「（地方債）第３条 地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第３表 地方債による。」８ページから９ページにわたり掲載しています２４件、１１億５，８１７万６，０００円の地方債です。

「（一時借入金）第４条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１４億５，０００万円と定める。」一時的な資金不足を補うための一時借入金の限度額を地方債と国の補助金額を目安に設定しようとするものであります。「平成２８年３月８日提出 大空町長 山下英二」

議案書の３６５ページをお開き願います。

「議案第４１号 平成２８年度大空町国民健康保険事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。平成２８年３月８日提出 大空町長 山下英二」

予算書の２３３ページをお開き願います。

「平成２８年度大空町国民健康保険事業特別会計予算

平成２８年度の大空町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１３億６，３１６万６，０００円と定める。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。」２３４ページから２３５ページに掲載しています歳入及び歳出予算です。「平成２８年３月８日提出 大空町長 山下英二」

議案書の３６７ページをお開き願います。

「議案第４２号 平成２８年度大空町後期高齢者医療特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。平成２８年３月８日提出 大空町長 山下英二」

予算書の２５７ページをお開き願います。

「平成２８年度大空町後期高齢者医療特別会計予算

平成２８年度の大空町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億７８６万２，０００円と定める。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。」２５８ページから２５９ページに掲載しています。歳入歳出歳入及び歳出予算です。「平成２８年３月８日提出 大空町長山下英二」

議案書の３６９ページをお開き願います。

議案第４３号 平成２８年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。平成２８年３月８日提出 大空町長 山下英二」

予算書の２６９ページをお開き願います。

「平成２８年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算

平成２８年度の大空町介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第１条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ７億４，９１８万６，０００円と定める。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。」２７０ページから２７１ページに掲載しています。歳入及び歳出予算です。「平成２８年３月８日提出 大空町長山下英二」

議案書の３７１ページをお開き願います。

「議案第４４号 平成２８年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。平成２８年３月８日提出 大空町長 山下英二」

予算書の２９１ページをお開き願います。

「平成２８年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算

平成２８年度の大空町介護サービス事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８０６万７，０００円と定める。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。」２９２ページから２９３ページに掲載しています。歳入及び歳出予算です。「平成２８年３月８日提出 大空町長 山下英二」

議案書の ３７３ページをお開き願います。

「議案第４５号 平成２８年度大空町簡易水道事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。平成２８年３月８日提出 大空町長 山下英二」

予算書の３０５ページをお開き願います。

「平成２８年度大空町簡易水道事業特別会計予算

平成２８年度の大空町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算） 第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億５，０６５万円と定める。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表 歳入歳出予算による。」３０６ページから３０７ページに掲載しています歳入及び歳出予算です。

「（地方債） 第２条 地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額 起債の方法、利率及び償還の方法は、第２表地方債による。」３０８ページの３件７，４２０万円の地方債です。

「（一時借入金） 第３条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、８，０００万円と定める。」地方債の限度額を目安に設定しようとするものであります。「平成２８年３月８日提出 大空町長 山下英二」

議案書の３７５ページをお開き願います。

「議案第４６号 平成２８年度大空町下水道事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。平成２８年３月８日提出 大空町長 山下英二」

予算書の３２５ページをお開き願います。

「平成２８年度大空町下水道事業特別会計予算

平成２８年度の大空町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算） 第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億５，３４６万５，０００円と定める。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。」３２６ページから３２７ページに掲載しています歳入及び歳出予算です。

「（地方債） 第２条 地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第２表地方債による。」３０８ページの２件、６，２７０万円の地方債です。

「（一時借入金） 第３条地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、７，０００万７，０００万円と定める。」地方債の限度額を目安に設定しようとするものであります。「平成２８年３月８日提出 大空町長 山下英二」

議案書の３７７ページをお開き願います。

「議案第４７号 平成２８年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

このことについて、別冊のとおり提出する。平成２８年３月８日提出 大空町

長 山下英二」

予算書の347ページをお開き願います。

「平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

平成28年度の大空町個別排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,949万3,000円と定める。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。」348ページから349ページに掲載しています歳入及び歳出予算です。「平成28年3月8日提出 大空町長 山下英二」

以上、提案理由につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案については、議長除く11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって本案については、議長除く11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。
暫時休憩します。

（休憩 午後02時45分）

（再開 午後02時46分）

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩中に議員控室において予算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。

再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後 0 2 時 4 6 分)

(再開 午後 0 3 時 0 2 分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

先ほど、予算審査特別委員会に付託しました議案第 4 0 号から議案第 4 7 号まで 8 件については、会議規則第 4 6 条第 1 項の規定によって、3 月 1 5 日までに審査を終了致すよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 0 号から議案第 4 7 号までの 8 件については、3 月 1 5 日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

ここで諸般の報告をいたします。

休憩中に先ほど設置されました予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に深川昇議員。

副委員長に沢出好雄議員が互選された旨の報告がありました。

◇議 長 お諮りします。

3 月 1 2 日と 3 月 1 3 日の 2 日間は、会議規則第 1 0 条第 1 項の規定による休会とし、3 月 1 0 日、1 1 日、1 4 日の 3 日間は、予算審査特別委員会開催に伴う議事の都合によって、会議規則第 1 0 条第 2 項による休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、3 月 1 0 日から 3 月 1 4 日までの 5 日間は、休会とすることに決定しました。

3 月 1 5 日の会議は、中学校の卒業式が行われますので、会議の開始時刻を午後 1 時に繰り下げて開くことにします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦勞様でした。

(散会 午後 0 3 時 0 5 分)

平成 2 8 年 第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 平成28年 3 月 8 日
- ・ 開 会 平成28年 3 月 8 日
- ・ 閉 会 平成28年 3 月 15 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	10 番	後	藤	幸	太 郎
4 番	沢	出	好	雄	11 番	深	川		昇
5 番	品	田	好	博	12 番	近	藤	哲	雄
6 番	松	田	信	行					

2 不応招議員は次のとおりである。

9 番 小 島 一 弘

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		産業課参事
総合支所長		産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課長		建設課参事
総務課参事		住民福祉課長
住民課長		産業建設課長
福祉課長		総務課主幹
産業課長		
教育長		生涯学習課参事
生涯学習課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成28年第1回大空町議会定例会議事日程

第3号 平成28年3月15日（火） 13時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 議員の辞職について
- 日程第3 議案第15号 新町建設計画の一部変更について
- 日程第4 議案第16号 大空町過疎地域自立促進市町村計画について
- 日程第5 議案第17号 オホーツク東部広域農業水利管理協議会規約の変更について
- 日程第6 議案第18号 農業用施設災害復旧事業の施行について
- 日程第7 議案第19号 大空町課設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第20号 大空町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第21号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第10 議案第22号 大空町行政不服審査会条例制定について
- 日程第11 議案第23号 大空町地域審議会条例を廃止する条例制定について
- 日程第12 議案第24号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第25号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第26号 大空町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第27号 大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第28号 大空町簡易水道事業基金条例を廃止する条例制定について
- 日程第17 議案第29号 大空町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議案第30号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議案第31号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 議案第32号 大空町広域入所に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第21	議案第33号	大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第22	議案第34号	大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第23	議案第35号	大空町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第24	議案第36号	大空町農業委員会委員選考委員会条例制定について
日程第25	議案第37号	大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定について
日程第26	議案第38号	大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定について
日程第27	議案第39号	大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について
日程第28	議案第40号	平成28年度大空町一般会計予算
日程第29	議案第41号	平成28年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
日程第30	議案第42号	平成28年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
日程第31	議案第43号	平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
日程第32	議案第44号	平成28年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
日程第33	議案第45号	平成28年度大空町簡易水道事業特別会計予算
日程第34	議案第46号	平成28年度大空町下水道事業特別会計予算
日程第35	議案第47号	平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計予算
日程第36	議案第48号	平成27年度大空町一般会計補正予算（第11号）
日程第37	選挙第1号	網走地区消防組合議会補欠議員の選挙について
日程第38	報告第1号	専決処分の報告について
日程第39	発議第3号	大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
日程第40	発議第4号	議会運営委員会の閉会中の継続調査について
日程第41	発議第5号	各常任委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第42	発議第6号	懸案事項促進のための議員派遣について
日程第43	報告第2号	平成27年度定期監査結果報告について
日程第44	報告第3号	例月出納検査報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下 英二	教育委員会委員長	相馬 隆
代表監査委員	近藤 克郎	農業委員会会長	山神 正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口 明夫	産業課参事	中村 直樹
総合支所長	菊地 教男	産業課参事	秋葉 暢康
会計管理者	丹治 健	建設課長	佐薙 幸史
総務課長	藤田 勉	建設課参事	高島 清和
総務課参事	林 敏美	住民福祉課長	平田 義和
住民課長	山本 勝栄	産業建設課長	田中 信裕
福祉課長	南部 猛	総務課主幹	松川 一正
産業課長	伊藤 裕幸		

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊 國夫		
生涯学習課長	佐々木 徳幸	生涯学習課参事	田端 久剛

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷 裕幸
------	-------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田 勝弥
------	-------

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	大槻 明弘
主査	土田 康裕

以上のとおり報告する。

平成28年 3 月15日

大空町議会議長 近藤 哲雄

(開議 午後１時００分)

◎開議の宣告

- ◇議 長 ただいまから平成２８年第１回大空町議会定例会第８日目の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、議長において、１０番 後藤幸太郎議員、及び１１番 深川昇議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

- ◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は、１１名であります。
小島一弘議員から欠席の旨、届出があります。
本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は、一覧表として配付しているとおりであります。
なお、職務の都合により、一部に移動がある場合がありますことを御了承願います。
本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。
以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第２ 議員の辞職について

- ◇議 長 日程第２ 議員の辞職についてを議題とします。
９番 小島一弘議員から、平成２８年３月３１日付けで辞職したいと辞職願が提出されています。
事務局長に辞職願を朗読いたさせます。
事務局長。

- ◇議会事務局長 平成２８年３月９日、大空町議会議長 近藤哲雄様 大空町議会議員 小島一弘、代筆 小島良子、辞職願 私は、このたび病気療養に専念するため、平成２８年３月３１日をもって、大空町議会議員を辞職したいので、大空町議会会議規則第９９条の規定により、辞表を提出しますので、地方自治法第１２６条に基づき、許可くださるようお願いいたします。

以上でございます。

◇議 長 お諮りします。

小島一弘議員が平成28年3月31日付けで、辞職することを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって小島一弘議員が、平成28年3月31日付けで、議員を辞職することを許可することに決定しました。

◎日程第3 議案第15号

◇議 長 日程第3 議案第15号 新町建設計画の一部変更についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 新町建設計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 新町建設計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第16号

◇議 長 日程第4 議案第16号 大空町過疎地域自立促進市町村計画についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 大空町過疎地域自立促進市町村計画についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 大空町過疎地域自立促進市町村計画については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第17号

◇議 長 日程第5 議案第17号 オホーツク東部広域農業水利管理協議会規約の変更についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 オホーツク東部広域農業水利管理協議会規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 オホーツク東部広域農業水利管理協議会規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第18号

◇議 長 日程第6 議案第18号 農業用施設災害復旧事業の施行についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１８号 農業用施設災害復旧事業の施行についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号 農業用施設災害復旧事業の施行については、原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第１９号

◇議 長 日程第７ 議案第１９号 大空町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１９号 大空町課設置条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号 大空町課設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第２０号

◇議 長 日程第8 議案第20号 大空町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号 大空町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 大空町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第21号

◇議 長 日程第9 議案第21号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２１号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第２２号

◇議 長 日程第１０ 議案第２２号 大空町行政不服審査会条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２２号 大空町行政不服審査会条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号 大空町行政不服審査会条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第２３号

◇議 長 日程第１１ 議案第２３号 大空町地域審議会条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２３号 大空町地域審議会条例を廃止する条例制定についてを

採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２３号 大空町地域審議会条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第２４号

◇議 長 日程第１２ 議案第２４号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２４号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号 大空町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第２５号

◇議 長 日程第１３ 議案第２５号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２５号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４ 議案第２６号

◇議 長 日程第１４ 議案第２６号 大空町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２６号 大空町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号 大空町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５ 議案第２７号

◇議 長 日程第１５ 議案第２７号 大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号 大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 大空町の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第28号

◇議 長 日程第16 議案第28号 大空町簡易水道事業基金条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を行っておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 大空町簡易水道事業基金条例を廃止する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 大空町簡易水道事業基金条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第29号

◇議 長 日程第17 議案第29号 大空町学校給食センター条例の一部を改正

する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２９号 大空町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号 大空町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 議案第３０号

◇議 長 日程第１８ 議案第３０号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第３０号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３０号 大空町立幼稚園入園料及び保育料に関する条例の

一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 議案第３１号

◇議 長 日程第１９ 議案第３１号 大空町立へき地保育条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第３１号 大空町立へき地保育所の条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号 大空町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第２０ 議案第３２号

◇議 長 日程第２０ 議案第３２号 大空町広域入所に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第３２号 大空町広域入所に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号 大空町広域入所に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第２１ 議案第３３号

◇議 長 日程第２１ 議案第３３号 大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第３３号 大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号 大空と町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第２２ 議案第３４号

◇議 長 日程第２２ 議案第３４号 大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号 大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第35号

◇議 長 日程第23 議案第35号 大空町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 松田議員。

◇松田議員 農業委員会等に関する法律及び農地法改正について、何点かお尋ねしたいと思います。

私も、農業に関わる一人として、この農業委員会という位置づけは、非常に大切だと思っています。

本町においても、農地の流動化が進んでいる中、集約的それから面積要件、そしてまた経済的なことを含めながらの難しい判断の中、土地が斡旋されています。この場を借りて、その部分については、敬意を表したいと思います。

今までは、公選及び推薦枠という中で、大空町も農業委員会が運営されてきました。今回、大きく法が改正した中で、この法の改正の背景とは何なのか。そこから辺をまずお聞きしたい。

それと今回、1月29日に農業委員会から町に、定数の確保について27人という要望書が出されております。この27人ということについて、農業委員会ではどう整理されたのか。

先ほども言いましたように、今までの農業委員会は、公職選挙法それから推薦枠の中で運営してきました。そこら辺も加味して、説明をいただければと思います。

◇議 長 産業課長。

◇産業課長 ただいまの松田議員の御質問ですけれども、今回の法改正の背景、それから農業委員の定数についての御質問ということでございます。

昨年9月4日に公布されました農業協同組合法等の一部を改正する法律の中におきまして、農業委員会等に関する法律もあわせて改正されておりました、その中で農業委員の定数につきましては、条例で定めることというふうになってございます。

この関係につきましては、昨年来、農業委員会において、現状等について、数度にわたりまして検討がされてきております。その経過、詳細につきましては、農業委員会の方でこれまで協議をしてきているという状況もございますので、農業委員会の方から、その辺の説明をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

◇議 長 農業委員会事務局長。

◇農業委員会事務局長 松田議員の御質問にお答えしたいと思います。

国におきましては、農業の成長産業化に向けた一体改革といたしまして、農業協同組合や農業委員会の制度改革をこのたび行っております。

先ほどのお話があったように、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律におきまして、農業協同組合の一部改正、農業委員会等に関する法律の一部改正があわせて行われております。

この農業委員会制度の改革の目的といたしましては、農業委員会の主たる業務であります農地利用の最適化、担い手への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入などの促進をより良く果たせるためにする改革というふうになっております。

この農業委員会等に関する法律の改正の中で、今までの農業委員の選出方法を大きく変更しております。今までは、選挙制と農業団体や議会推薦による市町村長の選任制の併用で、委員が選出されておりましたが、今後は、地域の農業をリードする担い手が就任するようにするため、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更しております。

あわせて、このたび新設されたものとして、農地利用最適化推進員というもの、今回の改正で農業委員とは別に新設されております。これにつきましては、各地域において、農地の幹旋や現地の確認の活動を中心に行うなど、農地利用の最適化を推進すること目的として、この推進員を新設しております。

特に、本州等におかれましては、農業者が減少して農業委員の成り手が少な

く、担い手の農地の集積、集約化が進んでいないことや、耕作放棄地が発生していることから、それらの解消に向けて、地域活動を中心に行う推進員が設置されたところでございます。

なお、この農地利用最適化推進員につきましては、農地の担い手への集積率が70%を超えており、なおかつ遊休の農地率が1%未満の市町村においては、置かなくても良いこととされておりますので、北海道におきましては、本町を含めまして、ほとんどの市町村が置かなくて良いこととなっております。

大空町におきましては、1月26日の農業委員会の総会におきまして、最適化推進員を置かないことを決定しているところでございます。

このことと1月26日の総会におきましては、今まで検討してきた農業委員の定数につきまして、27人と決定して、町の方に要請したところでございます。

定数の根拠でございますが、現在の選挙による委員定数が18人、町長の選任による委員の定数が農業団体等の推薦、これは農協、共済組合、土地改良区でございますが、これが4人、議会による推薦が4人となって計8人、合わせて26人でございます。

このたびの改正では、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、市町村長の農業委員の任命にあたっては、農業委員会の業務に関し、利害関係を有しない者を、この度は含まれるようにしなければならないとされております。

そのため、この1名を加えて、現状の体制を維持しつつ、利害関係のない者を1名以上を農業委員にするという改正の対応のため、1名増の27人とするものでございます。

また、委員の定数につきましては、政令によりましてその区域内の農業者の数、または農地面積により、農業委員の定数の基準が定められておりまして、本町におきましては、推進員を置かない場合は、27人が上限となっておりますので、その定数にも合致しているものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、御理解を賜りたいと存じます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 もう少し具体的に質問させていただきたいと思うのですが、今現状は、公職選挙法推薦枠という形をとっていますけれども、この推薦枠、これについては農業委員会は、これまでの運営を通して、その必要性も含めてどう考えられておりますか。

◇議 長 農業委員会事務局長。

◇農業委員会事務局長 今までの推薦枠につきましては、農業団体が4名、議会による推薦が4名となっております。

平成25年度までにつきましては、議会による推薦が2人でありましたが、女性委員を推薦いただきまして、その方を合わせて4名ということになっておりま

す。

現状においては、4人プラス4人で8人が全て推薦されている状況でございますけれども、農業委員会で検討した中では同じように、また女性委員についても、参画していただきたいという考えもありますし、各農業団体からの御意見等も頂戴しながら業務を進めてまいりたいという考えもございましたので、その分については、8名という考えをしたところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 この農業委員は、本当に先ほど説明にもありましたように、内地でもそうなのでしょう。

私、周りを見ても、当町においてもなかなかこの役職っていうのは、やりたがる人はなかなか、できればという人がたくさん、その中で無理やりお願いして選出している経過があるのではないかと思います。

そういったことを含めて、ちょっとお聞きしたいのですけれども、今回、この要件を見ると、住所要件は無いと、これ極端な話、他町村からでも農業委員になれると、これ考えたときにどうなのでしょう。当町の委員会の現実を考えたところで、地域性ということを考えて機能が発揮できるのかどうか危惧するところがあるのです。

もう一つ、利害関係のない者を1名任命するとあります。これ端的に言うと、農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をすることのできる人と、こう書いてありますけれども、これを実際、誰々さん出てくれとは言えないですよ、こちら側、任命する方から、どうやって確保するのか。ちょっと思うんです。

私の勘違いだったら訂正してください。どうやって確保するのでしょうか。

それと、もう一つ、現実定数27人を満たさない場合は、どういうふうに考えたらよろしいでしょうか。

ちょっとお考えを聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 農業委員会事務局長。

◇農業委員会事務局長 まず町外からの応募ですとか、利害関係人ということでございますけれども、農業委員会等に関する法律におきまして、委員の任命につきましては、委員は農業に関する識見を有し、農地等利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に関する事項に関して、職務を適切に行うことができる者の中から、市町村長が、議会の同意を得て任命することとなっております。

ですので、町外の方が、こういった意図で出るのかということもあるのかと思いますが、基本的には、こういった農業に関する識見を有しているということを考えに入れながら、選考委員会等で、最終的には選任をし、任命するような流れに

なるかというふうに考えております。

また、利害関係人につきましても、このように農業に関する識見を有する者で利害関係がない者のということです。農業委員会の上部団体であります北海道農業会議等から例として挙げられているのは、弁護士等とかが言われておりますが、現実、小さい町村においては、そういったこともなかなか難しいことでもありますので、いわゆる行政ですとか、農業団体のOBだとか、そういう識見を有する方に応募願うというふうに考えることなのかというふうに思っております。

また、農業委員が定数に満たない場合でございますけれども、今回、選任するためには、推薦及び公募による委員の募集を行います。委員の定数に関することに関しましては、今回の法及び政令、省令において、補充についての規定というものは、特段、定めたものがございません。

ただ、先ほど言いました上部団体の農業会議の例を参照いたしまして、このたびの条例及び規則等におきましては、農業委員会は審査機能を有する組織でありまして、一定の委員数のもとに公正、中立が保たれ、農業委員会の機能を維持するためには、一定数の確保が必要と考えておりますので、欠員等、不足が生じた場合には、状況によって補充のための募集をするというふうに考えております。

ですので、欠員が出たからすぐ機能が果たせないかどうかということでもないと思いますので、状況判断をしながら、募集等をするというふうに考えてございます。以上、よろしくお願いいたします。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 制度が変わるということは、本当に大変なことです。

公募、推薦、どういうことがこれから想定されるか、私もまだまだわからないところがあるのですが、ただ、いかんせん言えることは、いかに法が変わろうと農業委員会の機能、これが効率的に効果的に発揮できるよう、それは考えなければいけないと思います。

そこで、最後の質問にしますけれども、まだこれを施行するには1年余裕がありますけれども、この間、この方法、やっぱり地域性ということを考えたときに、特に、そういう思いは強いと思うのですが、そこら辺の地域に対しての、あるいは地域だけじゃない町全体にしても、各関係者にしても、この法の改正の趣旨をしっかりと伝えないと、空振りになってしまうような感じがするのです。

この説明責任と言ったらおかしいですけども、説明するというのを農業委員会の立場では、今後どういうふうに考えられておりますか。

◇議 長 農業委員会事務局長。

◇農業委員会事務局長

この法の趣旨をなかなか伝えるというのは、確かに難しいことかもしれませんが、今後、広報、ホームページ等を通じながら、そういったものを説明しながら

ら、あとは現職の委員さんもいらっしゃいますので、それぞれ地域から出ているということもございます。そういったことを委員さんとも御相談しながら、そういった改正の内容について趣旨がうまく伝わるように、検討してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいというふうにお願いいたします。

◇議 長 6 番 松田議員。

◇松田議員 再度最後に、今回の法改正については、町長に任命責任があります。そして議会の同意を得るという形の中で、お伺いします。

これ先ほどから繰り返しますけども、法改正によって、やってみなければわからない、課題も出てくるでしょう。極端な話、この定数 27 人が、効率、効果的な人数なのか、それすらまだわからないところがありますけども、今後、進めていく中で、この定数について状況を見て、変更するということの考えがあるかどうか、町長に、最後に御意見をいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 私からお答えを申し上げたいと思います。

今回の提案につきましては、私から提案をさせていただいた内容でございます。また、提案するにあたりまして私の考え方、思いというものもございました。私がまず思いましたのは、今まで公職選挙法に基づいて 18 人の委員の方々が選任をされ、その他、各関係機関から推薦などをいただいた 8 名の方がいらっしゃいます。この考え方ですけれども、公職選挙法で選ばれた委員の方々、当然農業者であるわけでありますけれども、その他いろいろな立場からこの農業を、さらには農地の幹旋業務等、そういったものに関わる中で、多種多様な考え方、また立場の方々を入れて農業委員会を構成していくということが、一つの目的であって、その推薦枠というものがあつたのではないかと思っているところであります。

そんな中で、今回の改正では全てが選考委員会を通しながら、私が議会の同意をいただきながら、任命をするという形になっております。そう考えますと、私が提案をさせていただく段階でいろいろな立場の方々に参画をいただく、そういうことが可能になる制度ではないかと、そのように考えたところでございます。

そのように考えますと、今までの数、そのままということでもなくとも良いという考え方も出てくるのではないかと、私は、そのようにも、ある方向から考えたところであります。

ただ、今回のこの法律の改正によって、選出方法を含めて大きく変わるという中であつて、農業者の方々、また、そういった関係する方々の不安も非常に大きいのではないかと考えたところもございます。そんな中で、実際に農地の幹旋業務、また後継者の確保業務などに携わっていただいております農業委員会の方々が、それぞれ皆さん方の問題として、地域の農業の問題として御議論をいただい

た中で、今回は、２７人というな限度の人数について提案をいただきたい、そういう趣旨でございました。

それは、今回の大改正の中で、本当にこの新しい制度が機能していくかどうか、その不安を抱えながらのスタートということになるのかと感じたところでございます。

そんなことから、この今回の御提案は２７人の限度の人員について、お認めを賜りたいと思っておりますが、実際に、この制度がこの方式でスタートをして、１期３年間で、この人数のことも検討していかなければなりませんし、順調と言いましょうか、今までの農地の業務などが円滑に、そのままスムーズに新しい体制でも取り組んでいくことができるのかというところは、しっかりと確認をしていかなければならないものと思っております。

また、私が思っておりますのは、議員も言われておりましたように農業委員の方々の業務というものは、非常に多忙ですし、なかなか難しい側面を抱えているという中にあって、報酬等のあり方などというものも、本来は検討して行かなければならない側面もあるのではないかと思っております。

今回、新しい体制でスタートし、その最初の期間の中で、そういったもろもろのことを全て検証をさせていただきながら、その次の段階について、その検証結果をもとにしながら、改めて御相談をさせていただくことにしたいと、そういう思いを持ちながら、今回、そのスタートを切るにあたって、先ほどの不安を解消するという意味から、まず最大限の人員でもっての御提案をさせていただいたところであります。

今後、検証しました結果などについては、議会にもお諮りをしながら、御意見もちょうだいしながら、進めてまいりたいと思っておりますので、このたびの提案については、是非、お認めをいただき、議会の立場からさまざまな御指導を賜りますように、お願いを申し上げたいと存じます。

また先ほど、町内外の方の場合でも可能ということもありましたけれども、どちらかという私の受けとめておりますのは、本州府県における対応のことを想定しているのではないかと思っております。行政区域が狭い中で、その土地の有る場所と住居の有る場所などが異なっているというようなことを鑑みた措置なのではないかと思っております。私どものような地域には、余りあてはまらないと言いましょうか、該当するというようなものではないのではないかと、私自身は、そのように受けとめているところでございます。

そんな中で、運用を進めながら問題点などについて検証してまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 その他質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第３５号 大空町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号 大空町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで１０分間休憩します。

(休憩 午後０１時５２分)

(再開 午後０２時０２分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第２４ 議案第３６号

◇議 長 日程第２４ 議案第３６号 大空町農業委員会委員選考委員会条例制定についてを議題とします。

本案について、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第３６号 大空町農業委員会委員選考委員会条例制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号 大空町農業委員会委員選考委員会条例制定につい

ては、原案のとおり可決されました。

◎日程第２５ 議案第３７号

◇議 長 日程第２５ 議案第３７号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第３７号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第２６ 議案第３８号

◇議 長 日程第２６ 議案第３８号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第３８号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号 大空町農業振興資金利子補給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第２７ 議案第３９号

◇議 長 日程第２７ 議案第３９号 大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

今後については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第３９号 大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号 大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第２８ 議案第４０号から日程第３５ 議案第４７号

◇議 長 日程第２８ 議案第４０号 平成２８年度大空町一般会計予算から、日程第３５ 議案第４７号 平成２８年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの８件を一括議題とします。

予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 深川昇議員。

◇深川議員 予算審査特別委員会における審査結果について報告いたします。

本委員会に付託されました事件は、

議案第４０号 平成２８年度大空町一般会計予算。

議案第４１号 平成２８年度大空町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第４２号 平成２８年度大空町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第４３号 平成２８年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算。

議案第４４号 平成２８年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算。

議案第４５号 平成２８年度大空町簡易水道事業特別会計予算。

議案第４６号 平成２８年度大空町下水事業特別会計予算。

議案第４７号 平成２８年度大空町個別排水処理事業特別会計予算の８件であります。

平成２８年３月９日の平成２８年第１回大空町議会定例会で設置された本委員会に付託された事件は、今後の大空町の方向性にかかわる重大な内容であることから、３月１０日、１１日、１４日に委員会を開催し、説明員の出席を求めて、その内容等を慎重に審査いたしました。

その結果、お手元に配付の委員会審査報告のとおり、本委員会に付託されました８事件は、全て原案を可決すべきものと決定をいたしました。

以上、当委員会に付託された事件の審査結果を申し上げ、大空町議会会議規則第７７条の規定による報告といたします。

よろしくお願いいたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。

議案第４０号 平成２８年度大空町一般会計予算から議案第４７号 平成２８年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの８件を一括して採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号から議案第４７号までの８件を一括して採決することに決定しました。

議案第４０号から議案第４７号までの８件に対する予算審査特別委員会の審査報告は、いずれも原案可決です。

議案第４０号から議案第４７号までの８件は、予算審査特別委員会審査報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４０号 平成２８年度大空町一般会計予算から議案第４７号 平成２８年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの８件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３６ 議案第４８号

◇議 長 日程第３６ 議案第４８号 平成２７年度大空町一般会計補正予算第１号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 定例会追加議案書の１ページをお開き願います。

「議案第４８号 平成２７年度大空町一般会計補正予算（第１１号）

平成２７年度大空町一般会計補正予算（第１１号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，１９７万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８４億３，８３２万７，０００円とする。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。（繰越明許費の補正）第２条 繰越明許費の追加は、第２表繰越明許費補正による。（地方債の補正）第３条 地方債の変更は、第３表地方債補正による。平成２８年３月１５日提出 大空町長 山下英二」

３ページをお開き願います。

第１表 歳入歳出予算補正、歳入です。

１４款 国庫支出金に１，２５９万円を追加、１７款 寄附金に２５０万円を追加、１８款 繰入金に３７８万３，０００円を追加、２１款 町債に３，３１０万円を追加、歳入合計は５，１９７万３，０００円を追加し、８４億３，８３２万７，０００円とするものです。

４ページをお開き願います。歳出です。

２款 総務費に５０万円を追加、３款 民生費に２００万円を追加、６款 農林水産業費に１５２万３，０００円を追加、１０款 教育費に４，７９５万円を追加、歳出合計は、５，１９７万３，０００円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

５ページになります。第２表 繰越明許費補正 １追加。

１０款２項 東藻琴小学校大規模改修事業の４，７９５万円は、平成２７年度国の補正予算により、照明のＬＥＤ化、データ通信の無線化、トイレの改修などの改修工事を行うもので、年度内に完了しないため、繰り越すものであります。

６ページをお開き願います。

第３表地方債補正、１変更、東藻琴小学校整備事業債は、限度額１億７，９４０万円に３，３１０万円を追加し、２億１，２５０万円に変更するものです。

第２表で説明しました２７年度国の補正予算により、東藻琴小学校大規模改修事業の実施に伴い、借入れるため変更するものであります。

起債の方法、利率に変更ありませんが、償還の方法は、追加分の借入れが補正予算債を予定するため、２５年以内の償還に変更とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。

歳出から説明しますので、１２ページ、１３ページをお開き願います。

２款１項９目 財政調整基金積立金の２５節 積立金に５０万円を追加しています。

消防設備の充実に役立てて欲しいと１件５０万円の寄附がありました。２７年度において活用できないことから、２８年度で活用するため財政調整基金に積み立てるものであります。

3款1項1目 地域福祉医療基金管理費の25節 積立金に200万円を追加しています。地域福祉医療に役立てて欲しいと2件200万円の寄附がありました。27年度において活用できないことから28年度での活用を行うため、地域福祉医療基金に積み立てるものであります。

6款1項4目 東藻琴乳酪館管理費の15節 製造室暖房設備取替工事に15万2千3,000円を追加しています。暖房用の温水を循環させる設備が故障したため、取替えるものであります。

10款2項1目 東藻琴小学校大規模改修事業の15節 東藻琴小学校大規模改修工事に4,795万円を追加しています。27年度国の補正予算により照明のLED化、データ通信の無線化、トイレ改修などの改修工事を行うもので、年度内に完了しないため、翌年度へ繰り越して実施するものであります。

続きまして、歳入の説明をしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

14款2項4目1節 学校施設環境改善交付金に1,259万円を追加しています。27年度国の補正予算により28年度へ繰り越して実施する東藻琴小学校大規模改修事業にかかわる補助金であります。

17款1項1目1節 一般寄附金に250万円を追加しています。3件250万円の寄附をいただいたものであります。

18款1項4目1節 公共施設等整備基金繰入金に15万2千3,000円を追加しています。東藻琴乳酪館の暖房設備取替工事の財源とするため、繰り入れるものであります。

同じく7目1節 学校教育施設建設基金繰入金に226万円を追加しています。28年度へ繰り越して実施する東藻琴小学校大規模改修事業の財源とするため、繰り入れるものであります。

21款の町債につきましては、第3表地方債補正で説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号 平成27年度大空町一般会計補正予算(第11号)を

採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号 平成２７年度大空町一般会計補正予算（第１１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３７ 選挙第１号

◇議 長 日程第３７ 選挙第１号 網走地区消防組合議会補欠議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第２１８条第２項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、網走地区消防組合議会補欠議員に、松岡克美議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました松岡克美議員を網走地区消防組合議会補欠議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました松岡克美議員が、網走地区消防組合議会補欠議員に当選されました。

ただいま網走地区消防組合議会補欠議員に当選された松岡克美議員が議場におられます。

会議規則第３３条第２項の規定によって当選の告知をします。

◎日程第３８ 報告第１号

◇議 長 日程第３８ 報告第１号 専決処分の報告についてを議題とします。

山下町長からお手元に配付しているとおり、専決処分の報告がありましたので、本件について説明を求めます。

高島建設課参事。

◇建設課参事 議案書７ページでございます。

「専決処分第1号 専決処分書 町有車両に起因して発生した物損事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成28年3月4日 大空町長 山下英二

記 1 和解内容」別紙となっておりますが、後ほど説明させていただきます。

「2 損害賠償の額 36万6,631円、3 和解の相手方 網走市南4条西4丁目1番地の1 北海道電力株式会社網走営業所 所長 南部 徹」

和解の内容、別紙でございます。

「和解内容 1 事故の原因 (1) 事故発生日時 平成28年1月28日 午後3時40分頃、(2) 事故車両 北見830す5900 (除雪トラック)」となっております。「(3) 事故発生場所 大空町女満別夕陽台2丁目70番1 (4) 事故車両の運転者 中村真一」大空町との関係ですけれども、道路橋梁及び河川の維持管理に関する指定管理者 大空総合管理協同組合冬期臨時職員でございます。「(5) 事故の相手方 網走市南4条西4丁目1番地の1 北海道電力株式会社網走営業所 (6) 事故の概要 町道除排雪作業中において、車両方向転回のため後退中に、車両後部が北海道電力株式会社所有のコンクリート柱に接触し、破損を与えた。」

「2 和解の条件 (1) 事故の第1当事者 (甲) 大空町長 山下英二 (2) 事故の第1当事者 (乙) 網走市南4条西4丁目1番地の1、北海道電力株式会社網走営業所 所長 南部 徹 (3) 過失割合 甲：100%、乙：0% (4) 損害賠償の額 36万6,631円 (5) 支払期限 甲は、乙に対して、本件物損事故による損害賠償額として金36万6,631円を平成28年3月17日までに支払うものとする。(6) 異議の申立て 示談書(承諾書)の締結後は、甲・乙間において今後本件に関しては異議申立てをしないことを約束する。」

なお、本件事故につきましては、運転者及び助手の後方確認不足によることから、除雪従事者に対し、指導、教育するよう大空町管理協同組合へ申し入れております。

また、今後につきましても、再発防止に向け、事故内容の検証、今後の事故防止、安全対策への指導をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 これで専決処分の報告については終わります。

◎日程第39 発議第3号

◇議 長 日程第39 発議第3号 大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番 松岡克美議員。

◇松岡議員 議会提出議案書の9ページでございます。

「発議第3号 大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。平成28年3月15日提出 提案者 大空町議会議員 松岡克美、松田信行」両議員であります。

議会における欠席の届の取り扱いに関しまして、社会情勢などを勘案し、出産の場合の届け出について、新たに規定しようとするものであります。

詳細は、条例新旧対照表で説明いたしますので、参考資料1ページを御覧いただきたいと思っております。

第2条 欠席の届け出に第2項として、「議員が出産のために出席できないときは、日数を定めて、予め議長に欠席届を提出することができる。」を追加しようとするものであります。

附則 この規則は、公布の日から施行することといたしております。

以上、提案理由を申し上げましたので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号 大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第40 発議第4号

◇議 長 日程第40 発議第4号 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期、日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第４１ 発議第５号

◇議 長 日程第４１ 発議第５号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第４２ 発議第６号

◇議 長 日程第４２ 発議第６号 懸案事項促進のための議員派遣についてを議題とします。

平成２８年度中の懸案事項促進のため、派遣用務の選択、派遣議員の指名、人員、派遣期間及び用務地等について、その都度、議長において検討の上、決定し、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。発議第６号は、そのように決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、懸案事項促進のための議員派遣については、そのように決定しました。

◎日程第４３ 報告第２号

◇議 長 日程第４３ 報告第２号 平成２７年度定期監査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、平成２７年度定期監査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第２号 平成２７年度定期監査報告について報告いたします。

平成27年度の監査につきましては、平成27年12月24日から平成28年1月13日まで、後藤監査委員と共に審査を実施いたしました。

今回、御報告いたします定期監査につきましては、地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査であり、平成26年度の補助金の支出について、監査を実施いたしました。

本年度の定期監査の実施にあたりましては、所管部署からの補助金の支出関係書類の提出を求め、担当者から適宜説明を聴取し、補助金の交付時期及び支出方法を当該事業にとって妥当であるか、また、事業計画書どおり清算が行われているかどうか主眼を置いて、監査を実施いたしました。

監査の結果、お手元に配付の資料に記載のとおり、当該事務に関して、概ね適正に事務が執行されているものと認められました。

なお、補助金の支出方法について改善が必要な事例や、その他事務処理上、留意すべき事項については、所管部署へ意見として申し伝えたところであります。

以上、平成27年度定期監査結果の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで平成27年度定期監査結果報告については、終わります。

◎日程第44 報告第3号

◇議 長 日程第44 報告第3号 例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第3号 例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、平成27年11月分から平成28年1月分であります。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、11月分につきましては12月24日、12月分につきましては1月26日、1月分につきましては2月22日に後藤監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり、相違ありません。

また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで、例月出納検査結果報告については終わります。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

◇議 長 山下町長から発言があれば許します。
山下町長。

◇町 長 平成２８年第１回大空町議会定例会の閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

本定例会におきましては、一般質問を２人の議員の方からちょうだいをいたしました。

また、条例改正などの各議案の審議、人事案件などもございました。さらには、平成２８年度予算という大変重要な審議もちょうだいしたところでございます。

平成２８年度予算につきましては、特別委員会の設置をいただき、その中で詳しく審議をいただいたところであります。あわせて御賛同、可決をいただきましたことに心から感謝とお礼を申し上げるところであります。

また、一般質問や予算の質疑の中におきまして、福祉法人の統合の問題でありますとか、また、商工業の振興と消費者から見た商工業のあり方といったところ、さらには空港の民営化に対する考え方など、普段は、なかなかそこまで突っ込んで御答弁をしてこなかった部分についても、今期議会におきましては、私としては、随分と思い切った中で、胸の内を御答弁としてさせていただいたところでもございます。

そんな意味では、自分自身としても一つ成長させていただいた議会になったかなと、そのように受けとめているところであります。

平成２８年度という年度は、新しい大空町の総合計画の初年にあたります、さらには人口減、少子社会に歯止めをかけるための総合戦略における自主的な初年にあたる年でもあります。

その予算をどのように組み立てていくか、職員共々、大変悩んだところでもございますが、こういった大きな計画や戦略を遂行していくためには、思い切った考え方の中で、予算を計上していかなければならないのではないかと、少し言葉は乱暴でありますけれども、「やっちゃえ」というような気持ちを持ちながら、今回の予算提案をさせていただいたところであります。

しかしながら、私、町政執行方針でも、毎年度同じことを申し上げておりますのは、まちづくりにあっては、町民の皆さんの参画がなければ、全く前には進まないということをお話しております。

予算が決まったから、これでほっとしたという側面は確かにありますけれども、ここでもう一度気を引き締めなければならない。そのように考えております。

さまざまな施設を整備する、また、いろいろ制度をつくる。そして予算措置をして行く。しかしそれだけでは効果は発現されません。整備した施設をどのように活用して行くか、つくった制度をどうやってＰＲをして御利用いただくか、さらに予算を節約することはもちろんでありますけれども、一方では、地域の中の経

済循環に、どのように効果を発揮させるかといったことなど、これからが本番、正念場、力量を問われることになろうかと思っております。そういったことをしっかりと胸にとめながら、２８年度の執行にあたってまいりたいと思っております。

職員共々、一生懸命この予算の執行、事業の執行、施設の整備などにあたってまいりますので、議員の皆様方は、この議会でお寄せいただいた指導の旨を、また２８年度お寄せいただきますようお願いを申し上げ、お礼に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

◇議 長 これで、平成２８年第１回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

(閉会 午後０２時４１分)